

静岡県建設工事共通仕様書 巻末資料 目次

資料名	ページ
① 静岡県建設工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表	巻末 1
② デジタル工事写真の小黑板情報電子化について【共仕 1 編 1-1-2】	巻末 17
③ 設計図書の照査ガイドライン（全工事共通）【共仕 1 編 1-1-3】	巻末 20
④ 静岡県クイックレスポンスガイドライン【共仕 1 編 1-1-5】	巻末 35
⑤ 施工計画書の記載例【共仕 1 編 1-1-6】	巻末 44
⑥ 工事一時中止に係るガイドライン【共仕 1 編 1-1-15】	巻末 65
⑦ 工事請負契約における設計変更ガイドライン（土木工事編） 【共仕 1 編 1-1-16】	巻末 106
⑧ 工事請負契約における設計変更ガイドライン（建築・電気設備・機械設備工事編） 【共仕 1 編 1-1-16】	巻末 133
⑨ 土木工事検査技術基準【共仕 1 編 1-1-22】 検査用コアの取扱いについて別紙	巻末 159
⑩ 工事打合せ簿（参考）【共仕 1 編 1-1-27】	巻末 165
⑪ 静岡県工事等事故報告マニュアル【共仕 1 編 1-1-29】	巻末 166
⑫ 交通規制に伴う承諾書【共仕 1 編 1-1-35】	巻末 181
⑬ 建設業退職金共済組合証紙購入報告【共仕 1 編 1-1-43】	巻末 182
⑭ 品質証明実施基準【共仕 3 編 1-1-8】	巻末 183
⑮ 舗装技術者の配置に関する事務取扱要領【共仕 3 編 1-1-17】	巻末 194
⑯ 静岡県建設工事監理調整会議設置ガイドライン（土木工事編） 【共仕 3 編 1-1-⑱】	巻末 199
⑰ 休日・夜間作業届及び工事成績評価における『休日の確保』について（通知）	巻末 211
⑱ 完成図書チェックリスト、工事特性・創意工夫・社会性チェックリスト	巻末 213
⑲ 静岡県農林土木工事に関する特記仕様書	巻末 215
⑳ 総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書	巻末 237
㉑ 建設リサイクル法届出・通知済シール配布について	巻末 239

静岡市建設工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

No.	提出書類名	建設工事共通仕様書
1	指示・承諾・協議・提出・報告書	
2	施工体制台帳	
3	再下請負通知書	第1編1-1-12施工体制台帳
4	施工体系図	
5	貸与品借用書	第1編1-1-18 支給材料および貸与品
6	支給材料受払簿	
7	支給材料精算書	
8	貸与品返納書	
9	現場発生品届	第1編1-1-19 工事現場発生品
10	搬出調書	第1編1-1-20 建設副産物
11	品質証明書	第3編1-1-8品質証明
12	使用材料品質証明書	第2編第1章第2節工事材料の品質
13	立会願	第3編1-1-6監督員による検査(確認を含む)及び立会等
14	安全・訓練等の実施報告書	第1編1-1-29 工事中の安全確保
15	休日・夜間作業届	第1編1-1-39 施工時期及び施工時間の変更

静岡市建設工事執行規則に基づく主な提出書類一覧表

提出書類名	様式番号	建設工事共通仕様書
下請負人通知書	様式第10号	第1編1-1-11 工事の下請負
工程表	様式第12号	第3編1-1-3工程表及び工事工程月報の月報
工事工程月報	様式第13号	
主任技術者等通知書	様式第14号	(静岡市建設工事執行規則第22条)
材料検査簿	様式第16号	第2編第1章第2節工事材料の品質
工期延長請求書	様式第17号	第1編1-1-17 工期変更
変更工程表	様式第12号	
支給材料受領書	別記6	第1編1-1-18 支給材料及び貸与品
完成届出書	様式19号	第1編1-1-22 工事完成検査
修補完了届出書	様式20号	
出来形確認請求書	様式21号	第1編1-1-24 出来形検査等
工事記録簿	様式第15号	第1編1-1-27 履行報告
天災等による損害発生状況通知書	別記10	第1編1-1-41 不可抗力による損害

主な提出書式一覧表

提出書類名	建設工事共通仕様書
請負代金内訳書	第3編1-1-2請負代金内訳書
工事カルテ	第1編1-1-7配置技術者等について
再生資源利用計画書(実施書)	第1編1-1-20 建設副産物
再生資源利用促進計画書(実施書)	
掛金収納書	第1編1-1-43 保険の付保及び事故の補償
レディーミクストコンクリート取扱基準	第2編第1章第2節工事材料の品質
セメントコンクリート製品取扱基準	
「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取り扱いによる	
盛土材料取扱基準	
「土木工事数量算出要領(案)」による	第3編1-1-7数量の算出
「静岡市土木工事施工管理基準」による	第1編1-1-26 施工管理

No. 1 静岡市建設工事監督規程 第4条

指示, 承諾, 協議, 提出, 報告 書

工 事 名

受 注 者 名

下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。
願いたい。

令和 年 月 日 監 督 員
現場代理人

印

内 容

上記について承諾する。 受理する。

令和 年 月 日 監 督 員
現場代理人

印

(注)

- 1 監督員用、現場代理人用の2部複写とする。

施 工 体 制 台 帳

[会社名] _____
 [事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住 所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇		
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
------	--	----------------	--

現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法	
-------------	--	----------------	--

監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
----------------	------------	---------	--

専 門 技術者名		専 門 技術者名		
	資 格 内 容		資 格 内 容	
	担 当 工事内容		担 当 工事内容	

外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	----------------------------	-----

《一次下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現 場 代理人名		安全衛生 責任者名	
	権限及び 意見申出方 法		安全衛生 推進者名
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名	
	資 格 内 容		専 門 技術者名
		資 格 内 容	
		担 当 工事内容	

外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	----------------------------	-----

- ※添付書類
- 1 発注者との請負契約書の写し
 - 2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
 - 3 監理(主任)技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)
 - 4 監理(主任)技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)
 - 5 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

令和 年 月 日

再 下 請 負 通 知 書

【報告下請負業者】

直近上位 注文者名		住 所	
元請名称		会社名	
		代表者名	

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
現 場 代理人名		雇用管理 責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名	
主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工事内容	

外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現 場 代理人名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名	
資 格 内 容		専 門 技術者名	
		資 格 内 容	
		担 当 工事内容	

外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
----------------------------	-----	----------------------------	-----

※添付書類
・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	0

工期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

元請名	
監督員名	
監理(主任)技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	総括安全衛生責任者
----	-----------

書記

副会長	
-----	--

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

(注) 現場作業により安全管理義務が発生する委託先の商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

No.5

第1編 1-1-18

貸与品借用書

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住所
受注者 名称
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊤

工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく下記物品借用しました。

記

品名	規格	単位	数量	貸与期間	受量場所	返納場所	貸与条件

No.6

第1編 1-1-18

支給材料受払簿

工 事 名

支給材料名

及び規格寸法

支給年月日	支給数量	単 位	使用年月日	使用数量	残 数 量	備 考

No.7

第1編 1-1-18

支給材料等精算書

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住所
受注者 名称
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊞

工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく支給品について、下記のとおり精算しました。

記

品名	規格	単位	数量			摘要
			支給数量	使用数量	残数量	

上記の支給精算書は事実に相違しないことを証明する。

監督員

印

No.8

第1編 1-1-18

貸与品返納書

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住所
受注者 名称
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊤

工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく貸与品について下記のとおり返納します

記

品名	規格	単位	数量	返納場所	摘要

No.9

第1編 1-1-19

現場発生品届

工 事 名

工 事 場 所

現場発生品調書

品 名	規格・形状・寸法	数 量	単 位	備 考

上記のとおり発生したので提出します

年 月 日

(宛先) 発注者 総括監督員

受 注 者

現場代理人

印

品質証明書

工事名

品質証明記事

品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

年 月 日

(宛先)発注者

受注者 住 所
氏 名 称
氏 名



使用材料品質証明書

工 事 名

材料品質証明

材 料 名	品 質 規 格	単 位	使用数量	製造メーカー及び工場名	備 考

標記建設工事について、上記の材料の品質を証明する資料を提出します。

年 月 日

(宛先)発注者 監督員

受注者 住 所
名 称
現 場 代 理 人

印

段 階 確 認 ・ 立 会 願

工 事 名

施 工 予 定 表 年 月 日

下記のとおり施工段階の予定時期を連絡します。
受 注 者
現場代理人

種別	細別	確認項目	施工予定時期	記事

連 絡 書 年 月 日

下記種別について、確認を行う予定であるので連絡します。
監 督 員

種別	細別	確認項目	確認予定日時	確認実施日等

確 認 書 年 月 日

上記種別について、確認しました。
監 督 員 印

- ※ 監督員が受理した後、監督員が記事受理日及びサインをする。
- ※ 実施した年月日及び特記事項等を確認後監督員が記入する。

令和〇年〇月度 安全研修・訓練等の実施記録

工事名		参 加 者 名 簿	所属	氏名
実施時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分~〇〇時〇〇分			
実施場所				
講習内容	<div style="border: 1px solid black; height: 100%; width: 100%; position: relative;"> 記録写真 </div>			

休 日 ・ 夜 間 作 業 届

工 事 名

工 事 場 所

年 月 日	時 間		内 容
	(自)	(至)	
()			
()			
()			

上記のとおり作業を行うので提出します。

年 月 日

(宛先)発注者 総括監督員

受注者 住 所
名 称
現 場 代 理 人

国技建管第10号
平成29年1月30日

各地方整備局技術調整管理官
北海道開発局技術管理企画官
沖縄総合事務局技術管理官

} 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真については、受発注者双方の業務効率化を目的に、現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化及び信憑性の確保を図るため、デジタル工事写真の小黑板情報電子化について試行を実施してきたところである。

今般、これまでの試行結果を踏まえ、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用することとしたので、別紙に基づき適切に実施されたい。

附 則

この通知は、平成29年2月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。ただし、平成29年1月31日までに入札手続きを行う工事については、契約後、監督職員の承諾を得たうえで、実施してもよいものとする。

デジタル工事写真の黒板情報電子化について

1. 目的

デジタル工事写真については、『電子媒体に記録された工事写真の無断修正防止対策について』（平成18年3月28日付け事務連絡）により監督・検査時の確認、専門家による定期的な抜き打ち検査を実施しているところであるが、実施にあたって監督職員や検査職員へ多大な負荷がかかっている。また、受注者においては、工事写真の撮影時に黒板を掲載する人員の確保、重機との輻輳等の安全性確保に留意する必要がある、受発注者双方において業務効率化を図る必要がある。

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。

2. 対象工種及び必要な機器の導入

- ・対象工種については、現行の写真管理基準に準ずるものとする。
- ・対象工事については、受注者が監督職員へ黒板情報電子化の実施を選定する旨を申し出、承諾を得るものとする。
- ・ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。（使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。）
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- ・機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

3. 特記仕様書

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うこと

により、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成27年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成27年3月）及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成27年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。



設計図書の照査ガイドライン
(全工事共通)

令和2年4月

静岡市

1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約約款第 18 条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

①設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤り又は漏れ、予期し得ない施工条件等が認められた場合

②発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合

について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより受注者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。

このため、静岡市の一般土木工事において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成したものである。

また、設計図書の照査を実施し、建設工事監理調整会議（以下「調整会議」という。）の開催の要請があった場合、「静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン」に基づき調整会議を設置するものとする。

本ガイドラインは、静岡市発注全工事について、前半に「設計図書の照査」の基本的考え方及び設計照査に係る手順を明示し、後半に具体的な照査項目・内容を「設計図書の照査項目〔参考〕」として、当面 ①一般土木共通工事、②樋門・樋管工事、③築堤護岸工事、④道路改良（舗装）工事、⑤橋梁下部工事、⑥共同溝工事、⑦橋梁上部工事、⑧上水道管工事、⑨下水道管工事について作成した。あわせて、設計照査結果書、回答書を定める。今後、その他の工種についても必要に応じ追加していくものとする。

また、その他の工種についても、本ガイドラインに準拠出来るものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用出来るものとする。

2 工事請負契約書及び建設工事共通仕様書における

「設計図書の照査」の規定について

(1) 静岡市建設工事請負契約約款第 18 条 (条件変更等)

受注者は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2) 静岡市建設工事共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(参考) 静岡市建設工事共通仕様書 第 3 編土木工事共通編 第 1 章総則 第 1 節総則

1-1-7 数量の算出及び完成図

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3 設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

① 現場地形図・・・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・・・実施工程上問題となる施工資料

② 更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。

注1) 更なる追加資料とは静岡県建設工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査」の「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す。

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

4 受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、設計照査を実施した結果について別添「設計照査結果書」を発注者監督員に提出する。その際、確認の請求の有無を明確にする。

受注者は、工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、別添「設計図書の照査項目[参考]」により実施する。ただし、これについては提出の必要はない。

また、その他の工種についても、準拠できるものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用できるものとする。

5 発注者（監督員）がとるべき対応

監督員は、確認の請求があった場合又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。

監督員は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査結果及び指示内容を総括監督員に報告したのち、その結果を別添「設計照査回答書」に記入し受注者に通知する。

6 設計図書の照査の範囲を超える場合の扱い

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。「設計図書の照査」の範囲を越えものについては、以下が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。)
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑫ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

7 設計図書の訂正又は変更に必要な期間の通知

工事請負契約約款において、第 18 条第 3 項に定める調査の結果の通知については、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

8 改正経過

- 平成 19 年 4 月 1 日制定
- 平成 24 年 4 月 1 日改正
- 平成 28 年 11 月 1 日改正
- **令和元年 4 月 1 日改正**

【 参考資料 】

工事請負契約約款第 18 条と静岡市建設工事共通仕様書第1編共通編 第1章総則 第1節総則について本文及び逐条解説を掲載する。

本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の工事請負契約約款と土木工事共通仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と受注者との協議し決定するものとする。

I 工事請負契約約款

(条件変更等)

第18条 受注者は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないもの 発注者、受注者協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は修正が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【逐条解説】 国土交通省「設計図書の照査ガイドライン」より一部抜粋**1 概要**

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2 趣旨

建設工事の施工に当たって、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきなのかがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり(発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。)、最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には、発注者が現場の状況、受注者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と受注者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適当になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、受注者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。いうまでもなく、この規定は、単に受注者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものでもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないよう、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は、第20条第2項の規定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であるときには、「受注者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

3 受注者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、受注者は、監督員に書面により(第1条第5項)通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、

契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。受注者が発注者に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア)仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

(第 18 条 第 1 号)

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第 1 号が掲げられているわけである。

なお、第 1 号、第 2 号、第 3 号の 2 つ以上にあてはまるような事例もあろうが(例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等)、いずれに該当するとしても、その効果(第 3 項における取扱い)に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

イ)設計図書に誤謬又は脱漏があること。(第 18 条 第 2 号)

設計図書に誤謬又は脱漏があることとは、受注者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、受注者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、受注者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第 2 号は、このような趣旨で掲げられているものである。

ウ)設計図書の表示が明確でないこと。(第 18 条 第 3 号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第 3 号として掲げられている。

エ)工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(第 18 条 第 4 号)

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。受注者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹

凸等の形状、地質、涌水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと(第 18 条 第 5 号)

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第 4 号(上記エ)によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第 4 号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適当な場合であるので、第 5 号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第 1 号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

4 調査

監督員は、受注者から第 1 項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第 1 項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第 1 項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、受注者の立会いの上行うこととしている。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、監督員は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

5 調査結果のとりまとめ

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示を含めた調査結果を受注者に書面により(第 1 条第 5 項)通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、契約約款では 14 日とされている。

6 設計図書の変更又は訂正

第 3 項は、第 1 項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行うべきことを規定している。

従前は、工事内容の変更と規定されていたが、その後、設計図書の変更に変更されている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、受注者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、第47条第1項第3号の規定により契約を解除することができるものと解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの(第1号)

発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの(第2号)

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。

なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(第3号)

発注者及び受注者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、受注者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、第4項第1号(上記ア)の場合)と第2号(上記イ)の場合)が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について第1号の規定と第2号の規定に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

7 工期又は請負代金額の変更等

(1) 工期又は請負代金額の変更

第4項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わる事となるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

第5項の「必要があると認められるとき」は、「工期若しくは請負代金額金を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、第23条の規定に、請負代金額の変更方法については、第24条の規定によることとなる。

(2) 費用の負担

設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、設計図書の変更又は訂正によって受注者に損害を与えたときは、発注者は、工期又は請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、受注者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれよう。また、設計図書の変更又は訂正によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤謬による場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる受注者の費用の填補(負担)の性格を持つものが混在しているからである。

また、「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、第24条第3項に規定があり、発注者と請負者が協議して定めることとなっている。

II 静岡市建設工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件(施工条件)を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じることが、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

1. 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して受注者に交付されているが、工事の実施にあたっては設計図のほか施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また受注者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、受注者にはこれらの図面の原図を借用する必要が生じた場合、発注者にこれらの貸与を要求できるものである。また、監

督員は受注者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認めた場合に限り貸与することができることを明確にしている。

また、その他の設計図書のうち、共通仕様書等定型的に作成されたものは市販されているのが一般的であり、これら市販されているものは受注者の責任において準備することを明確にしている。

2. 第 2 項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における受注者と監督員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第 18 条(条件変更等)に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、受注者のみでは判断できない(この場合は発注者の判断事項)」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。

以下、契約書第 18 条第 1 項について概略的に述べる。

- (1) 契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 3 号は、設計図書の不備である。このような不備は、まず契約締結以前(現場説明時等)に解決しておく必要があるが、契約締結後に受注者の施工計画立案の段階で判明する場合、実際の工事施工に入ってから判明する場合、設計図書の変更や追加等に伴って判明する場合がある。
- (2) 契約書第 18 条第 1 項第 4 号は、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかった場合である。これらの要因として、自然的な施工条件では、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、湧水の有無等がある。人為的な施工条件では、地下埋設物、土取(捨)場、工事用道路等がある。
- (3) 契約書第 18 条第 1 項第 5 号は、設計図書では予期していない制約条件が発生した場合である。これらの要因としては、自然的な施工条件では軟弱な地盤の出現、転石の出現、異常な湧水の発生、酸欠空気や有毒ガスの噴出等がある、人為的な施工条件では、交通規制、埋蔵文化財の発見や住民運動等がある。

このような事実がある場合は、受注者は速やかにその事実を確認できる資料を監督員に提出し、監督員の確認を求めなければならない。この場合、監督員は直ちに調査を行いその結果を受注者に通知することとなる。

また本項において「確認できる資料」の具体例を示している。なお、受注者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、監督員がその事実の確認に遅れをとることがないように、受注者と監督員は十分な連絡調整を心がけなければならない。

3. 第 3 項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

受注者は、設計図書の取扱いにあたっては、「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第 1 条第 4 項の規定に基づくことはもちろん、工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

静岡県建設工事共通仕様書 第3編土木工事共通編 第1章総則 第1節総則

1-1-7 数量の算出及び完成図

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

【逐条解説】

本条は、受注者が行う出来形数量の算出方法及び処理方法について規定している。

1. 第1項については、受注者は設計図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならないと規定している。これは、出来高数量確認の為に数量計算を行うもので、出来形寸法によって計算するものである。

なお、数量の算出は「土木工事数量算出要領(案)」によるものとする。また、この場合の測量及び数量の算出等は受注者の費用により行うものとしている。これは、測量および数量の算出は設計図書で定められるものであり、受注者が契約の前提条件としてとらえるべきものであるからである。

2. 第2項の設計数量については、受注者は、工事契約後直ちに契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行う(契約約款第18条第1項)と共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算を行うものである。

また、出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「土木工事施工管理基準及び規格値」に定める規格値を満足している場合においては、出来形数量は設計図書に基づいて算出された設計数量とすることを規定しているものである。

III 静岡市建設工事に係わる(測量・設計)業務委託契約約款

(契約不適合責任)

第38条 発注者は、成果物に**契約不適合**があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその**契約不適合**の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定により**契約不適合**の補修又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その**契約不適合**が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に**契約不適合**があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該**契約不適合**の補修又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその**契約不適合**があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の**契約不適合**が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

1 概要

本条は、成果物に**契約不適合**があるときは、受注者に修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定している。

2 趣旨

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受注者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受注者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本約款においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果物の引渡し後において、成果物に契約で定められた内容どおりでない不完全な点があった場合に、受注者が負う責任が**契約不適合責任**である。公共土木設計業務等における**契約不適合責任**としては、発注者の**契約不適合修補請求権**と**損害賠償請求権**のみがあり、解除権はない。

契約不適合責任の成立要件は、成果物に**契約不適合**が存在することである。この**契約不適合**とは、一般に、取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが、具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならず、その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。

公共土木設計業務等に関しては、例えば、トレースマスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過少積算、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足等が**契約不適合**の事例として挙げられる。また、特に、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足のような設計業務段階の**契約不適合**の場合には、成果物の**契約不適合**が、成果物の欠陥に係る損害だけにとどまらず、その工事目的物にまで及ぶ場合も想定される。このような損害に関して、本条第2項において、受注者は、**契約不適合責任**の存続期間内においては**契約不適合責任**を負わなければならない。

静岡市

クイックレスポンス(即日回答)ガイドライン

— 市民が満足できる工事執行をめざして —



平成24年4月

建設局 土木部 技術政策課

1 実施の背景

Shizuoka

公共事業の円滑な執行をはかるため監督員は、静岡市建設工事執行規則や静岡市建設工事監督規程に基づき事務を遂行している。

その中で、受注者から挙げられた諸問題に対し、指示等が迅速に行われなかったことによる、社会的影響や受注者の負担を軽減し、効率的な監督業務を行うためにも、組織として迅速に対応することが重要である。このため本市では、すべての建設工事を対象に受注者からの発議に対し即日回答する「クイックレスポンス」の取組みを実施する。

◆実施のねらい

➤ 品質確保への取組みの強化

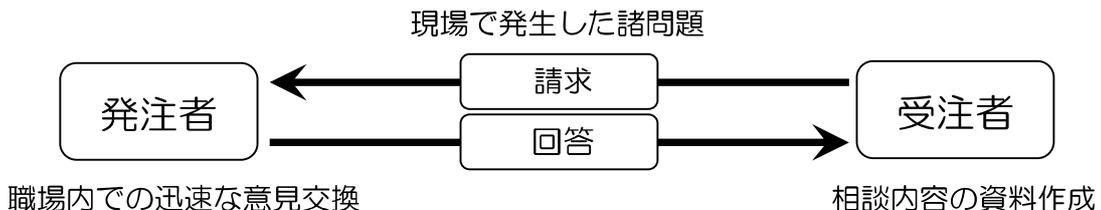
工事現場において、発注段階では予見が不可能であった諸問題が発生した場合、発注者の意思決定に不測の時間を費やす場合があるため、稼働工期が短くなるなど、工事目的物等の品質が確保されないケースが発生している。

そのため、発注者は「クイックレスポンス」の実施等、問題解決のための迅速な対応を図ることが求められている。

➤ 工事の効率化

『良いものを、早く、安全に、適正な価格で市民に提供すること』は、公共事業の受注者、発注者に課せられた使命であり、個々の公共工事の現場において、『速やかに工事を完成させる』ことは、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつである。

また、「クイックレスポンス」の取組みにより、受発注者間のみならず必要に応じて設計を担当したコンサルタント等を参画させる「建設工事監理調整会議」を設置し、施工段階で発生する諸問題に対して迅速に対応していくことが不可欠である。他ガイドラインとの関連は、ガイドライン相関図（5 ページ）を参照されたい。



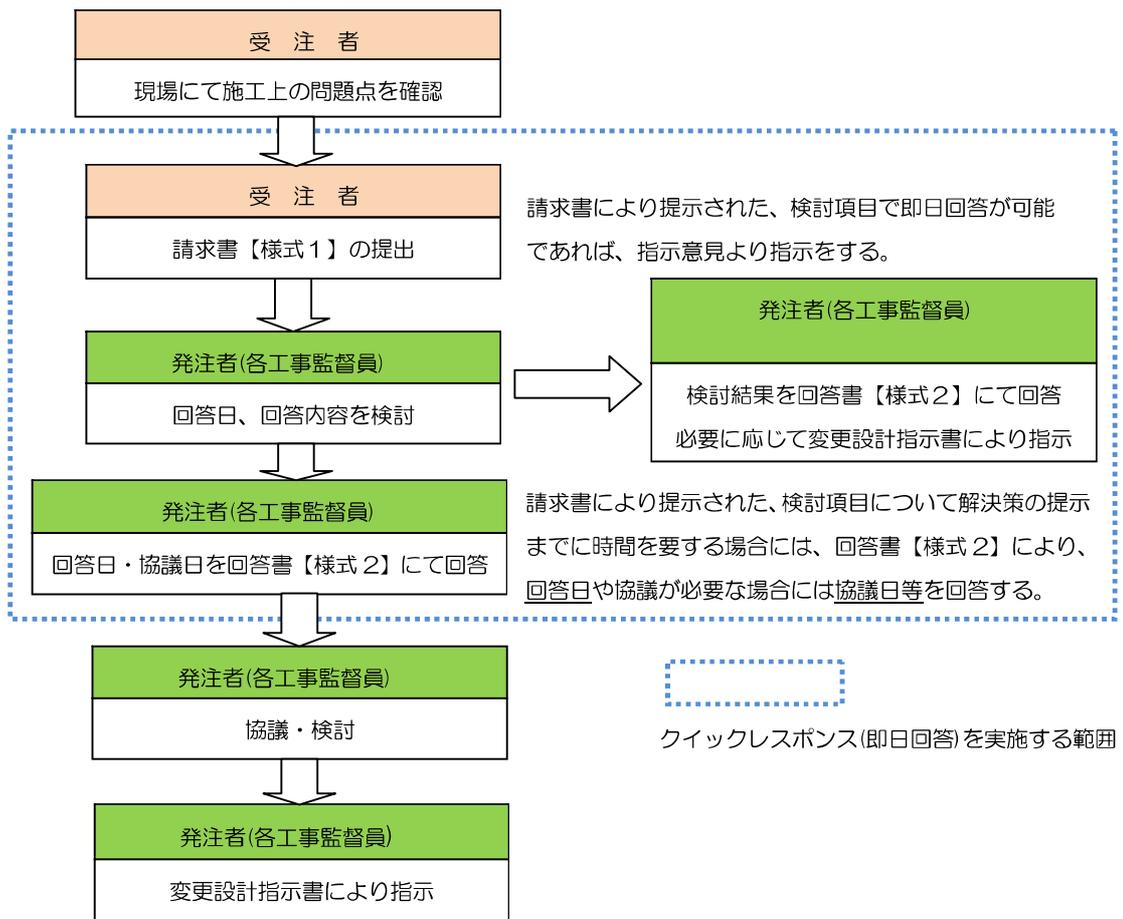
2 実施の方法

Shizuoka

監督員は、受注者の発議に対して「速やかに回答」するため、次のように実施する。

- 受注者は、請求書【様式1】に必要事項を記載し監督員に提出する。この際、必ず発議年月日及び回答希望日を記載すること。
- 監督員は、請求内容及び回答希望日を確認し書類を受理した後に、回答やその予定日等について書面【様式2】をもって速やかに回答をする。
- 監督員は、回答希望日までに回答が困難な場合については、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、困難な理由及び工程に与える影響を主管の長に報告する。また、受注者に対しては、その理由を添えて新たな回答予定日を速やかに書面により回答【様式2】しなければならない。

◆クイックレスポンス実施フロー



3 特記仕様書の記載

Shizuoka

クイックレスポンスは、工事施工中に発生する諸問題への迅速な対応により、効率的な監督業務を行うため、静岡市の発注するすべての建設工事を対象とした取組である。その際、受注者からの発議によって、速やかに請求書が提出される必要があることから、特記仕様書により明確に示す必要がある。ただし、土木工事共通仕様書に準じて施工する工事については、「共通仕様書」に記載しているため、添付の必要はない。

(特記仕様書記載例)

第〇条 工事施工中に発生する諸問題への迅速な対応により、効率的な監督業務を行うため、静岡市の発注するすべての建設工事は「静岡市クイックレスポンスガイドライン」に従い実施しなければならない。

2 クイックレスポンスは、問題が発生した場合、受注者からの発議によって速やかに請求書が提出される必要があることから、受注者、発注者それぞれが努力し、円滑な工事の遂行に向け業務に当らなければならない。

3 書面は、「静岡市クイックレスポンスガイドライン」により定める。

4 受注者は、計画工程表の提出に当たり、監督員が作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と打合せを行うこと。

4 その他

Shizuoka

- 今後、一層の効率的かつ効果的な実施方策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。
- 監督員とは、「静岡県建設工事監督員規程」によって定められた、体制・権限の分担によって業務を遂行するものとする。

※クイックレスポンスとは、問題解決に対する発注者の対応によって生じる市民や受注者の損害、工事目的物の品質の低下等をなくすための取組みである。

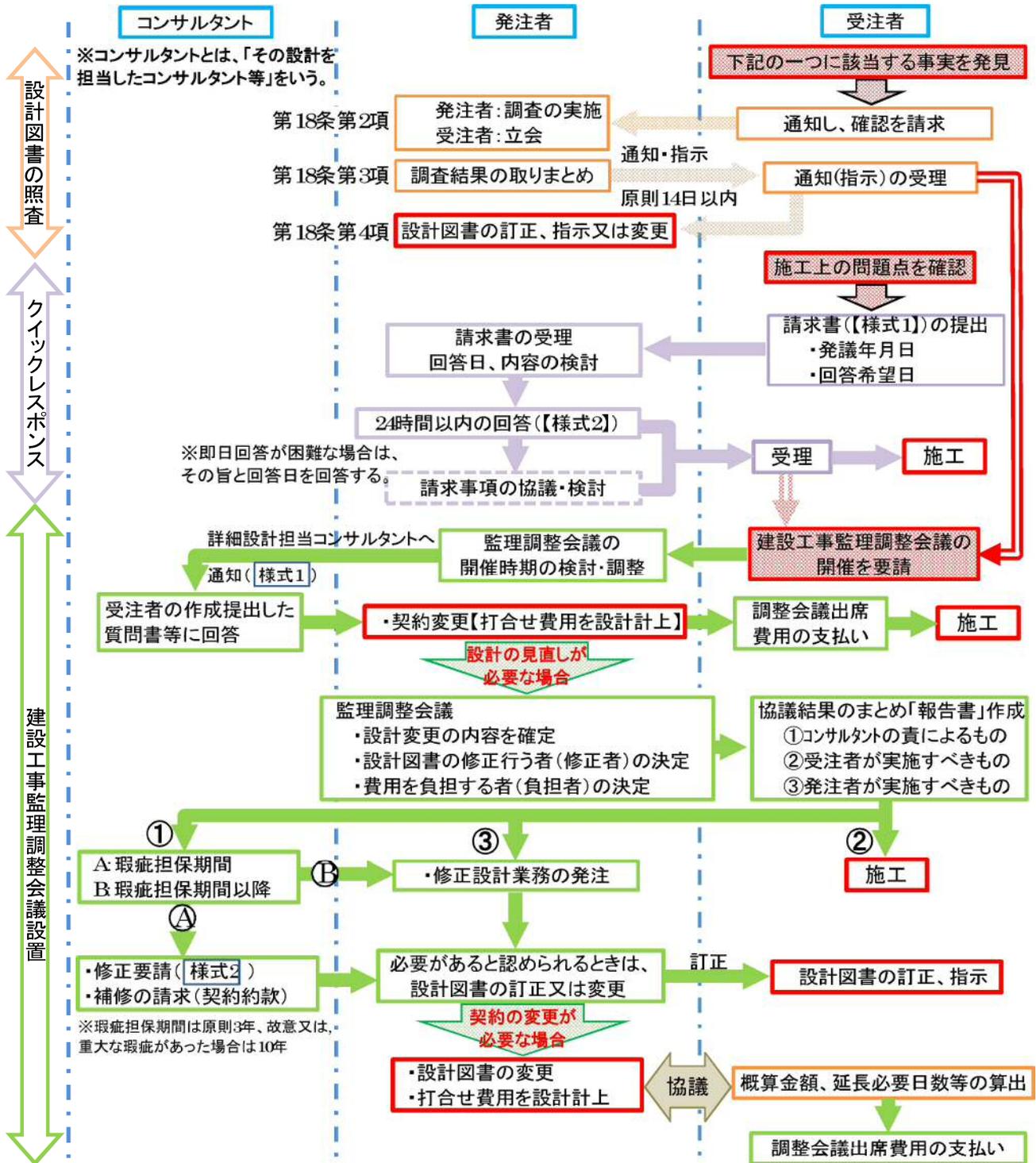
現場における問題発生やその事実確認及び内容の如何によっては、即日対応が困難な場合もあることから、「クイックレスポンス」とは、これらすべてを即日対応とすることを求めているのではない。

予算、工法、関係機関との協議など、検討に要する時間を踏まえ、発注者自ら定めた回答期限を受注者にも通知し、明確にすることにより、迅速に問題の解決を図ろうとする組織的な取組である。

➤ 附則

1. このガイドラインは、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。
2. このガイドラインは、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

ガイドライン相関図



静岡市建設工事請負契約約款 (条件変更)第18条第1項

受注者は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

クイックレスポンス(即日回答)ガイドライン

【様式1】

平成 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所
受注者 名称
氏 名

印

請 求 書

静岡市クイックレスポンスガイドラインに従い、下記事項について請求します。

記

1 工事名 平成 年度 第 号

工事

2 請求事項

3 発議年月日 平成 年 月 日

4 回答希望日 平成 年 月 日

5 現場代理人 氏 名

決 済			平成 年 月 日
総 括 監督員	主 任 監督員	担 当 監督員	受付印

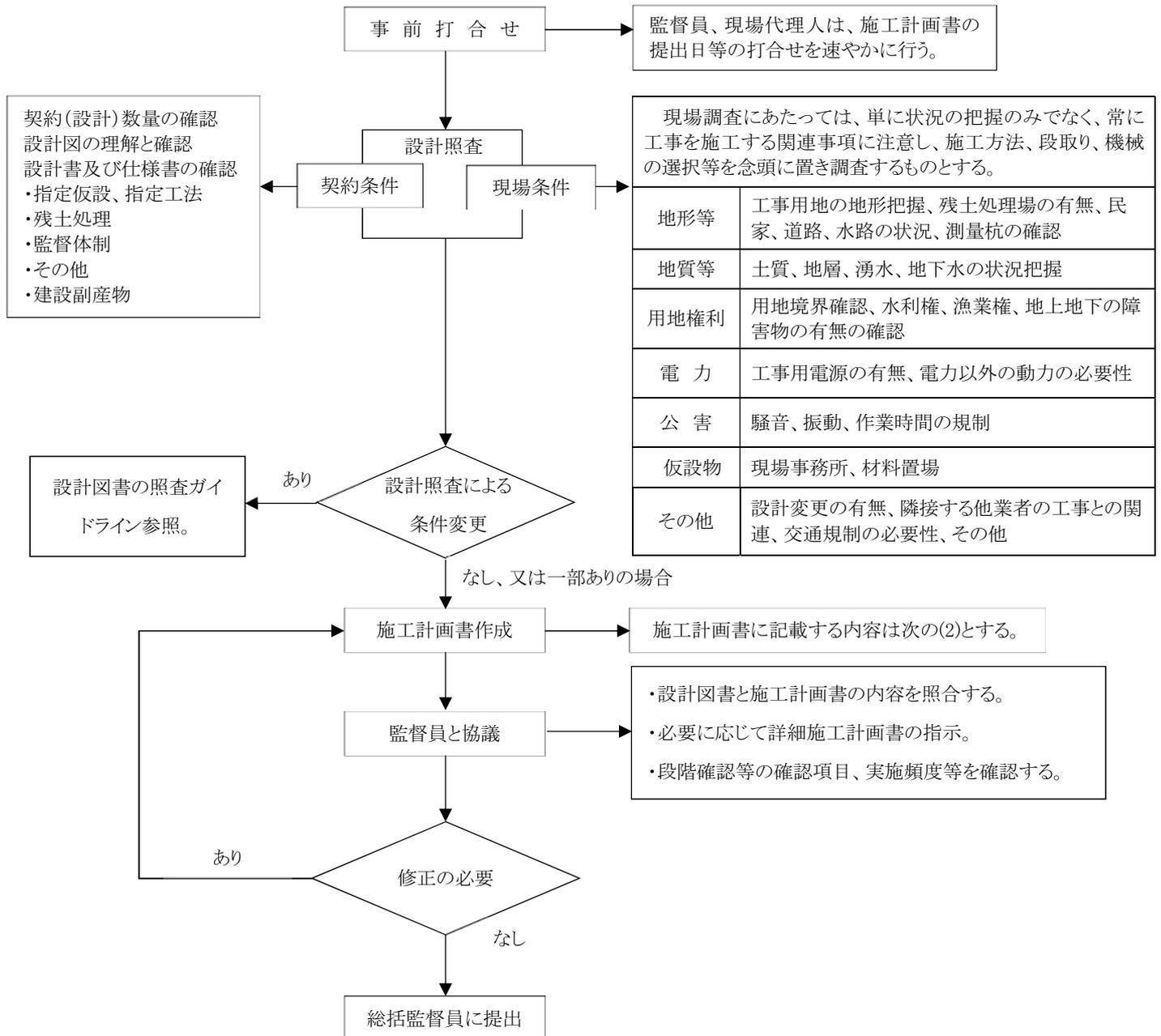
施工計画書の記載例

1 施工計画書作成の目的

施工計画は、契約書及び設計図書に基づいて、契約の工期内に規格に合った目的物を適正に施工する条件と方法を決めることであり、工事施工の基本となる極めて重要なものである。

公共工事は、その種類、立地条件、規模等により一元化されないのが普通である。従って施工計画は、提示された契約条件(契約書、設計図書)と現場条件を十分に把握し多角的に検討を行い作成しなければならない。

(1) 施工計画書の作成手順



- 施工計画書の提出は、工期始期日から30日以内とし、現場施工時に使用する。
- 施工計画書の作成前に、当該工事の対象工種について共通仕様書、特記仕様書、施工管理基準及び該当する技術基準類等を充分確認してから作成すること。
- 変更施工計画書については、変更工種等の着手前に監督員へ提出すること（変更箇所赤書き）。

(2) 施工計画書の内容

施工計画書に記載すべき事項は「共通仕様書」第1編1-1-6に次のように定められている。

事 項	内 容	一般 工事	小規模 工 事
(1) 工事概要	工事名、工事箇所、工期等を記載し工事内容として工事の工種、種別、細別、単位、数量を契約図書に従って記入する。	○	省略可
(2) 計画工程表	工事名、工事箇所、工期等を記載し工事内容・その構成比率等を記入してバーチャートやネットワークによる工程表とし、進捗率曲線の記入により、現実の工程と対比が容易に出来るようにする。	○	○
(3) 現場組織表	契約図書により必要な管理者(責任者)を定め、組織表を作成する。現場代理人及び主任技術者等は夜間連絡先を記入する。	○	○
(4) 指定機械	低騒音型建設機械、標準操作方式建設機械、排出ガス対策型建設機械などの設計図書で指定された機械の名称、規格、指定番号、台数などを記載する。	○	省略可
(5) 主要資材	主要資材の品名、規格・寸法、購入会社名、品質証明(JIS認証品、静岡県又は静岡市が検査にて確認した材料等)を一覧表で記述する。(別紙の記載例を参照)	○	○
(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	主要工種について、工事の安全、所要の品質の確保等を考慮して施工順序、検測確認の段階などについて記述するとともに、主要機械について使用方法等について記述する。また、他工事との調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、他官庁との協議、地元への周知、苦情に対する措置方法等も必要に応じて記述する。設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また仮締切、仮設道路、工事用地、防護工等主要なものについて記載する。	○	省略可
(7) 施工管理計画	工程管理：計画工程表に基づく工程管理の方法を記述する。 出来形管理：施工管理基準及び仕様書に基づき出来形管理計画表を作成し、当該工事に必要な測定項目や測定箇所数などを記入する。 品質管理：施工管理基準及び仕様書に基づき、品質管理計画表を作成し、当該工事に必要な測定項目や測定箇所数、試験方法、管理方法、試験場所、などを記入する。 写真管理：施工管理基準に基づき写真管理計画表を作成し、撮影箇所数なども記入する。	○	○
(8) 安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表、安全管理対策、火災防止対策、重機械作業対策等記述する。また、安全意識の高揚・安全な施工体制環境を整えるために安全訓練活動及びビデオ等による安全教育を月あたり半日以上行う事などを記述する。	○	○
(9) 緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策、土石流対策及び作業現場内において事故発生又はそのおそれがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。	○	○

事 項	内 容	一般 工事	小規模 工 事
(10) 交通管理	当該工事にもなう資材の搬入、発生土等の運搬、工事現場周辺の交通対策と交通処理について記述する。特殊車両の運搬計画等についても記載する。	○	省略可
(11) 環境対策	関連法令及び仕様書に基づき、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について周辺住民に対する対策について記載する。	○	省略可
(12) 現場作業環境の整備	現場事務所及び休憩所等、職員、作業員が快適に作業できる環境の整備、土木工事のイメージアップを図るとともに地域住民と対話のできる環境方法について記述する。	○	省略可
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	当該工事から発生する建設副産物の量及び処理方法、処理場所を記入し、受け入れる場合は場所、数量を記載する。	○	省略可
(14) 創意工夫等	工事特性、創意工夫、社会性等について提案を記載する。	○	省略可
(15) その他	設計図書で施工計画書に記載するよう指示されているもの及び監督員の指示した事項を記述する。	○	省略可

※小規模工事においては、「小規模工事事務取扱要領」により記載内容を一部省略できる。

(3) 施工計画書の作成例

(表 紙)

年 月 日

施 工 計 画 書

総括監督員 ○○ ○○ 様

受注者
現場代理人

令和 年度

工事の施工計画書について(提出)

標記について土木工事共通仕様書第1編1-1-6に基づき提出します。

目 次

1	工事概要	○
2	計画工程表	○
3	現場組織表	○
4	指定機械	○
5	主要資材	○
6	施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	○
7	施工管理計画	○
8	安全管理	○
9	緊急時の体制及び対応	○
10	交通管理	○
11	環境対策	○
12	現場作業環境の整備	○
13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○
14	創意工夫等	○
15	その他	○

【作成例】

1. 工事概要

工事名 ○○年度〔第○○○○号〕(主) ○○○○線○○○○○○○○工事

工期 自 ○○年○○月○○日

至 ○○年○○月○○日

工事箇所 静岡市○○区 町 地内 受注者 ○○建設株式会社

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	備 考
道 路 土 工	掘削工	土砂掘削	m ³	1,608	
	路床工	土質改良土 (溶融スラグ入り)	m ³	1,608	
舗 装 工	表層工	密粒As t =5cm	m ²	3,957	
	上層路盤工	粒度調整 t =10cm	//	3,957	
	下層路盤工	再生路盤材 t =30 cm	//	2,095	
交通安全施設工	区画線設置工		式	1.0	
仮 設 工			式	1.0	
構造物取壊し工	As舗装版切断	t =20~23cm	m	1,608	
	// 取壊	t =20cm	m ²	2,095	
	不陸整正	補充材なし	//	3,957	
共 通 仮 設 工			式	1.0	

2. 計画工程表

建設工事名

工期 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

請負代金額 ￥ 円

建設工事場所 静岡市 区 地内

受注者 ○○建設株式会社

工 程	種 別	単位	数量	構成比	月		月		月		月		月		月		累 計	備 考		
					10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
準 備 工	舗装版切断	m	2,095	4.5		■														
	// 取壊	m ²	1,862	10.0			■	■	■											
舗 装 工	表層工	m ²	3,957	35.5						■										
	路床工	//	2,095	30.5			■	■	■											
交 通 安 全 施 設 工	区画線設置工	式	1.0	3.5						■										
雑 工	Gr復旧工	m	48	0.5						■	■									
	As掘削工	m ²	750	3.0					■											
共 通 仮 設 工		式	1.0	12.5	■															
計				100																
備考	進捗状況	計画	月間		9.3		22.4		21.5		43.3		3.5							
			累計		9.3		31.7		53.2		96.5		100							
		実績	月間																	
			累計																	

3. 現場組織表

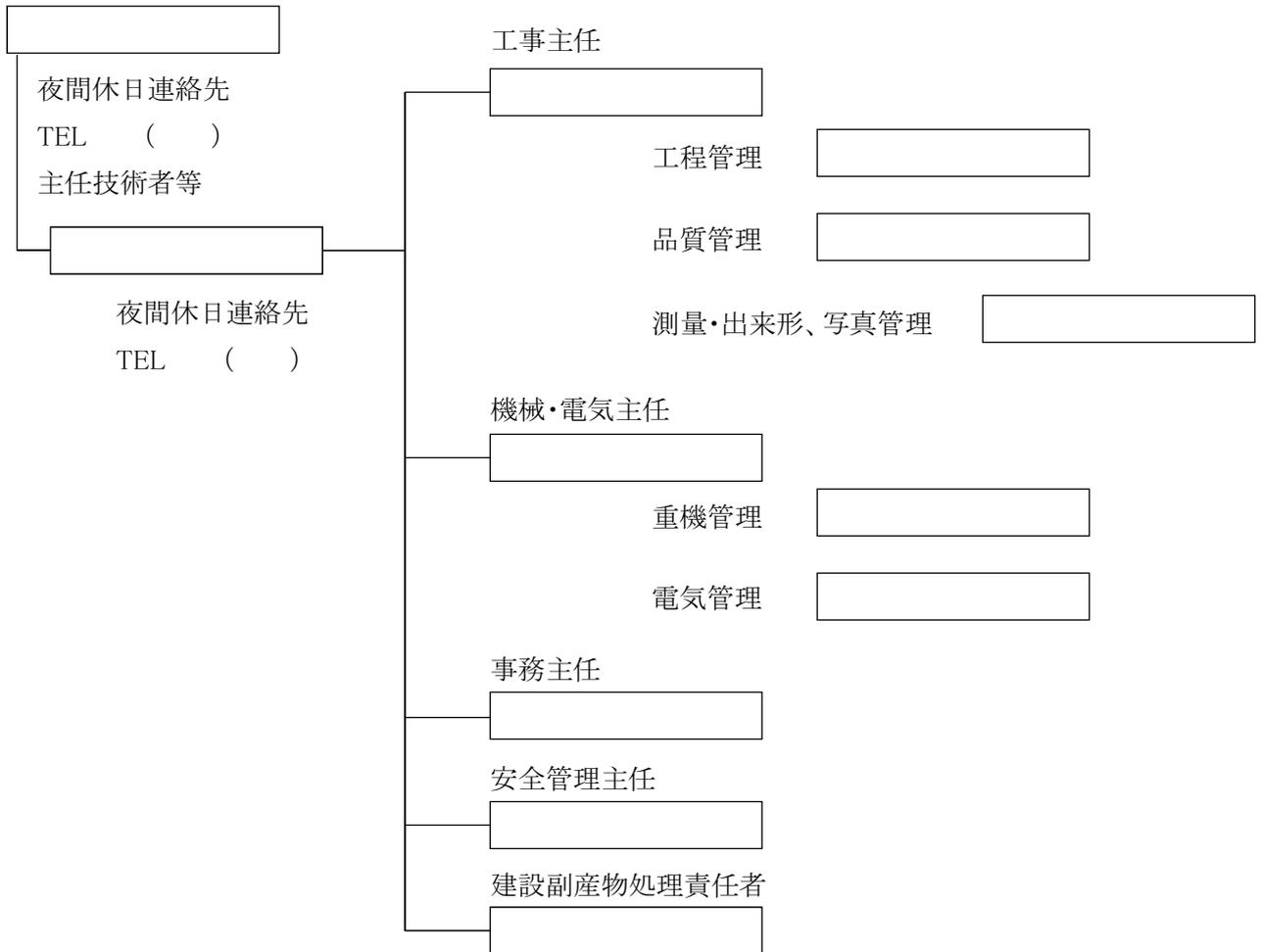
現場事務所

静岡市 ○○ 区

TEL

()

現場代理人



4. 指定機械

機 械 名	規 格 又 は 容 量	台 数	摘 要
バックホウ	日立 0.6m ³	1	(排出ガス対策型) 舗装ガラ積込
バックホウ	クボタ 0.3m ³	1	(排出ガス対策型) 舗装版破碎用
コンプレッサー	コマツ (0.7Mpa) 85	1	(排出ガス対策型)
タイヤローラ	コマツ 8t-12t	1	(排出ガス対策型) 路盤合材転圧用
モーターグレーダ	三菱 3.1m	1	不陸整正用
マカダムローラ	酒井 10t-20t	1	転圧用
ASフィニッシャー	住友 2.5m-4.5m	1	合材敷均し用

5. 主要資材

品名	規格・寸法	予定数量	製造業者	購入会社	品質証明	摘要
生コンクリート	21-8-25BB 【w/c=58%】 (設計18-8-25BB)	50m ³	〇〇生コン JIS認定工場	△△商事	試験成績表	※1.W/Cの品質を確保するため、同等以上の材料を使用
生コンクリート	24-8-25H 【w/c=56%】	50m ³	〇〇生コン	△△商事	試験成績表	
鉄筋	D13~16	10.5t	〇〇製鋼	△△工業	ミルシート	
粒調碎石	M-30	40m ³	〇〇碎石	同左	試験成績表	※2. 静岡市承諾材料につき材料承諾省略
下層路盤材	RC-40	80m ³	〇〇碎石	同左	試験成績表	//
路床盛土材	土質改良土 (スラグ入り)	150m ³	〇〇建材	同左	試験成績表	//
側溝	PU-300	30個	〇〇コンクリート	□□商事	試験成績表	JIS認定品のため、材料承諾不要
境界ブロック	地先境界ブロックA (溶融スラグ入り)	50個	〇〇コンクリート	□□商事	試験成績表	※2. 静岡市承諾材料につき材料承諾省略

※1. 水セメント比の品質を満足させるために、18-8-25BB (W/C=60%超) に換えて21-8-25BB (W/C=60%以下) を使用する場合は、同等品以上の材料を使用すると判断し別途承諾は不要。(共仕2編1章1節 適用による。)

※2. 静岡市承諾材料とは、静岡市長等が製品検査結果通知により静岡市が定める品質規格等に適合した材料。

6. 施工方法

(1) 一般事項

ア 作業時間及び休日又は夜間作業

・作業時間

集合体操 () 時 ~ () 時 () 分

業務打合 () 時 ~ () 時 () 分

作業開始 () 時 ~ () 時 () 分

昼食休み () 時 ~ () 時

作業終了 () 時

休 け い 午前、午後に各() 分間

・休 日

土曜日、日曜日、祝祭日

夏期休業8月〇日~8月〇日

冬期休業12月〇日~1月〇日

ただし、作業の区切りそのほかにより就業時間を変更する場合は、監督員に報告して実施する。

工程の関係又はその他の理由により、休日あるいは夜間において作業を実施する場合は、安全対策、監督員の立会等について別途打合せを行う。

(2) 施工順序

① 準備工

- ・工事実施に先立ち、関係機関との協議及び地元住民への周知を図り円滑な工事の施工が出来るようにする。また、地下埋設物件や架空線の確認等、施工区間の現況調査、測量を行い仮B.Mを設置し、測量成果を監督員に提出する。
- ・仮B.M設置後、引き続き現状路面の縦横断測量を行い、各測点の引照点を横断上に左右2点設置するが、路面の状況に大きな変化がある箇所には測点を増設する。

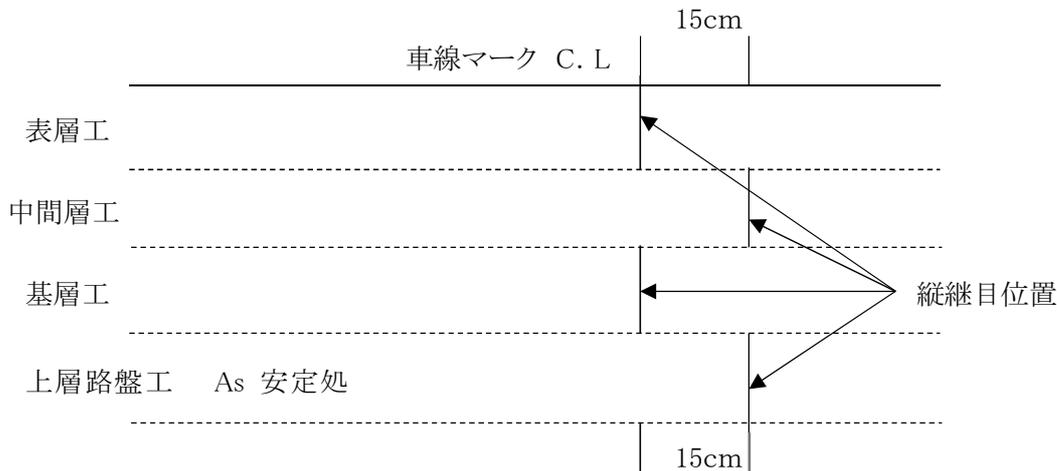
② 舗装版取壊

- ・施工に先立ち、打換部分をカッターにて切断したうえ、片側つつ5m毎に切断してブロック割し破砕する。
- ・破砕はバックホウに装着したブレーカで行い0.2 m³バックホウと同時作業により順次破砕、掘削、積込みを行う。この場合、在来の路盤を掘削しないように慎重に処理をする。
- ・運搬はダンプトラック4 tを使用し、所定の間処理施設場に処理する。なお、運搬にあたっては過積載防止と交通規則を厳守させる。
- ・取壊し完了後はモーターグレーダを使用し在来路盤の不陸を整正し、端部は人力で整正する。また、状況に応じて散水車を使用し適切な含水状態で、タイヤローラ8~12 t、マカダムローラ10~12 tを用い十分転圧して締固める。
- ・施工完了後は監督員による段階確認にてプルーフローリングを受ける。

③ 上層路盤工（加熱As安定処理 t = 10cm・17cm）

- ・施工に先立ち仕様書に基づき加熱As安定処理合材の配合設計及び試験練りを行い監督員の承諾を得る。
- ・プライムコートはAs乳剤PK-3を用い、飛散防止に十分注意して、ディストリビュータ又はエンジンスプレーヤにて1.26 ℓ / m²を均一に散布する。

- A s 混合物の運搬は清浄なダンプトラックを使用し、保温及び飛散防止の為シート類で覆う。又は、舗装端は型枠を鉄ピンにて固定する。
- 加熱A s 安定処理合材の敷均しは、敷均し温度110℃以上とし、A s フィニッシャーで行い、厚さ10cmは1層仕上げ、17cmは2層仕上げとする。
- 転圧はマカダムローラ、タイヤローラにて所定の密度が得られるよう十分に行い、ローラによる締固め不可能な箇所についてはタンパ等で入念に締固める。
- 縦継目の処理については、表層工の継目を車線マークに合わせるものとし、A s 安定処理路盤の継目は次のようにする。



- 舗設完了後は縦断の段差部分に加熱A s 安定処理合材を用いて1：20以上の勾配でスリ付を行う。なお、このスリ付合材が飛散した場合はただちに清掃し復旧する。
- 施工完了後は監督員の立会を受ける。

④ 基層工(粗粒度A s t=5cm)

- 配合設計及び試験練りについては、あらかじめ監督員の承諾を得る。
- 舗装方法はウに準ずる、タックコートはA s 乳剤PK-4を用い、飛散防止に十分注意してディストリビュータ又はエンジンスプレーヤにて0.43ℓ/m²を均一に散布する。
- 施工完了後は監督員の立会を受ける。

⑤ 中間層工(粗粒度A s t=5cm)

- 舗設方法及びタックコートは基層工に準ずるが継目は表層の縦継目から15cm以上ずらす。
- 施工完了後は監督員の立会を受ける。

⑥ 表層工(耐流動対策用A s t=5cm)

- 施工に先立ち仕様書に基づき耐流動対策用改質A s を使用した密粒度A s C oの配合設計及び試験練りを行い監督員の承諾を得る。
- 舗設方法及びタックコートは中間層工に準じて施工するが、舗装面の平坦性には特に注意すると同時に集水施設に雨水がスムーズに流れるよう十分注意して施工する。
- 施工完了後は、段階確認にて平坦性試験を受ける。

⑦ 切削工(終点部現道取付)

- 施工に先立ち切削区間の路面上各測点にマーキングする。
- 切削機械にて所定の厚さに切削工し、廃材は積込機でダンプトラック11tに積込み廃材処理場

(市 町 番地の 会社 処理場) に運搬処理する。

- 切削後の路面は人力にて清掃を行う外、下層工との段差部分のスリ付を施工して交通解放する。
- ⑧ 区画線(溶融式、仮ラインはペイント式)
 - 施工に先立ち使用材料について試験成績表を提出し、監督員の承諾を得る。
 - 施工は表層工施工当日分毎に車線境界線(破線)を仮ラインにて施工し、その後一括して本ライン(車線境界線、外側線)を施工する。
なお、本ライン施工前に監督員と協議する。
- ⑨ 防護柵工
 - 既設防護柵は基礎コンクリートから引抜き撤去し、填充されている砂等をきれいに除去し、新材と交換復旧する。
 - 一部新設部分については、コンクリート打設前に型枠、塩ビ管を用いて支柱の位置に箱抜きをしておく。
- ⑩ 仮設備計画
 - 夜間の安全確保に使用するため仮設電力を中部電力の路上電柱から受電する。
 - 仮設備は現場事務所1棟を別紙-4のとおり設ける。
- ⑪ 鉄筋工(共通仕様書より抜粋)
 - 施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認する。
 - 鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除く。
 - 鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにする。
 - 鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置し、構造物の側面については1m²あたり2個以上、構造物の底面については、1m²あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受ける。また、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用する。
- ⑫ コンクリート工(共通仕様書より抜粋)
 - 鉄筋組立完了時は監督員による段階確認をする。
 - コンクリート打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定する。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておく。
 - コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体になるように施工する。
 - 硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させる。また、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、監督員に確認を受けてから新コンクリートを打継がなければならない。
 - コンクリートの打込み後の一定期間(共仕1編3-6-9 表3-3参照)を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように湿潤養生する。

7. 施工管理

(1) 工程管理

- 実施工程表に基づき総合的に管理する。また、実施工程は、日管理とし1ヶ月毎に工事工程月報を提出して進捗状況の確認を受ける。

なお、全体工程で10%を超える遅れの状態になった場合は、速やかに工程に修正を加え工期内の完成に努める。

(2) 出来形管理

- 出来形管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の出来形管理は下表の管理基準に示す箇所について行う。

◆出来形管理計画表【作成例】

工種	種別	管理項目	管理方法	規格値	測定基準	施工規模	測定箇所数	※測定箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高、 法長、幅	出来形管理図表、 出来形展開図	出来形管理 基準の規格 値を記載	40mに1箇所	150m	4箇所	(No.1,3,5,7)	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表						
コンクリートブロック	砕石基礎	幅、厚 さ、延長	施工中	出来形管理 基準の規格 値を記載	40mに1箇所	85m	3箇所	(No.5,7,9)	
	コンクリート 基礎	幅、高 さ、延長	出来形管理図表						
		延長	出来形展開図						
	胴込・裏込コン クリート	厚さ	出来形管理図表						
	コンクリート ブロック積	基準高、 法長、幅	出来形管理図表、 出来形展開図						
側溝	砕石基礎	幅、厚 さ、延長	出来形管理図表	出来形管理 基準の規格 値を記載	40mに1箇所	85m	3箇所	(No.5,7,9)	
	側溝本体	基準高	出来形管理図表						
		延長	出来形管理図表、 出来形展開図						
カルバート工	砕石基礎	幅、厚 さ、延長	出来形管理図	出来形管理 基準の規格 値を記載	両端・施工継 手及び図面の 寸法表示箇所 3箇所	—	3箇所	(No. 13,15,17)	
	均しコンクリ ート	幅、厚 さ、延長	出来形管理図						
	躯体コンクリ ート	基準高、 厚さ、 幅、高 さ、延長	出来形管理図						

※ 測定箇所については、工程に影響のない範囲で設定可能ならば記入する。

(3) 品質管理

- 品質管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の品質管理は下表の管理基準に示す項目について行う。

工種	種別	試験項目	規格値	試験基準	施工規模	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	設計図書による	当初及び土質の変化時	3,000 m ³	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	土量、試験法に応じて記載	1000m ³ /回	3,000 m ³	3回	試験成績表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	設計図書による	当初及び土質の変化時	770 m ³	1回	試験成績表	
		CBR試験				1回		
	施工	現場密度の測定	土量、試験法に応じて記載	500m ³ に1回、ただし1,500 m ³ 未満は3回	770 m ³	3回	試験成績表	
		ブルーフローリング	沈下異常なし	全幅、全区間	//	1回	試験成績表	
下層路盤工	路盤材料 (クラッシュ)	修正CBR試験	40%以上	施工前及び材料変更時	450 m ³ (同材料)	1回	試験成績表	
		ふるい分け試験	JISA5001					
		土の液性限界・塑性限界試験	PI: 6以下					
	施工	現場密度の測定	土量、試験法に応じて記載	1000m ³ /回	450 m ³	1回	試験成績表	
		ブルーフローリング	沈下異常なし	全幅、全区間	450 m ³	1回	試験成績表	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	単位水量試験	配合設計 ±15kg/m ³	100 m ³ /日以上の場合に2回/日	全200 m ³ (日当たり: 80 m ³ 、60 m ³ 、60 m ³)	3回	成果一覧	
		圧縮強度試験	85%/回かつ100%以上/3回平均	打設日1日につき2回(午前・午後)	全200 m ³ (打設回数3日を予定)	3回	試験成績表	
		スランブ試験	±2.5cm					
		空気量測定	±1.5%					
			塩化物総量規制	0.3kg/m ³ 以下	打設前(打設が午前、午後にもたがる場合は午前)の結果が規制値の1/2以下の場合は午後省略)	全200 m ³ (打設回数3日を予定)	3回	成果一覧
	ひび割れ調査	0.2mm	0.2mm以上のひび割れを発見した場合に調査を実施	対象構造物の場合	適宜	成果一覧		
		テストハンマーによる強度推定試験	設計基準強度	150 m ³ /回 Con種類ごと	200 m ³	2回	成果一覧	

(4) 写真管理

- ・着工前、後は全景を撮影し、以後は随時工程の進捗による施工過程が判るよう下表の管理基準に基づき管理する。
- ・写真管理はその目的及び意図を十分理解し撮影、整理する。特に工事完成後明視出来ない部分について配慮する。

*写真管理計画作成の留意点

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。
- ④ 撮影箇所（管理No.）等を必ず明記し、出来形管理図表等と一致させること。

◆総合撮影計画【作成例】

番号	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景写真	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	起点・終点・正面より 月末に撮影
3	安全管理写真	別紙計画表
4	施工状況写真	完成時に不可視部となる箇所の写真 等 （排水構造物等の接続部処理完了時、支柱等の根入れ部、As乳剤散布完了時、As舗装縦横継目、鉄筋組立状況、Con打設状況、Con湿潤養生状況、材料の攪拌（軽量）状況、材料のLot番号、指定機械、工事特性、創意工夫、社会性等）
5	出来形管理写真	別紙計画表
6	品質管理写真	//
7	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）
8	仮設物写真	事務所、倉庫、休憩室等
9	産業廃棄物処理状況写真	コンクリート殻、アスファルト殻等
10	災害写真	被災状況及び被災規模等
11	完成写真（既成部分写真等を含む）	起点・終点・正面より撮影

◆安全管理写真計画表

番号	撮 影 項 目	番号	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況	5	機械・器具点検状況写真
2	各種保安施設の設置状況	6	安全パトロール状況写真
3	安全教育訓練等の実施状況	7	イメージアップ安全関係写真
4	交通誘導員の交通整理状況		

◆出来形管理撮影計画表【作成例】

工種	種 別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	施工規模	撮影回数	撮影箇所	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	巻出し時	200mに1回	350m	2回	(No.5,13)	
		締固め状況	施工中	転圧機械が変わる毎に1回	-	1回	(No.5)	
		法長・幅	施工後	200mに1回	350m	2回	(No.5,13)	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	巻出し時	200mに1回	〃	2回	(No.5,13)	
		締固め状況	施工中	転圧機械が変わる毎に1回	-	2回	(No.5)	
		法長・幅	施工後	200mに1回	350m	2回	(No.5,13)	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎 200mに1回	〃	2回	(No.5,13)	
		整正状況	整正後	各層毎 200mに1回	〃	2回	(No.5,13)	
		仕上り厚さ	整正後	各層毎 200mに1回	〃	2回	(No.5,13)	
		仕上り幅	整正後	各層毎 80mに1回	〃	5回	(No.1,5,9,13,17)	
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	施工後	40mに1回	100m	3回	(No.13,15,17)	
	均しコンクリート	幅・厚さ	施工後	40mに1回	〃	3回	(No.13,15,17)	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔・継手寸法・かぶり寸法	組立後	打設ロッド毎に1回	〃	3回	(No.13,15,17 底版,側壁,頂版)	
		養生状況	養生時	養生方法毎に1回	〃	1回	(No.13)	
		幅・高さ・厚さ	型枠解体後	設計図書の寸法表示箇所毎に1回	〃	1回	(No.13)	

※ 撮影箇所については、工程に影響のない範囲で設定可能ならば記入する。

◆品質管理撮影計画表【作成例】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No.21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		C B R 試験	//	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	//	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No.25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験函渠躯体	〇〇生コン試験室 1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	函渠躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物総量規制				

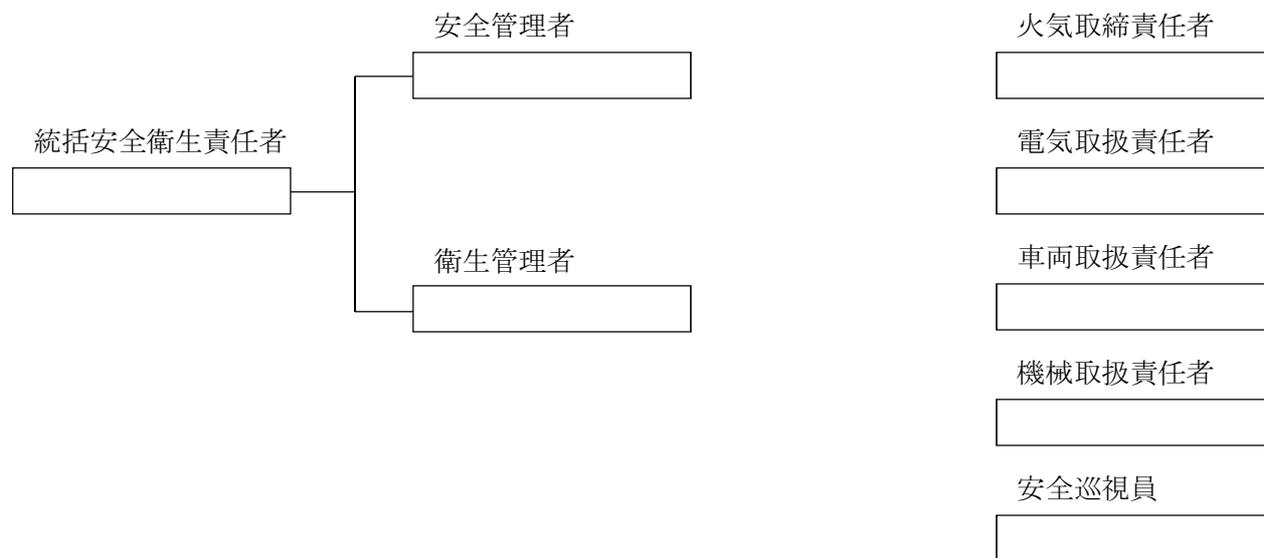
※ 撮影箇所については、工程に影響のない範囲で設定可能ならば記入する。

8. 安全管理

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防すると共に、第三者に対する災害の絶無を図り工事期間中安全巡視を行う。安全対策として下記の組織を構成し、又は事故発生時における連絡表を次に定める。

また、安全・訓練等の実施については、共通仕様書第1編1-1-26に基づき行い、別紙書式(安全・訓練の実施報告書)に整理し、提出する。

(1) (安全委員会の構成)



(2) 安全管理を徹底するため工事期間中は安全巡視員がパトロールする。

また、作業員全員により毎月半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。

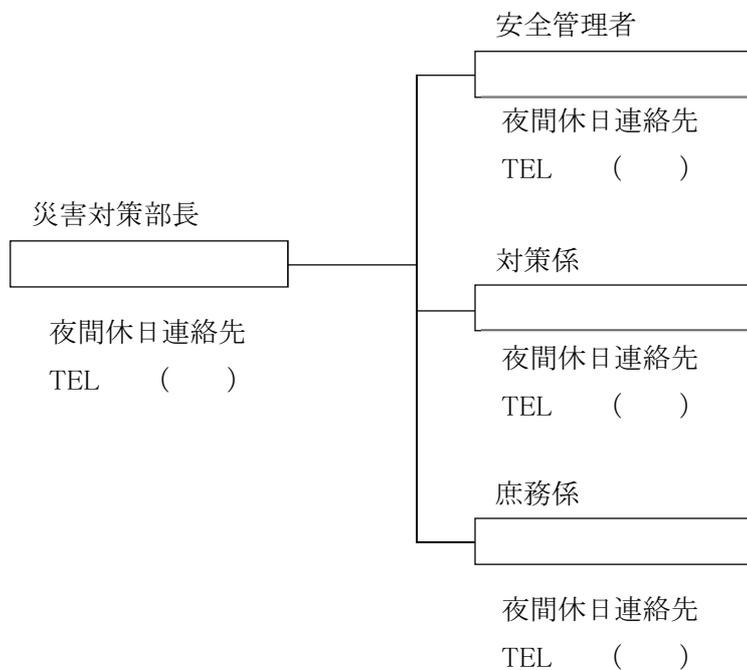
(3) 作業主任者一覧表 (必要に応じて登録基幹技能者) 【作成例】

資格名	会社名	氏名	取得年月日	交付番号
ガス溶接				
足場の組立・解体等の作業主任者				
地山の掘削等の作業主任者				
土止め支保工の組立・解体等の作業主任者				
型枠支保工の組立て解体等の作業主任者				
有機溶剤の取扱いの作業主任者				
2級電気施工管理技士 等				

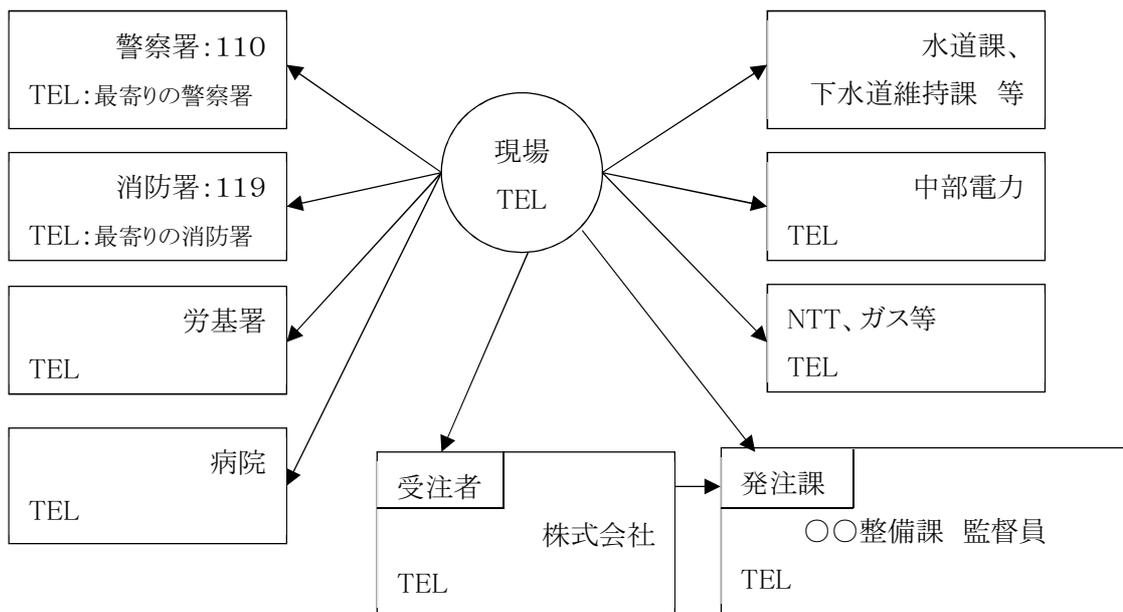
9. 緊急時の体制

- (1) 大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、次の組織構成で対応し、必要に応じ現場内をパトロールし警戒する。また、現場内において事故発生又はそのおそれがある場合も同様の組織で対応する。

なお、南海トラフ地震の注意情報が発せられた場合には、工事中断の措置をとり、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講ずる。



- (2) 作業現場内の事故発生時における連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次にとおりとする。



(3) 注意情報に伴う臨機の措置

南海トラフ地震の注意情報が発せられた場合は、工事現場内の安全を確保し、工事中断の措置をとる。

- ① 工事施工中の場合は作業を中止する。
- ② ダンプトラック等の運転を中止し、一般交通等第三者に対する安全を確保する。
- ③ 機械及び器材等は安全な場所に待機する。

10. 交通管理

(1) 道路交通関係法令及び共通仕様書第1編1-1-36の交通安全に関する各項を厳守し現場安全管理者の指示のもとに事故のないよう、特に注意する。

(2) 残土運搬、資材運搬の経路は別紙-4のとおりとする。

なお、残土運搬中一般道路を通過するため、一般通行を優先し通行に支障のないよう、運転手には「交通規則を守り運転マナーの向上につとめる。」ことを指示、徹底させる。

(3) 現場内交通安全対策は、共通仕様書第1編1-1-36に基づく保安施設を別紙-5のように設置するが、現場の状況、施工方法及び監督員の指示により増配等を行って、必要箇所に所定の保安施設及び交通整理員を配置する。

なお、本線の規制方法は、2車線道路のうち片側1車線は閉塞し他の1車線を上り、下り交互に供する。また、工事の施工は日曜、祭日を除き8時30分から17時までの昼間作業とし、1日の作業を終える等工事を停止する時は、機械等を施工箇所のうち障害となる事が最も少ない場所に集め、一般車両が過って衝突しないよう、バリケード、赤色燈で囲う。

- ・ 工事施工箇所前方500、100、50mの各位置に工事箇所が予知できるよう工事看板を設置する。
- ・ 工事施工箇所近辺には「おねがい」、「段差あり」、「徐行」、「車両誘導」等の看板又は標識を設置する。
- ・ 交通規制箇所にはバリケードを置いて工事区域を区画し、矢印板、交通整理員を配置して一般車両が過って工事区域内に侵入しないよう誘導する。
- ・ 工事責任者及び安全巡視員は常時現場を巡回し、安全不良の箇所がある場所には直ちに改善する。

(4) 建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）の資料を整備保管し、通行経路等は別紙図面に添付する。（本書式では省略）

11. 環境対策

(1) 重機械を使用するときはエンジン等を必要以上に吹かしたりしないで振動、騒音等が少しでも抑さえられるように努める。

(2) 社会的責任体制を確立し公害、特に、近隣住民に迷惑をかけないように注意をほらう。

なお、工事中地元住民等より苦情又は、意見があった場合は、丁寧に対応しただちに監督員に報告する。

12. 現場作業環境の整備

(1) 現場事務所及び休憩所等には、職員及び作業員が快適に作業が出来、ゆっくりと休憩の出来る環境のよい事務所とする。テレビ又はラジオ、雑誌、四季の花、観葉植物等を置き、環境作りに配慮する。

地元住民と、気楽に対話できる現場とし、現場事務所の周囲にも花壇等を作り、建設現場のイメージアップに努める。

(2) 現場内にクリーンボックス、灰皿を置き、整理正當を徹底しゴミを出さない。

13. 再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- (1) 再生資源利用計画書（別紙添付）【本書式は省略】
- (2) 再生資源利用促進計画書（別紙添付）【本書式は省略】
- (3) 処理委託業者（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）

※処理委託業者については、受注者が契約した業者（※1）において適正に処分するものとし、締結した契約書については整備保管し、監督員及び検査員からの請求がある場合は提示する。

（※1）任意処分の場合は、処理委託業者の変更に係る協議は不要です。

- (4) マニフェストの使用を徹底し、監督員及び検査員からの請求がある場合は提示する。
- (5) 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）
工事完了後、速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を提出する。

14. 創意工夫等

創意工夫等について提案を記載する。

- ・ 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力等【工事特性】
- ・ 工事特性で評価するほどでない工夫等【創意工夫】
- ・ 社会性等地域社会や住民に対する貢献等【社会性等地域貢献】

なお、実施状況については、所定の様式により提出する。

15. その他

- ・ 設計図書等で施工計画に明記又は、記載するよう指示されているものは必ず記述する。
- ・ 総合評価落札方式で受注した受注者は、評価項目（基幹技能者（資格・氏名等）、市内企業割合、技術提案及び施工計画 等）について記載する。
- ・ その他、特に必要とする場合は実施工程表、稼働日数表、労務計画表、支保工計画書等も添付する。

◆誰が読んでも工事の完成がイメージできる施工計画書を作成しよう！

工事材料の現場搬入時チェックリスト【参考資料】

工事名

受注者名：

実施年月日 年 月 日（ ）

対象材料名

チェック項目	チェック欄 (該当に『○』)	確認結果の記事
1. 当初設計から変更が生じたか。 ※設計照査結果等に基づき、材料を変更する際は、監督員と協議し承諾を得る。	変更 あり ・ なし	
2. 施工計画書(主要材料)との照合 1) 施工計画等で承諾を受けた材料か?	問題 あり ・ なし	
3. 工事請負者の事前確認の有無を確認 1) 材料の手配は元請・下請業者のどちらですか	元請 ・ 下請	
4. 搬入された材料の品質規格の確認 1) 品質証明書、ミルシート等と搬入材料の照合(ロット番号等の一致) 2) 工場出荷時の検査マーク及び製造日の確認 3) 品質証明書の有効期限を確認(塗料・種子等)	問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし	
5. 搬入された材料の数量・寸法等の確認 1) 設計数量と納品数量の照合(ロスの考え方は?) 2) 使用材料の寸法・質量等の確認 3) 充缶(充袋)状態の確認	問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし	※質量による確認等
6. 搬入された材料の外観確認 1) メーカーの製品出荷時検査証の確認 2) クラック、キズ、われなどの欠陥を確認(工場出荷時の許容との比較) 3) 材料の保管状況の確認	問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし	JISマーク、合格マーク等
7. 材料確認の記入事項の確認 1) 記載している製品の名称は正しいか? 2) 搬入数量の単位は良いか?(荷姿で確認する)	問題 あり ・ なし 問題 あり ・ なし	※塗料等は、質量による確認 (面積契約の場合は、換算する)
8. その他 1) 海外建設資材は、海外建設資材品質審査証明書あるいは日本国内の公的機関検査結果資料の有無(共仕 第2編 2節 6.海外の建設資材の品質証明)	問題 あり ・ なし	
備考		



工事一時中止に係るガイドライン



平成 28 年 11 月
静岡市

目次

1 ガイドライン策定の背景	1
2 工事の一時中止に係る基本フロー	2
3 発注者の中止指示義務	3
4 工事を中止すべき場合	4
5 中止の指示・通知	5
6 基本計画書の作成	6
7 工期短縮計画書の作成	7
8 請負代金額又は工期の変更	8
9 増加費用の考え方	9
10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	18
参考資料1 増加費用の費目と内容	19
参考資料2 土木工事における増加費用の取扱い	23
参考資料3 工事一時中止に伴う積算方法（土木工事：標準積算の場合）	28
参考資料4 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（土木工事：3ヶ月超える場合）	31
参考資料5 書類の作成例	32

1 ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議等の完了見込みが得られた段階において、やむを得ず条件明示を行い工事発注している例がある。

◆現状における課題

発注者は、各種協議等が未完了な状態で発注を行った工事や、工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならないが、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

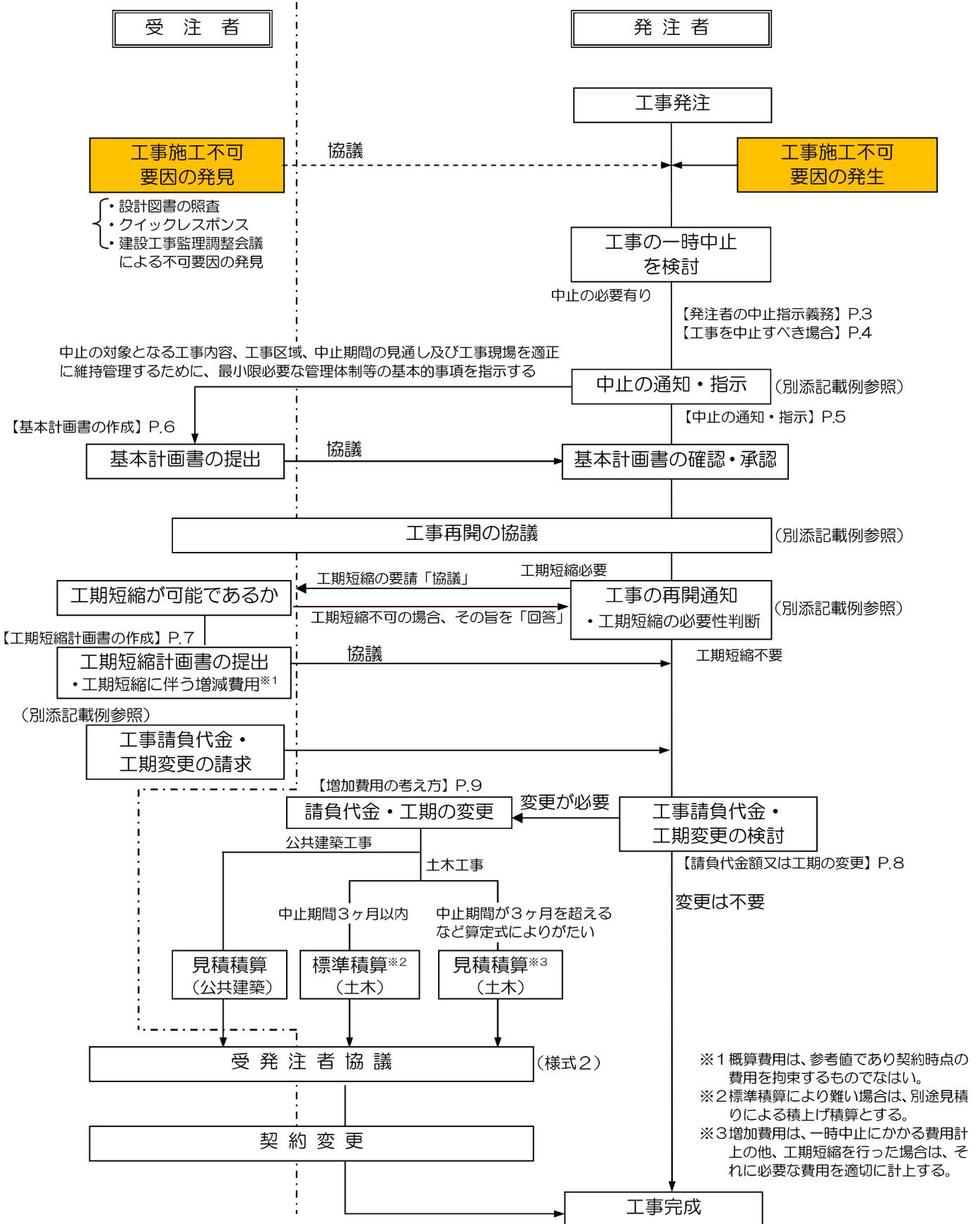
◆ガイドラインの策定

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

◆ガイドラインの適用

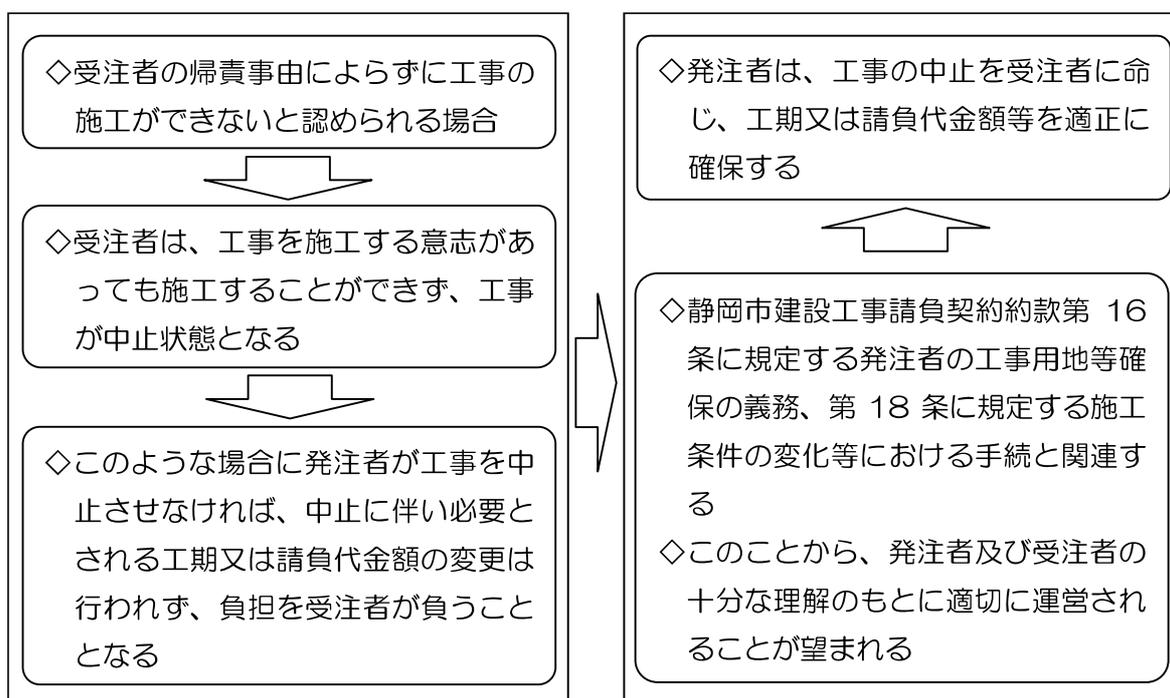
本ガイドラインは、静岡市の発注する建設工事に適用する。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
 - ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。
- 【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】
- ※ 以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期^{*}となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

【建設工事における技術者等の適正な配置のための手引き：静岡県】

※大幅な工期延期とは、静岡県建設工事請負契約約款(受注者の解除権)第47条1項二を準拠して、「中止期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは

①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」

②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合とは

◇発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため(静岡県建設工事請負契約約款第16条)施工できない場合

◇設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(静岡県建設工事請負契約約款第18条)施工を続けることが不可能な場合…等

○公共建築工事での例示

◇設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。

◇同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

◇同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

◇同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合とは

◇「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

◇「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。

【静岡市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-15】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
<ul style="list-style-type: none">◇基本計画書の作成目的◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項◇工事再開に向けた方策◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠（P14～P15）◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	<ul style="list-style-type: none">◇中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期・設計金額の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない

◇増加費用

- 工事用地等を確保できていない場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である

9 増加費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用とは

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用とは

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用とは

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用を見込む】

例. 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】

例. 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・【増加費用を見込む】

例. ・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合

- ・ 自然災害で被災*を受け、一時作業が出来なくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、静岡市建設工事請負契約約款第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

◇その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

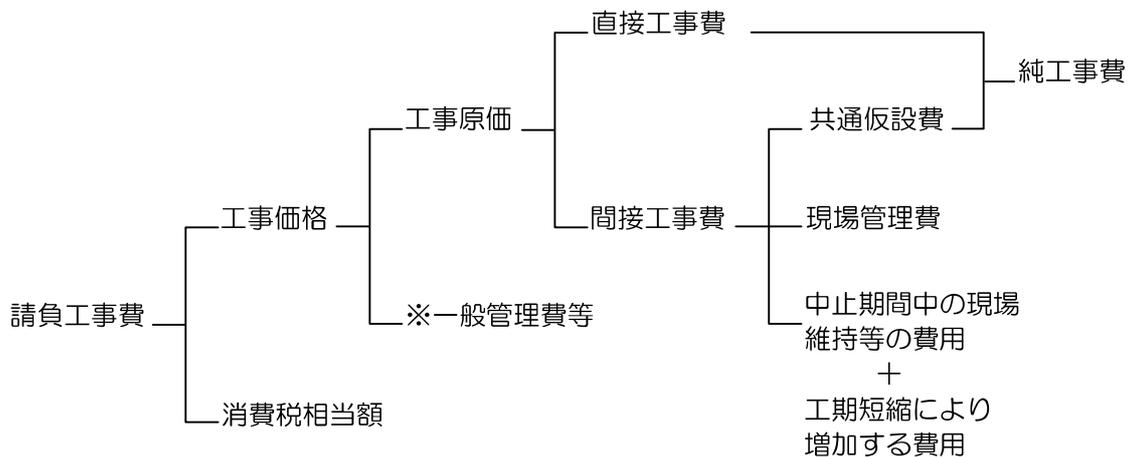
(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

■増加費用等の構成

○土木工事の場合

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

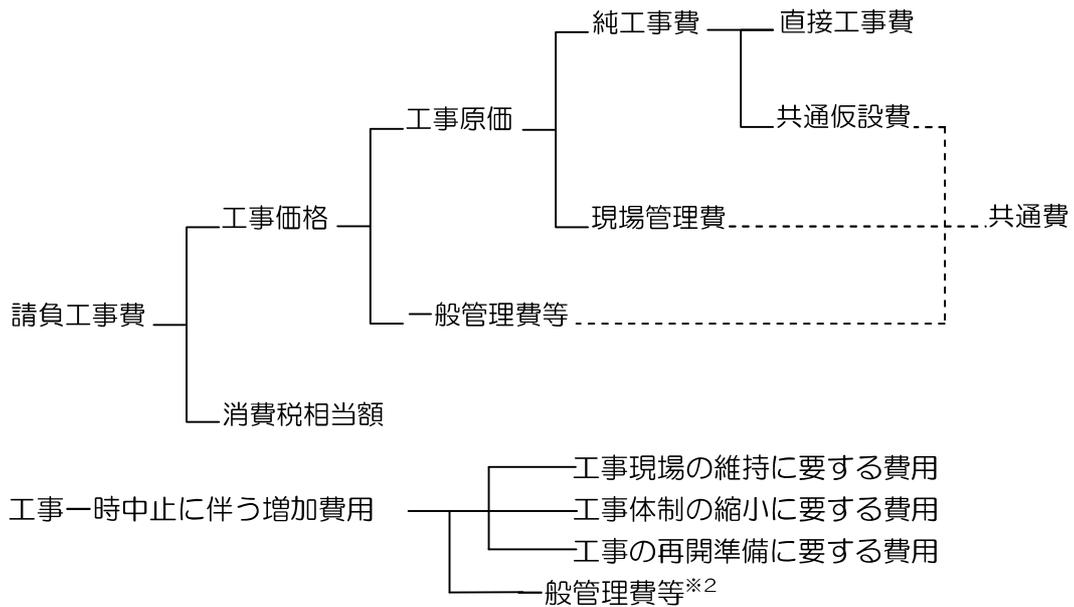
率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注) ・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。

○公共建築工事^{※1}の場合

◇一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする



※1 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事、及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用する。

※2 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

■増加費用の積算

○土木工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月*以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法 (標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用 (単位円 1,000 円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率 (単位%少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位円 1,000 円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位円 1,000 円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 工種毎に決まる係数(別表-1*)

※国土交通省土木工事標準積算基準書 第I編 第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 別表-1による。

○公共建築工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）とする。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

◆工事の一時中止に伴い、直接工事費及び共通費について、増加費用を設計変更する場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について」（昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号）を適用する。

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。
- ◆変更契約額の算定にあたっては、原契約における「請負率」を乗じて算出する。
【静岡市設計変更事務取扱要領 8 変更契約金額の算定方法】

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

11 改正経過

- ◆平成 20 年 10 月改正
- ◆平成 24 年 11 月改正
- ◆平成 26 年 10 月改正
- ◆平成 28 年 11 月改正

■参考資料1

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 特殊な工事現場の維持等に必要な労務費

工事一時中止期間中の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び可搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ハ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ウ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直属又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転出工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

■参考資料2

土木工事における増加費用の取扱い

(1) 工事一時中止に係るガイドラインについて

土木工事においては土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたものである。

増加費用に関する基本事項

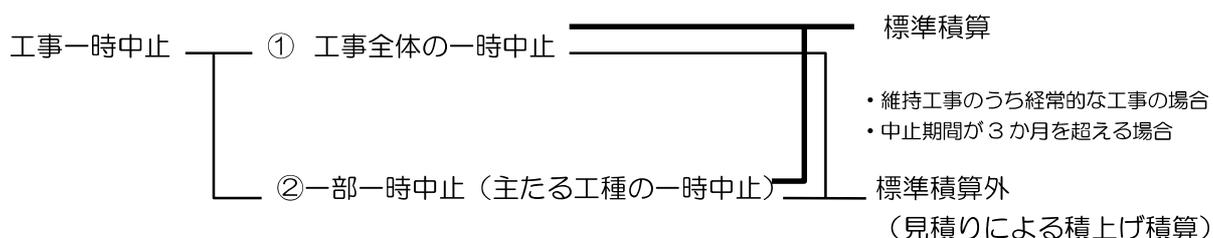
対象工事 (S57.3.29 建設省通達)	発注者が、約款第20条3項の負担額を負担する工事は下記の条件を満たす工事とする。 ○予測しがたい理由により工事を中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増加費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドラインP9)	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定 (ガイドラインP11)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

(2) 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

約款第20条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。



■一部一時中止の場合の増加費用について

中止期間がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (約款第 47 条)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 か月を超えるときは 6 か月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3 月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
増加費用の算定方法	中止期間が 3 か月以内の場合は標準積算(次式)による。 $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第 4 位四捨五入 3 位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円 1,000 円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000 円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種ごとに決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

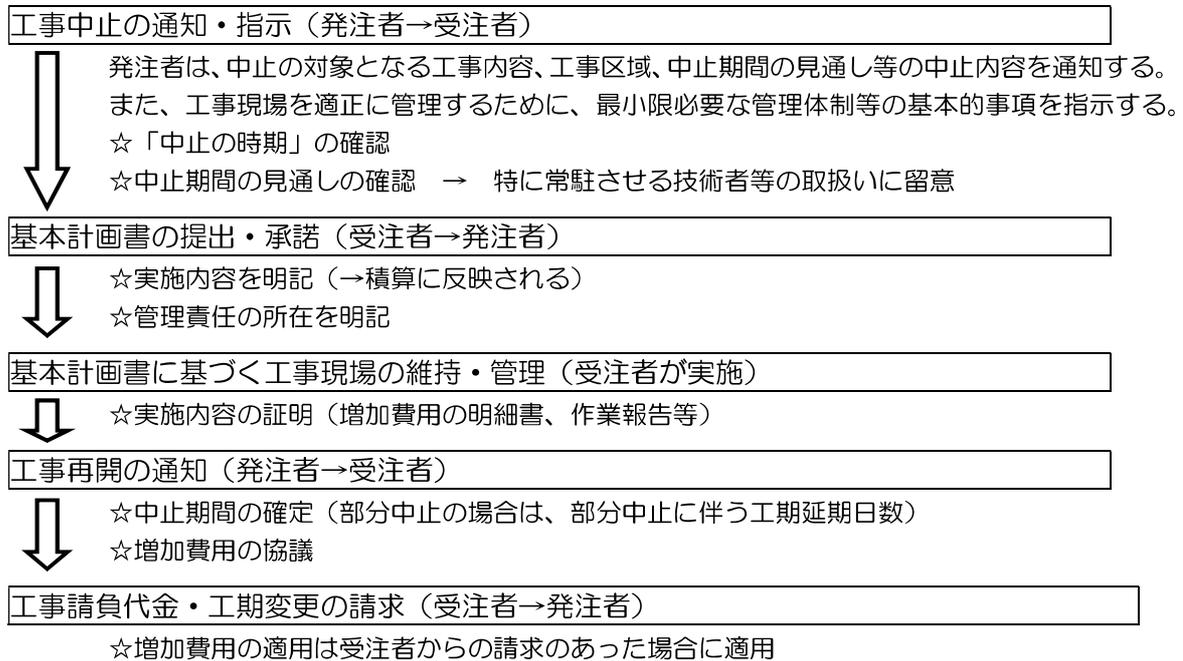
算定方法の違い

	中止期間が3か月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3か月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算とする。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
(主たる工種が中止) 一部一時中止	<p>① 率計上項目は、標準積算（率計上）する。（社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延長期間N'」を用いる。</p> <p>② 率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材等の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③ 全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要
費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は、設計変更により計上する。

(4) 請求の流れ及び適用範囲
 工事一時中止の増加費用について

☆は留意事項



		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	本工事施工中
中止期間	～3 か月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2（6か月）を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の使用料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される。	標準積算（増加費用 $G=dg \times J + \alpha$） 又は積上げ積算 率（dg）×対象額（J）で計上 dg:一時中止に係る現場経費率 J:中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用(主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α:積上げ積算 ※次頁項目（率分除く）について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3 か月を超える			積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは受発注者が協議して決定するものとする。		

増加費用の範囲

①現場維持に要する費用

- イ 工事現場の維持に要する費用
- ロ 工事体制の縮小に要する費用
- ハ 工事の再開・準備に要する費用

②本支店における増加費用・・・・・・一般管理費として計上される。

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3か月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済みの施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える跡片づけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する。
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備にかかる費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
又 役務費用	① ブラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員手当給料	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

■参考資料3

工事一時中止に伴う積算方法（土木工事：標準積算の場合）

中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

工種区分：道路改良工事（市街地）

直接工事費	20,000,000	うち処分費 1,200,000
共通仮設費	2,603,000	
安全費	810,000	
共通仮設費計	3,413,000	
純工事費計（J）	23,413,000	
現場管理費	6,748,000	
中止日数（N）	40 日	
積上げ費用（α）	200,000	

とする。

中止期間中の現場維持等の費用算定式

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位%少数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b：工種毎に決まる係数(別表-1)

まず、dg を求める。

$$\begin{aligned} dg &= A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J \\ &= 370.9 \{ (23,413,000 / (0.4461 \times 23,413,000^{0.3348} + 40))^{-0.1935} - \\ &\quad (23,413,000 / (0.4461 \times 23,413,000^{0.3348}))^{-0.1935} \} + (40 \times 21,900 \\ &\quad \times 100) / 23,413,000 \\ &= 5.633 (\%) \end{aligned}$$

これより、

$$\begin{aligned} G &= dg \times J + \alpha \\ &= 0.05633 \times 23,413,000 + 200,000 \\ &= 1,518,854.29 = 1,518,000 \end{aligned}$$

次に一般管理費等を求める。

直接工事費		20,000,000	うち処分費 1,200,000
間接工事費	共通仮設費計	3,413,000	
	現場管理費	6,748,000	
	中止期間中の現場維持費用	1,518,000	
	小 計	11,679,000	
工事原価		31,679,000	処分費控除後対象額 Cp 31,079,000

一般管理費率

$$\begin{aligned}
 G_p &= -2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 \\
 &= -2.57651 \times \text{LOG}(31,079,000) + 31.63531 \\
 &= 12.33
 \end{aligned}$$

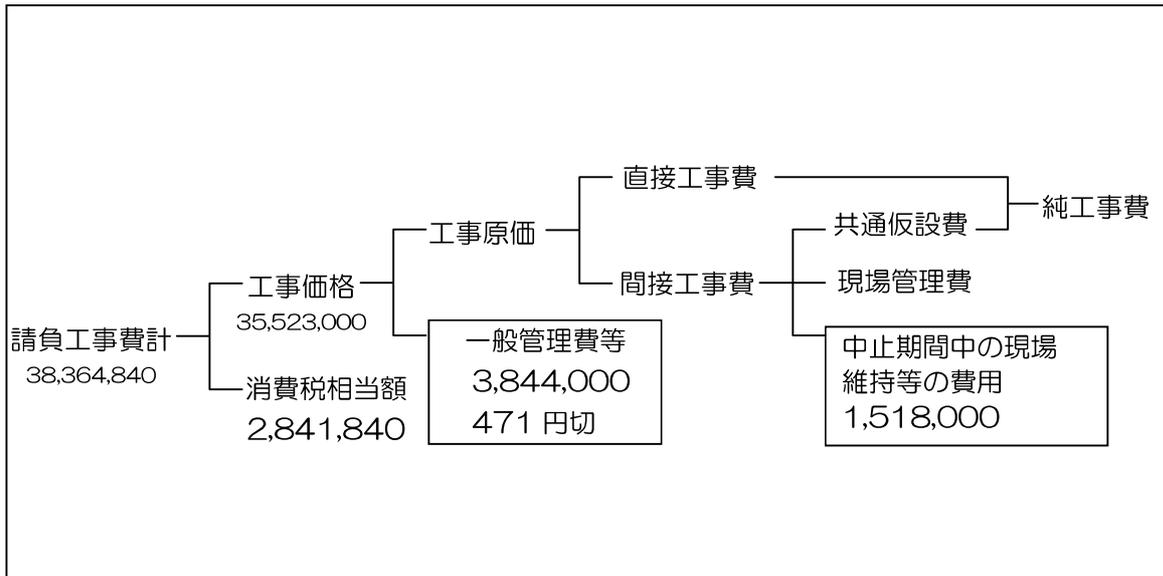
契約保証費を固定する 当初：12,431 円

これより、

$$\text{一般管理費等} = 31,079,000 \times 0.1233 + 12,431 = 3,844,471$$

一般管理費等	3,844,000	471 円切
工事価格	35,523,000	
消費税相当額	2,841,840	$35,523,000 \times 0.08$
請負工事費計	38,364,840	

これより、中止期間中の現場維持等の費用の設計書の取扱いは、下記のツリー図となる。



請負率を 0.85 とし、変更契約額を求める。

請負工事費計	38,364,840
工事価格	35,523,000
消費税相当額	2,841,840
変更契約額	32,609,520
うち消費税	2,415,520

■参考資料4

工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（土木工事：3ヶ月超える場合）

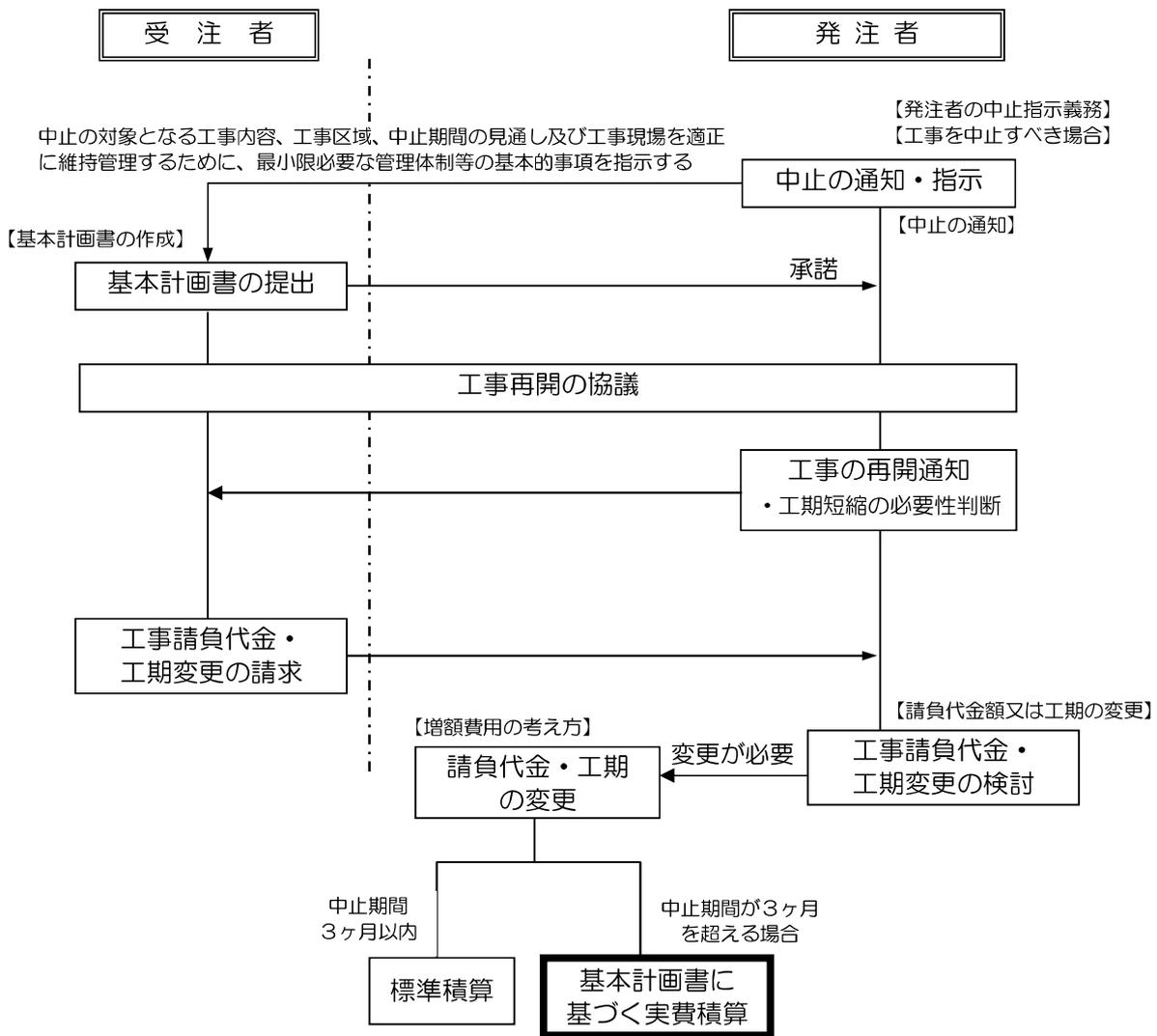
工 事 名：〇〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

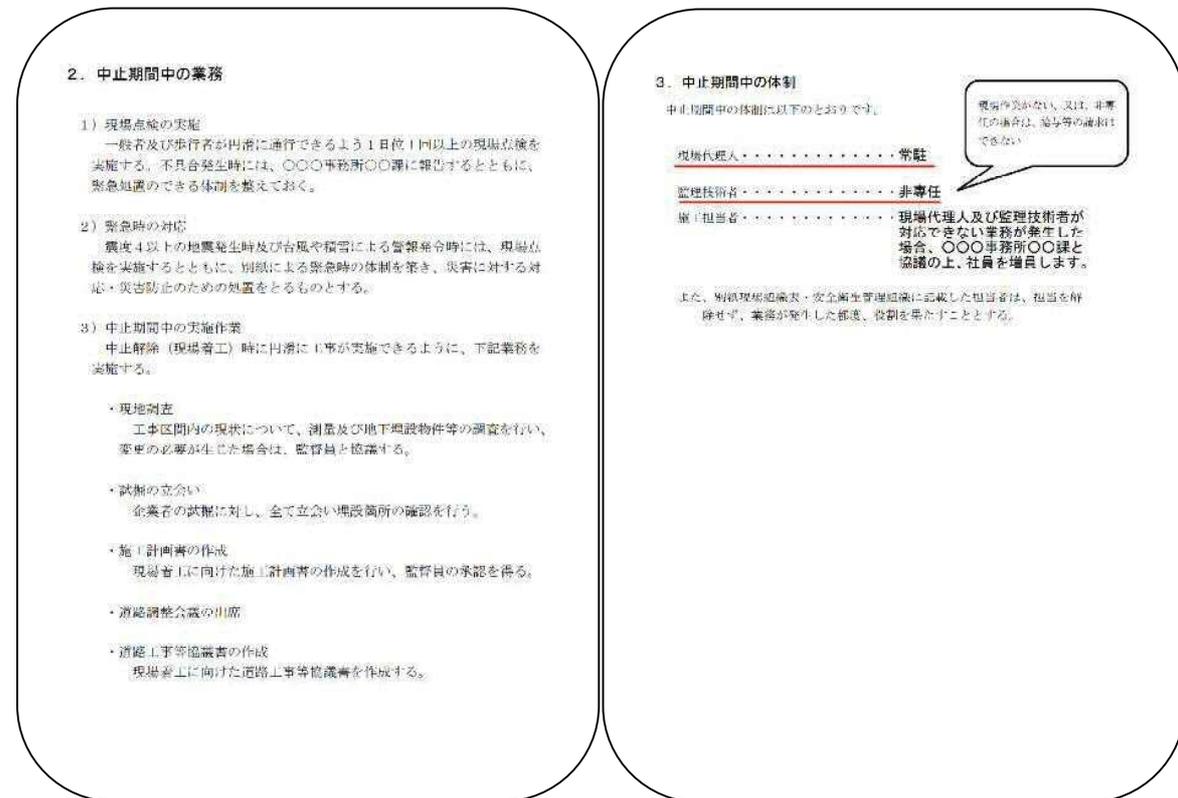
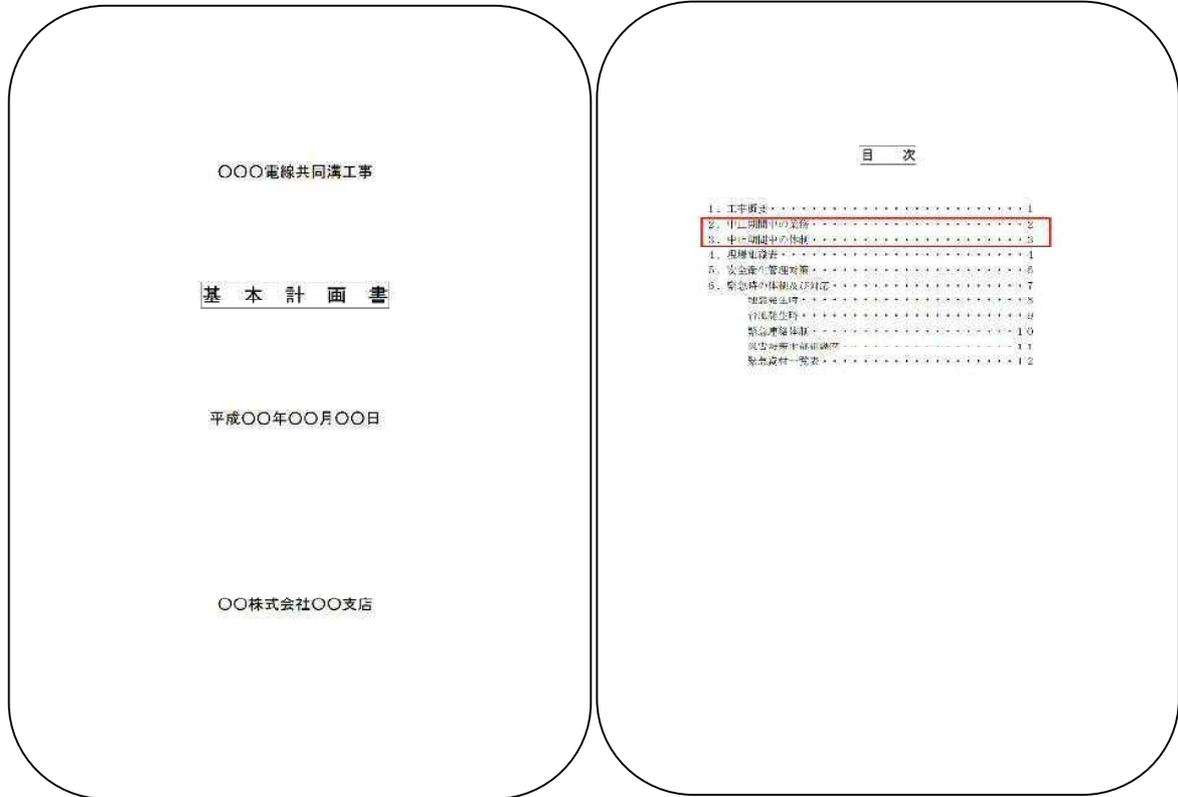
一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する。

一時中止期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



■参考資料5
書類の作成例

◎基本計画書の作成例



◎増加費用の見積り書例

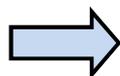
工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり						
工事名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
・監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・役員事務所費		式	1		165,032	
合計					3,456,785	

※見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

例えば

(1) 現場代理人等の給料について



- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について



- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる。

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

◎増加費用の見積り根拠例
現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○橋 ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1か月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目的が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成■年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(役職名等)
			(フリガナ)
			(原職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与			源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
			社会保険料等の金額
			生命保険料の控除額
			損害保険料の控除額
			住宅借入金等特別控除の額
(源泉)年固定率控除額	円	国民年金保険料等の金額	円
		配偶者の合計所得	円
		個人年金保険料の金額	円
		長期損害保険料の金額	円
未達者	乙種特別	本人が障害者	専業主婦
	○		
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話) XX-XXXX-XXXX

◎増加費用の見積り根拠資料例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書（平成〇〇年〇月分）

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇様	37,000	
通信交通費				
	連絡車	様〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇様	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

中止の通知・指示する場合の通知書の記載例

別記 1 - 2

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名 印
(課)

通知書

静岡市建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項の規定により、下記事項について通知します。

記

1 工事名 年度 第 号 工事

2 通知事項
上記工事を平成 年 月 日から工事の(全部・一部)を一時中止します。

- ・中止理由
- ・工事一時中止箇所
- ・工事一時中止予定期間 ○○日間(平成 年 月 日まで)
- ・中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を提出してください。
- ・工事再開については、別途通知(協議)します。
- ・その他

※ (全部・一部)は、全部又は一部を選択する。

工事を再開する場合の通知書の記載例

別記 1 - 2

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名 印
(課)

通知書

静岡市建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項の規定により、下記事項について通知します。

記

- | | | | |
|---------|--|-----|----|
| 1 工事名 | 年度 | 第 号 | 工事 |
| 2 通知事項 | 平成 年 月 日より（全部・一部）一時中止（平成 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号）の上記工事を平成 年 月 日から（全部・一部）再開します。 | | |
| ・工事再開箇所 | | | |
| ・その他 | | | |

※（全部・一部）は、全部又は一部を選択する。

工事請負代金・工期変更を請求する場合の記載例

別記2-1

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所
受注者 名 称
氏 名

㊞

請 求 書

静岡市建設工事請負契約約款第20条第3項の規定により、下記事項について請求します。

記

1 工 事 名 年 度 第 号

工 事

2 請求事項

上記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。

・ 工期

・ 施工箇所

・ 添付資料

請求内訳書、明細書、その他必要な資料



工事請負契約における設計変更ガイドライン
(土木工事編)

平成 28 年 11 月
静岡市

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

設計変更については、「静岡市建設工事請負契約約款」において、その手続きは定められているものの、当初の施工条件が明確になっていない、協議による内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされている。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

「設計変更ガイドライン」は、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

「設計変更ガイドライン」については、今後においても関係者と調整し、必要事項については訂正、追加していくものである。

静岡市財政局財政部契約課
静岡市建設局土木部技術政策課

改正経過

平成26年4月策定

平成28年11月改正

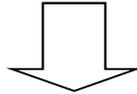
目次

1 策定の背景	1
2 用語の定義	3
3 設計変更が適切に実施されるためには	4
4 設計変更の手続き（全般）	5
5 設計変更の手続き（約款第 18 条関係）	6
6 設計変更が不可能なケース	7
7 設計変更が可能なケース	8
8 設計変更に関わる資料の作成	14
9 指定・任意の正しい運用	16
10 施工条件明示について	18
11 設計変更事例	21

1 策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

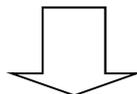


当初設計時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算に当たって、平成28年3月18日付け建技第521号「建設工事における施工条件明示について」の一部改正について（通知）」に記載されている工事内容に関する項目については、「10 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は

工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

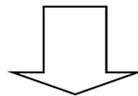
(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り**、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにもかかわらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく**必要がある。



「工事請負契約における設計変更ガイドライン」
の策定

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が契約図書である。(静岡県建設工事請負契約約款第1条、静岡県土木工事共通仕様書)

(2) 設計変更

設計変更とは、静岡県建設工事請負契約約款に基づき、原設計(設計図書)を変更することをいう。また、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものをいう。(静岡県土木工事共通仕様書)

(4) 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。(静岡県土木工事共通仕様書)

(5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。(静岡県土木工事共通仕様書)

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。(静岡県土木工事共通仕様書)

なお、静岡県土木工事共通仕様書第1編1-1-8により、口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものと規定されている。

(7) 協議

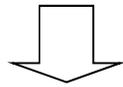
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(静岡県土木工事共通仕様書)

3 設計変更が適切に実施されるためには

設計変更が適切に実施されるためには

(発注者)

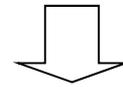
工事発注段階では、**条件明示を徹底**する。
 施工段階では、指示・協議は**書面にて約款第18条第3項により、調査の終了後14日以内に回答**する。



- 積算前の現地調査
- 「施工条件明示事項」の活用
- クイックレスポンスの活用
- 一時中止の適正な運用
- 工事監理調整会議の開催要請

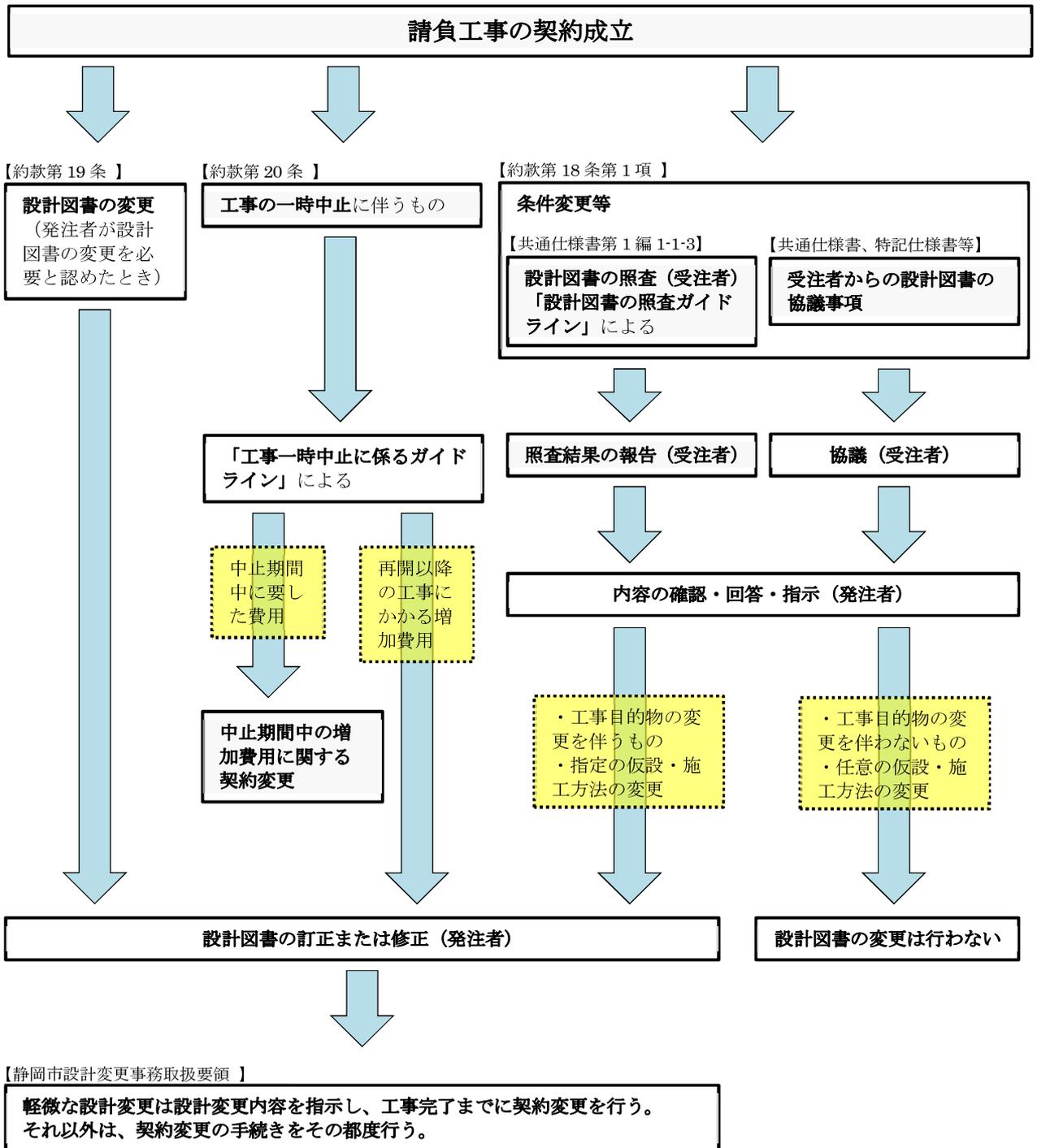
(受注者)

工事着手に当たって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに**約款第18条第1項により監督員に確認を請求し、書面にて回答を得てから**施工を行う。施工途中も同様。



- 設計図書の照査ガイドラインの活用
- 工程を考慮した早い段階での確認の請求
- 工事監理調整会議の開催要請

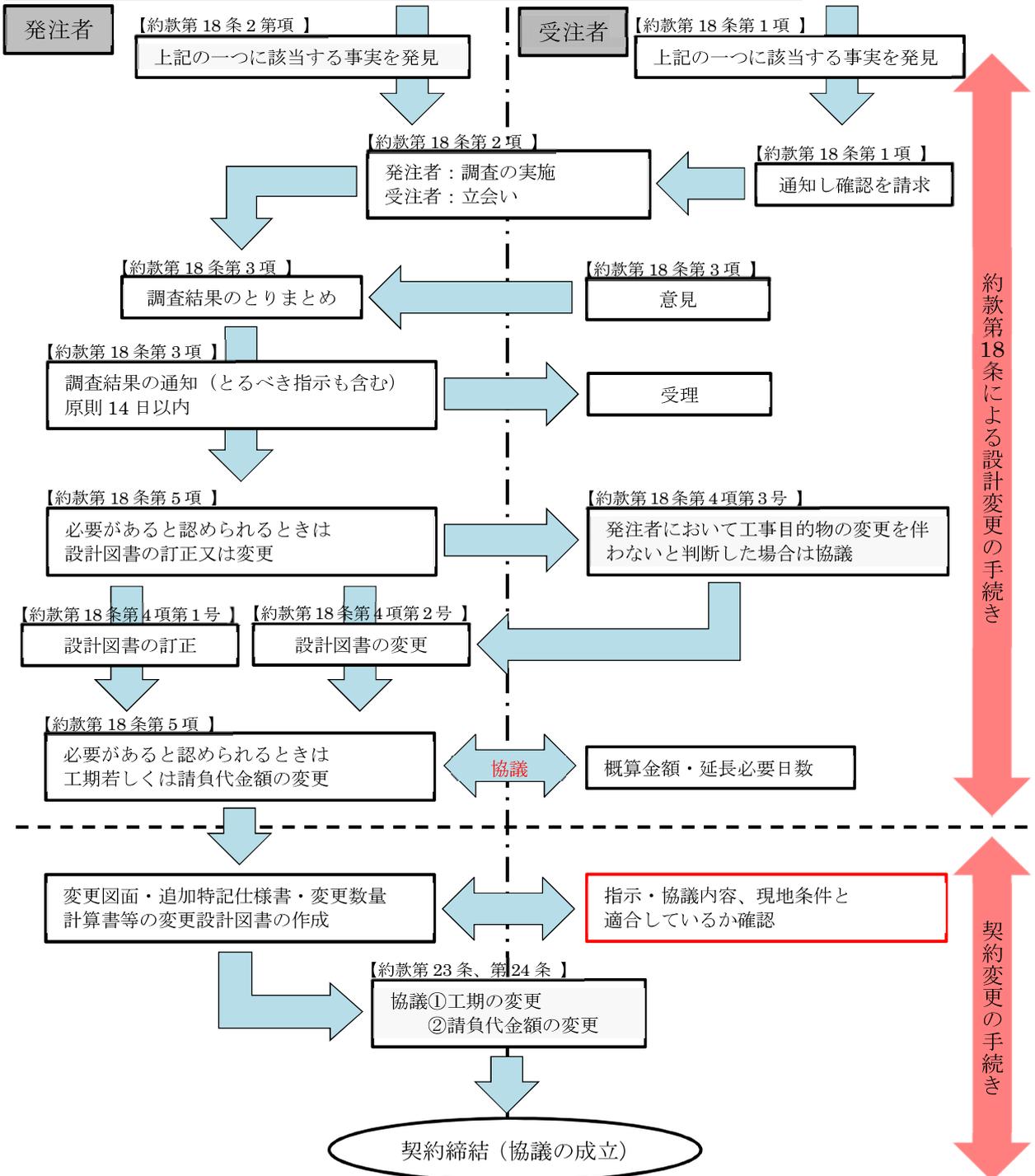
4 設計変更の手続き（全般）



5 設計変更の手続き（約款第 18 条関係）

【約款第 18 条第 1 項】

- ① 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。
- ② 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



6 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記の場合は、原則として**設計変更ができない**。(ただし、災害防止等のため必要があると認めるときはこの限りではない【約款第 26 条（臨機の措置）】)。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。

対応例) 受注者は約款 18 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。

- ② 発注者と「協議」を行っているが、**協議の回答ない時点で施工を実施**した場合。

対応例) 協議の回答は約款第 18 条第 3 項により、調査の終了後 14 日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

- ③ **「承諾」で施工**した場合。

対応例) 「承諾」とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は、約款第 18 条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- ④ 約款・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合。(約款第 18 条～24 条、共通仕様書第 1 編 1-1-15～1-1-17)**

対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・工期延長・請負代金の変更など、所定の手続きを行う。

- ⑤ **正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）**の場合。

対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工をしない。

- ⑥ 総合評価落札方式により契約された業務において、**技術提案により追加作業が生じた**場合。

対応例) 総合評価落札方式における技術提案は、契約の前提として示され評価されたものであるため、受注者の責により必ず施工されるべきものである。このため、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。(ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。)

7 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手ができない場合。**
- 3 **所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者の「指示」**によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある。）
- 4 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
- 5 受注者の責によらない工期の延期、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

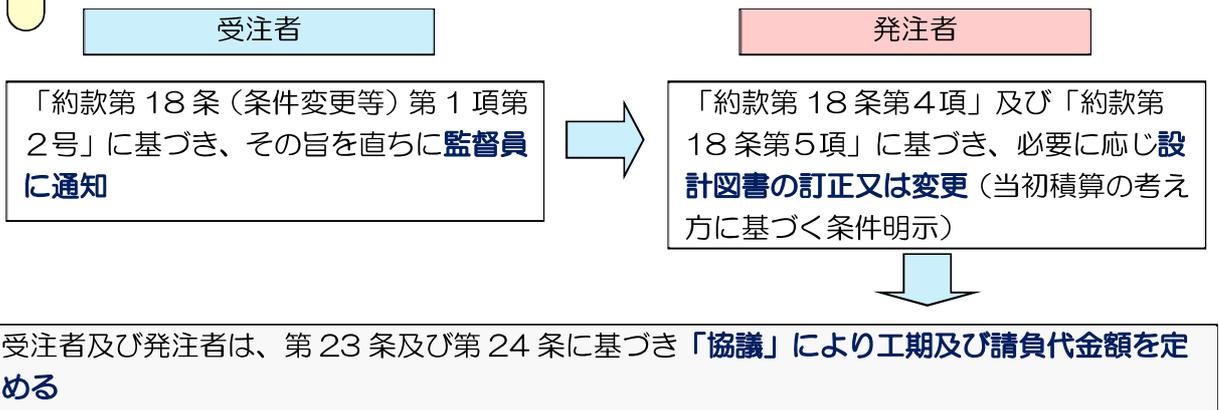
設計変更に当たっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- 1 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
- 2 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条に基づき書面で行う。
- 3 設計変更に伴う契約変更の手続きは、静岡市設計変更事務取扱要領により行う。
- 4 指示書へ概算金額、延長日数の記載を行う。（延長日数は必要に応じて記載。）
 - ① 記載する概算金額、延長日数は「参考値」であり、契約変更額及び変更契約の工期を拘束するものではない。
 - ② 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 2 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に通知し確認を請求して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



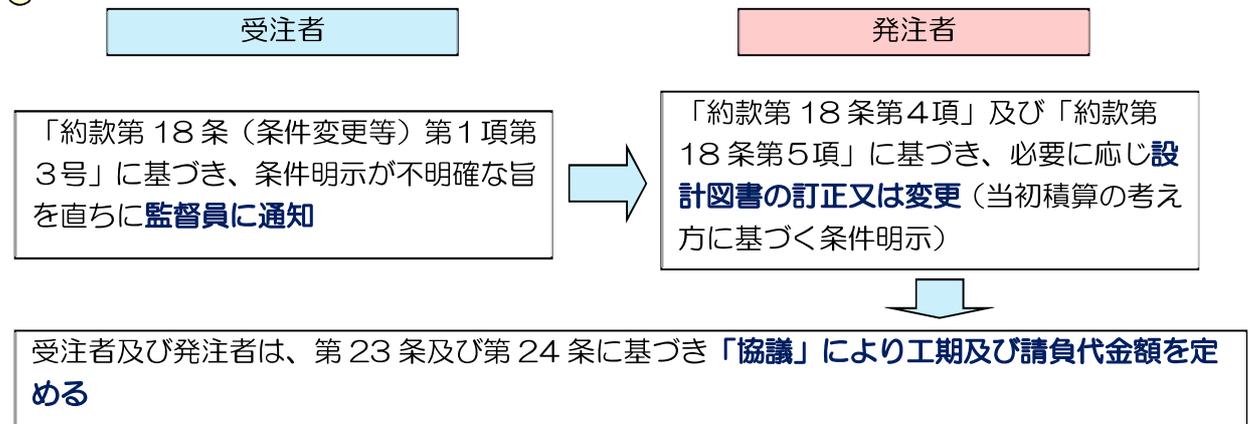
例)

- ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 3 号) <設計変更可能なケース>

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



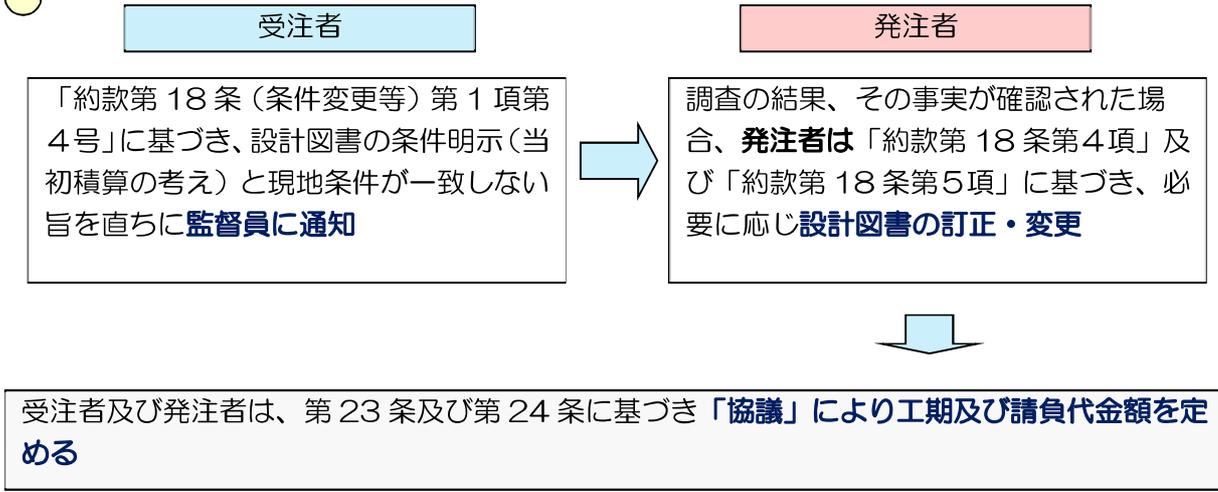
例)

- ア 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 4 号) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。



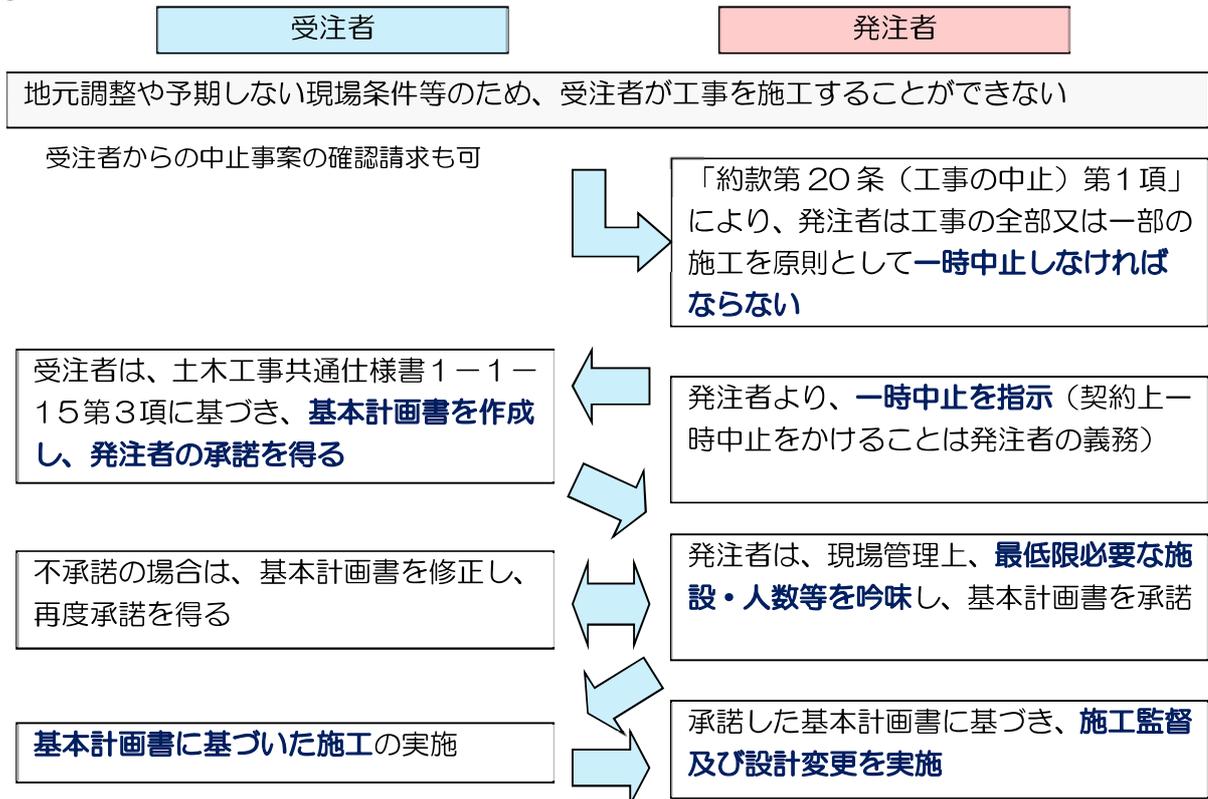
例)

- ア 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
- エ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(約款第 20 条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（工事一時中止に係るガイドライン参照）



例)

- ア 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- イ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- オ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- カ 工事用地の確保が出来ない等のため、工事を施工できない場合
- キ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ク 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 「設計照査の範囲」を超えるもの

＜設計変更可能なケース＞

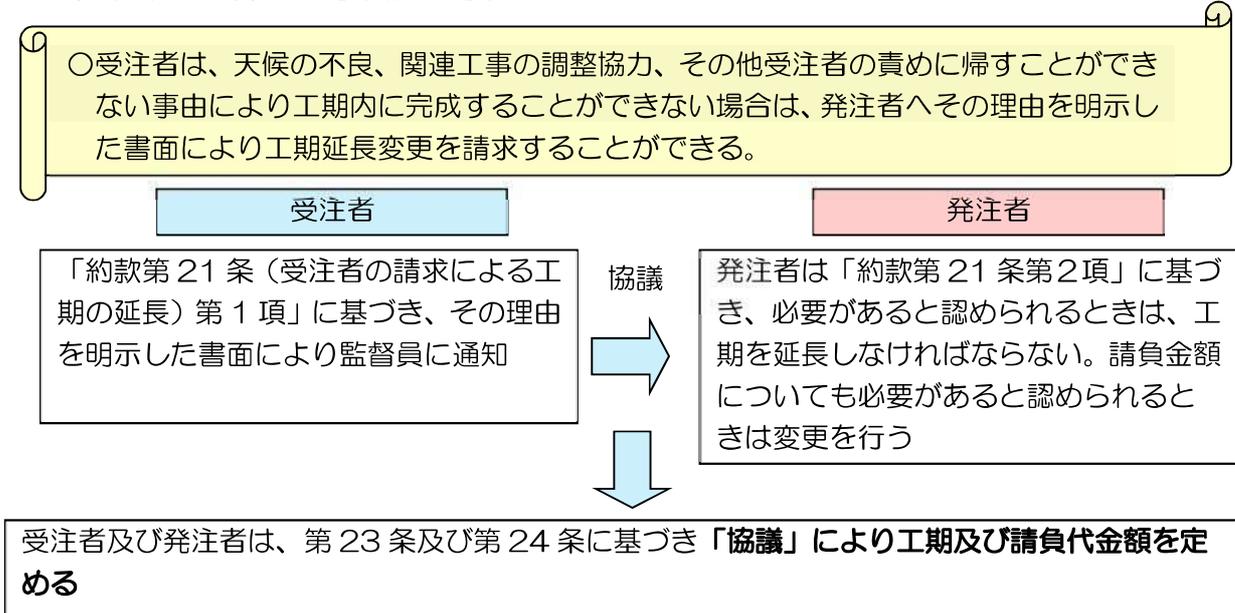
- ① 現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は、**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。**(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)**
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との**対比設計**。
- ⑪ **設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出**。
- ⑫ **舗装修繕工事の縦横断設計**。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(注) 設計図書の照査については、「設計図書の照査ガイドライン(土木工事編)」によるものとする。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

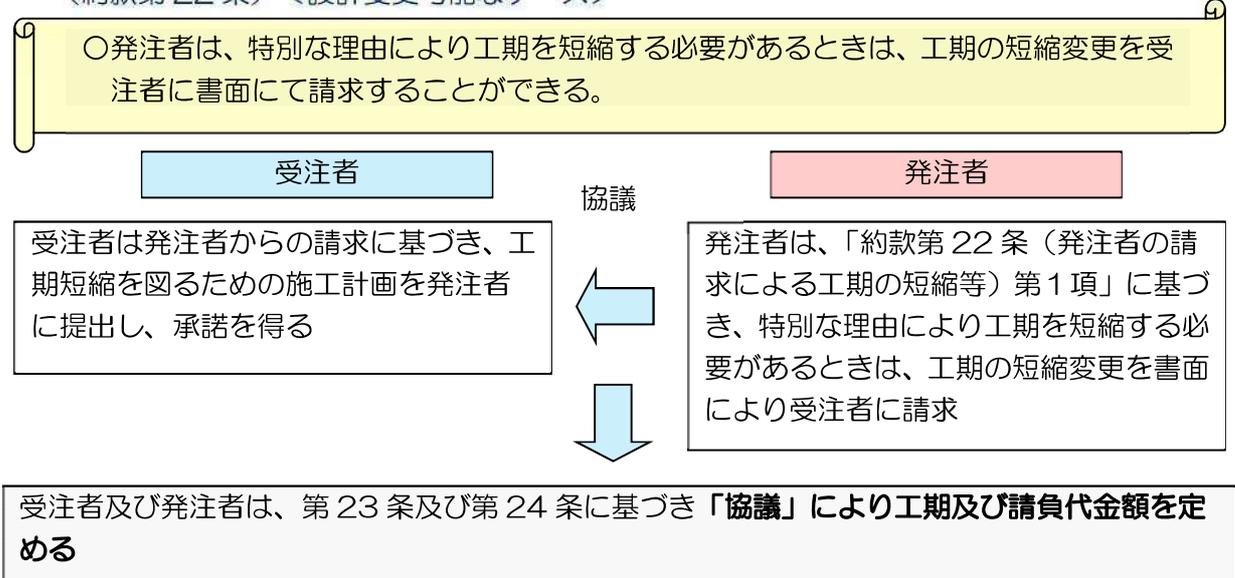
(約款第 21 条) <設計変更可能なケース>



- 例) ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 イ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(7) 発注者の請求による工期の短縮

(約款第 22 条) <設計変更可能なケース>



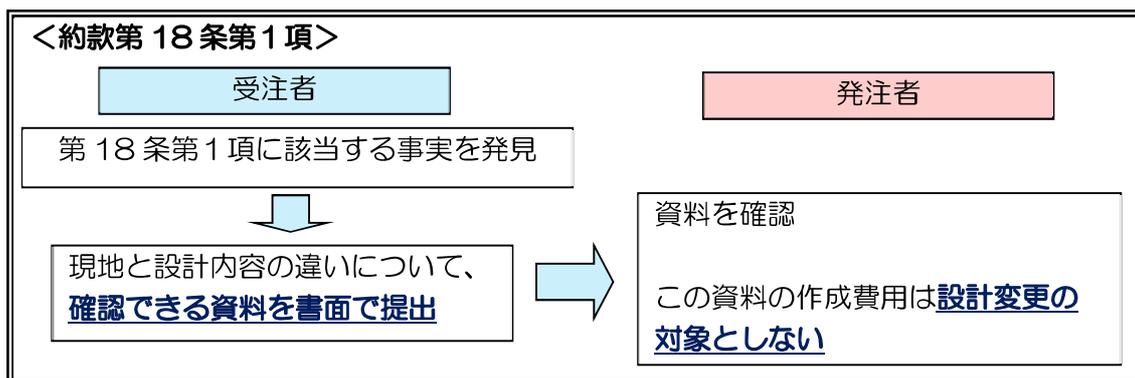
- 例) ア 工事一時中止に加え、工種が追加されるなど、本来であれば工期延長が必要なところ、工期を当初契約の工期のままとする場合
 イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

8 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

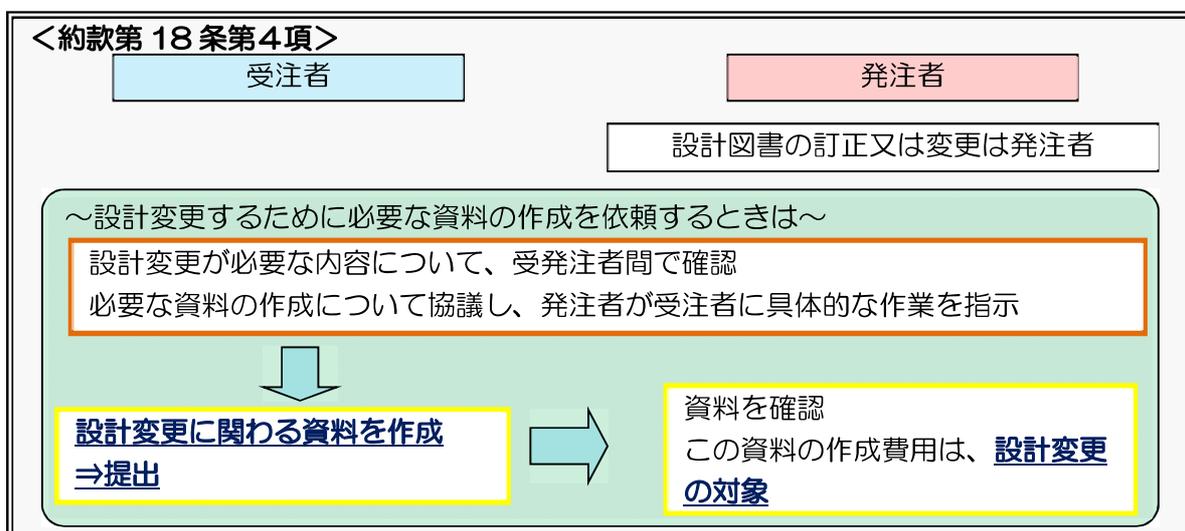
受注者は、当初設計に「約款第 18 条第 1 項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第 18 条第 1 項に基づき**設計変更するために必要な資料の作成は、約款第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものである**が、積算基準に規定される「技術管理上必要な資料の作成」を行うものとして、受注者に資料の作成を依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。なお、**出来形管理のための図面作成は受注者が行うもの**であり、この場合の図面作成に要する費用は、共通仮設費率計上分に含まれている。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- ⑤ 設計変更に関わる資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積りによる。なお、人工は土木一般世話役相当とし、技術管理費の積上げで計上する。



＜「設計変更に必要な資料の作成」に関する留意事項＞

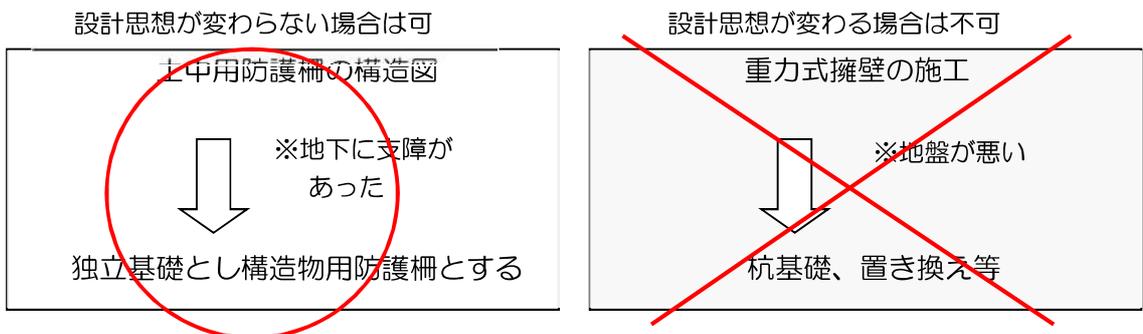
前頁8.(2)の規定は、設計変更の一層の円滑を図る観点から、以下の3つの条件を付して**やむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係る資料の作成を指示**できるとしたものであることに留意する必要がある。

○ 適用条件

① 設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、受発注者間で**事前に合意（作業期間を含む）が得られていること。**



② 設計図書の訂正又は変更内容は、**当初の構造形式等、基本的根幹について設計思想が変わらないこと。**



※「当初の設計思想が変わらないこと」とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼しても良いが、修正する方法が複数存在するように発注者が何らか判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。

③ 出来形管理の取りまとめ時期等から、受注者以外ではとりまとめが困難と認められる場合

	工事着手					工期末
路体盛土工	■	■	■	■	■	
路床盛土工	■	■	■	■	■	
擁壁工						
重力式擁壁			■	■	■	
補強土壁工			■	■	■	
						出来形検測 とりまとめ

※出来形管理は受注者が行うものであるが、工事完成間際に行う工種は、出来形管理の時期が、設計変更とりまとめの時期よりも遅くなることがある。この場合、設計変更とりまとめが、受注者以外ではできないことが多々ある事情から、このような条件を付したものである。



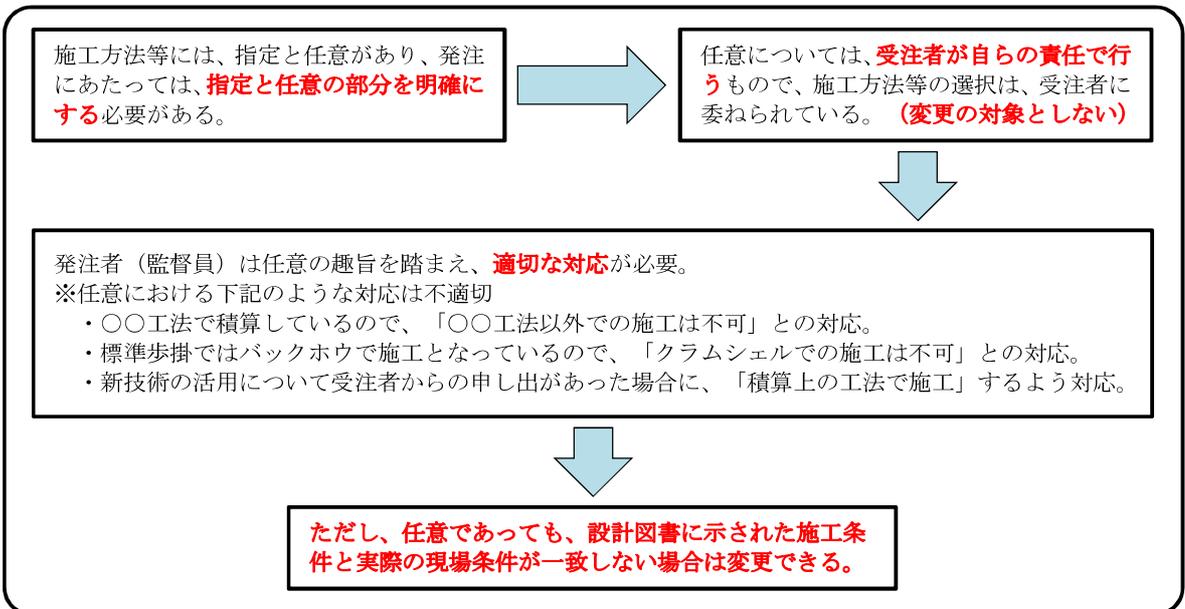
①～③の3つの条件を全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

9 指定・任意の正しい運用

(1) 基本事項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意の施工方法等については、**その施工方法等の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があっても**原則として設計変更の対象とならない。**
- 指定・任意とも**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。**



◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(2) 指定・任意の考え方

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

(3) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。

【入札前】

- ・入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令、静岡市契約規則、静岡市建設工事執行規則その他関係法令並びに設計書、仕様書及び図面その他契約締結に**必要な条件を承諾**のうえ、入札してください。

(静岡市建設工事入札心得 第2条 (入札の基本的事項))

【契約後】

- ・受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

10 施工条件明示について

(1) 基本事項

工事施工の円滑化を図るためには、当該工事に関して制約を受ける施工条件を、設計図書によって明らかにしておくことが極めて重要である。このため、発注者においては、施工条件を事前に調査し、必要なものを設計図書の中で明らかにする。

(2) 明示方法

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書（図面、設計書及び特記仕様書等）の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(3) 留意事項

- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、約款の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- 施工条件の明示は、工事内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、受注者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。
- 個人情報の取扱いに際しては、個人情報に関する法令を遵守すること。

(4) 明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
A. 工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
B. 用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 受注者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
C. 環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排気ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
D. 安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 6. 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容

工事請負契約における設計変更ガイドライン

明示項目	明示事項
E. 工事中道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮設道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮設道路の設置期間及び工事中終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
F. 仮設関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 3. 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 4. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
G. 建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
H. 工事中支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事中支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件工事中と重複して施工する場合は、その工事中内容、期間等
I. 薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
J. その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事中現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等及びその内容 5. 架設工法を指定する場合は、その工事中方法及び工事中条件 6. 工事中用水及び工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 共通仕様書に記載のない工事中方法を指定する場合は、その内容 10. 工事中管理基準に記載のない工事中管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容 11. 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容

11 設計変更事例

引用文献：「公共土木工事 設計変更事例集」山海堂

1) -1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件



Point

岩盤線推定のためのボーリングは、ジャストポイントで行われているとは限らないので、試験杭で確認することは有効。

1) -2 工事目的物の追加

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件



Point

薬液注入量、薬液注入率等については、特記仕様書又は図面等で明確に条件明示する。

2) 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件



Point

工事に影響する可能性が大きいため、特記仕様書又は図面には「存在」を記しておく、設計変更の対象とする可能性を示唆しておく、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。(約款第18条)

3) -1 施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に、夜間作業に伴う交通整理人の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件



Point

当初の特記仕様書では、作業が昼間を前提としており交通誘導警備員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため、設計変更の対象とする。

3) - 2 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削に当たり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件



Point

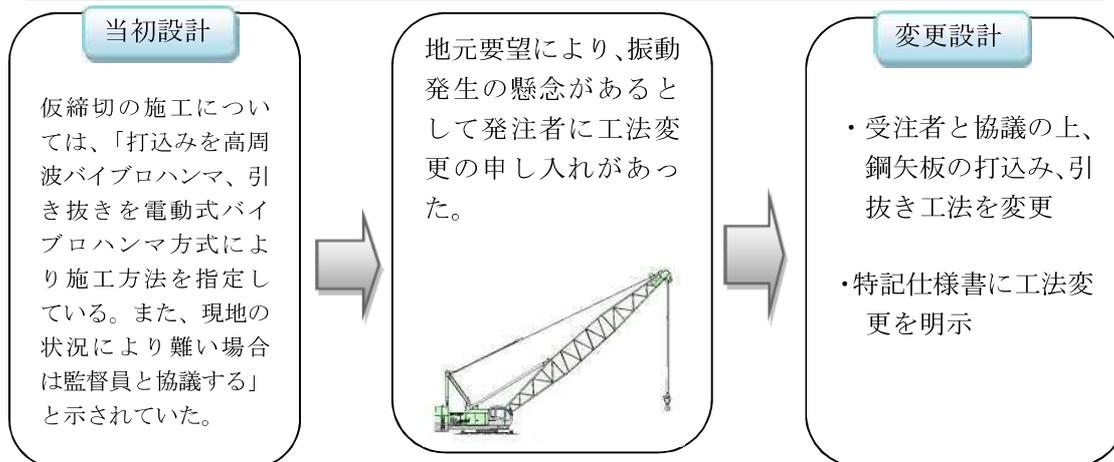
一般に工事の施工条件は、常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

3) - 3 施工方法等の変更

変更事例

振動発生懸念があるとの地元要望により、発注者に工法変更の申し入れがあり、工法を変更した。

設計での仕様・施工条件



Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望が寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用する」との施工の制約を変更特記仕様書等に示し、設計変更の対象とする必要がある。

3) - 4 施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策に関する地元要望により、調査の結果、砕石による補修以外の対応が必要と認められるため、敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件



Point

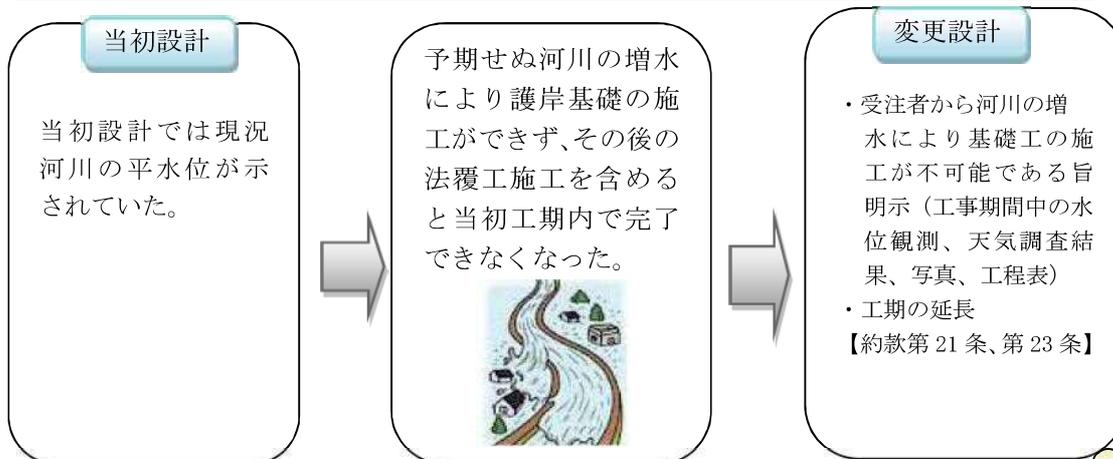
施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や地元から施工上の条件とされている場合の仮設等については、指定仮設として設計図書に示すこととなる。この場合、地元要望に基づき、施工条件の変更であるため、設計変更の対象とする。

4) 工期の変更

変更事例

予期できない河川の増水により護岸基礎の施工が行えず、その後の法覆工施工の所要日数等から工期内の完了が困難となったため、工期延長した。

設計での仕様・施工条件



Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることをデータにより示さなければならない。



工事請負契約における設計変更ガイドライン
(建築・電気設備・機械設備工事編)

平成29年4月
静岡市

はじめに

公共工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

設計変更については、「静岡市建設工事請負契約約款」において、その手続きは定められているものの、当初の施工条件が明確になっていない、協議による内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされている。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

「設計変更ガイドライン」は、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

「設計変更ガイドライン」については、今後においても関係者と調整し、必要事項については訂正、追加していくものである。

静岡市財政局財政部契約課
静岡市建設局土木部技術政策課

平成29年 4月策定

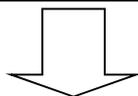
目次

1 策定の背景	1
2 用語の定義	3
3 設計変更が適切に実施されるためには	4
4 設計変更の手続き（全般）	5
5 設計変更の手続き（約款第18条関係）	6
6 設計変更が不可能なケース	7
7 設計変更が可能なケース	8
8 設計変更に関わる資料の作成	14
9 指定・任意の正しい運用	16
10 施工条件明示について	18
11 参考資料	21

1 策定の背景

(1) 建築・電気設備・機械設備工事の特徴

建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。



当初設計時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

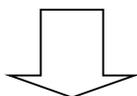
発注者は

発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。

発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。



受注者は

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

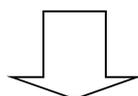
(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り**、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにもかかわらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく**必要がある。



「工事請負契約における設計変更ガイドライン」
の策定

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が契約図書である。(静岡県建設工事請負契約約款第1条)

(2) 設計変更

設計変更とは、静岡県建設工事請負契約約款に基づき、原設計(設計図書)を変更することをいう。また、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものをいう。

(4) 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(7) 協議

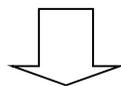
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

3 設計変更が適切に実施されるためには

設計変更が適切に実施されるためには

(発注者)

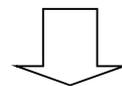
工事発注段階では、**条件明示を徹底**する。
 施工段階では、指示・協議は**書面にて約款第18条第3項により、調査の終了後14日以内に回答**する。



- 積算前の現地調査
- 「施工条件明示事項」の活用
- クイックレスポンスの活用
- 一時中止の適正な運用
- 工事監理調整会議の開催要請

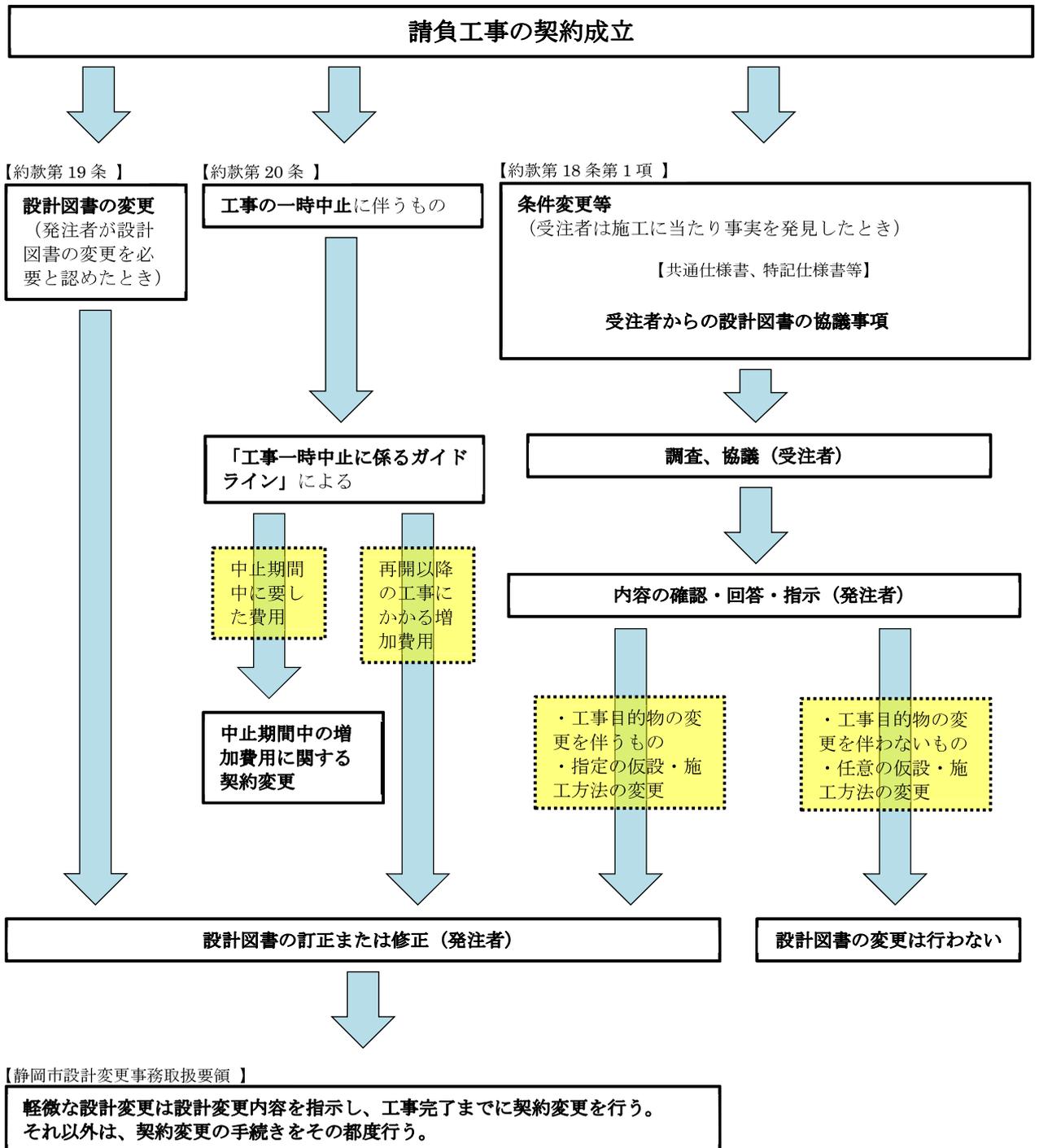
(受注者)

工事着手に当たって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに**約款第18条第1項により監督員に確認を請求し、書面にて回答を得てから**施工を行う。施工途中も同様。



- 工程を考慮した早い段階での確認の請求
- 工事監理調整会議の開催要請

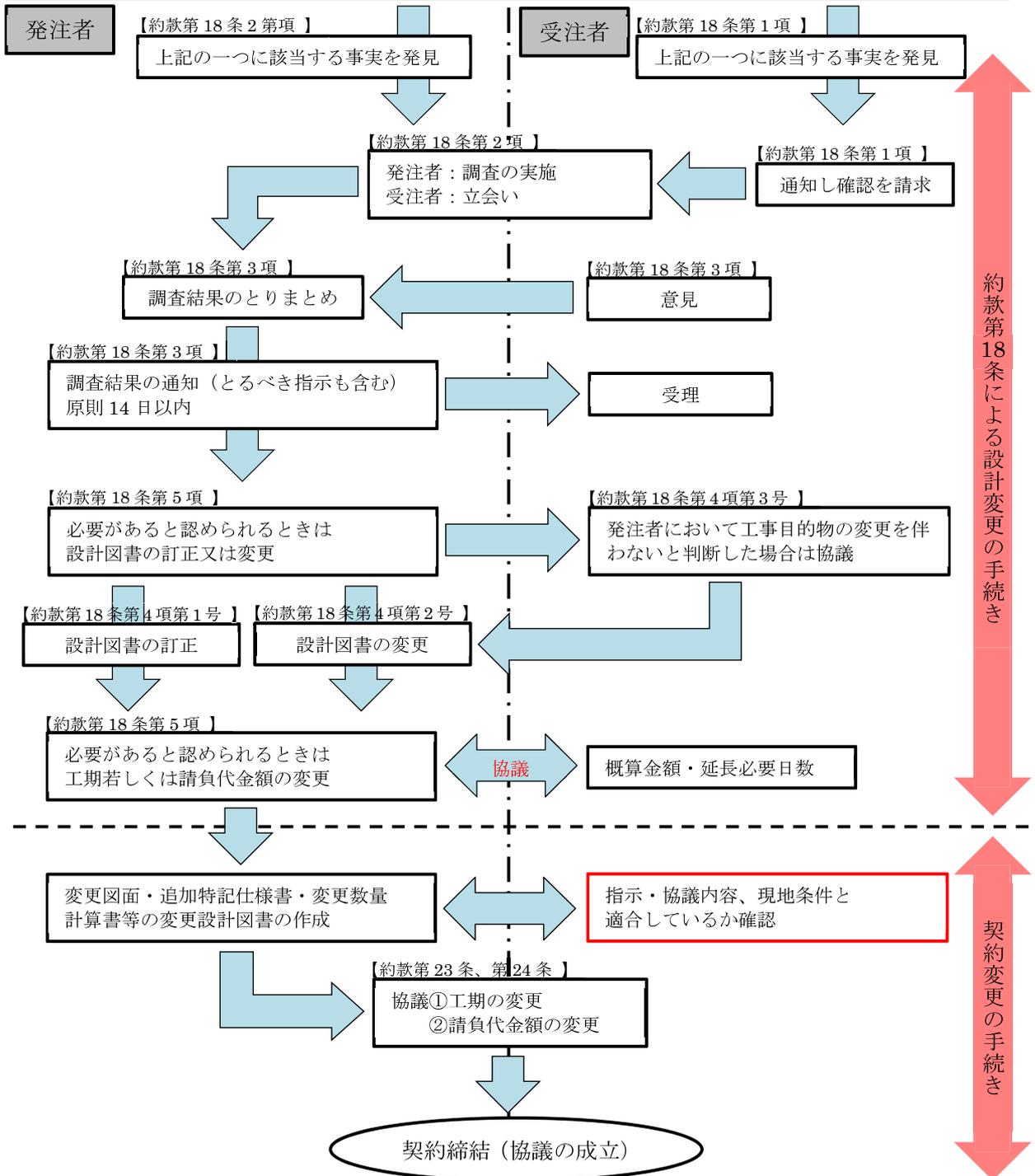
4 設計変更の手続き（全般）



5 設計変更の手続き（約款第18条関係）

【約款第18条第1項】

- ① 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。
- ② 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



6 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記の場合は、原則として**設計変更ができない**。(ただし、災害防止等のため必要があると認めるときはこの限りではない【約款第26条(臨機の措置)】)。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。

対応例) 受注者は約款18条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。

- ② 発注者と「協議」を行っているが、**協議の回答ない時点で施工を実施**した場合。

対応例) 協議の回答は約款第18条第3項により、調査の終了後14日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

- ③ **「承諾」で施工**した場合。

対応例) 「承諾」とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は、約款第18条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- ④ 約款・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経していない場合。(約款第18条~24条)**

対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・工期延長・請負代金の変更など、所定の手続きを行う。

- ⑤ **正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等**の場合。

対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工をしない。

- ⑥ 総合評価落札方式により契約された業務において、**技術提案により追加作業が生じた**場合。

対応例) 総合評価落札方式における技術提案は、契約の前提として示され評価されたものであるため、受注者の責により必ず施工されるべきものである。このため、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。(ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。)

7 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手ができない場合。**
- 3 **所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者の「指示」**によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある。）
- 4 受注者の責によらない工期の延期、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

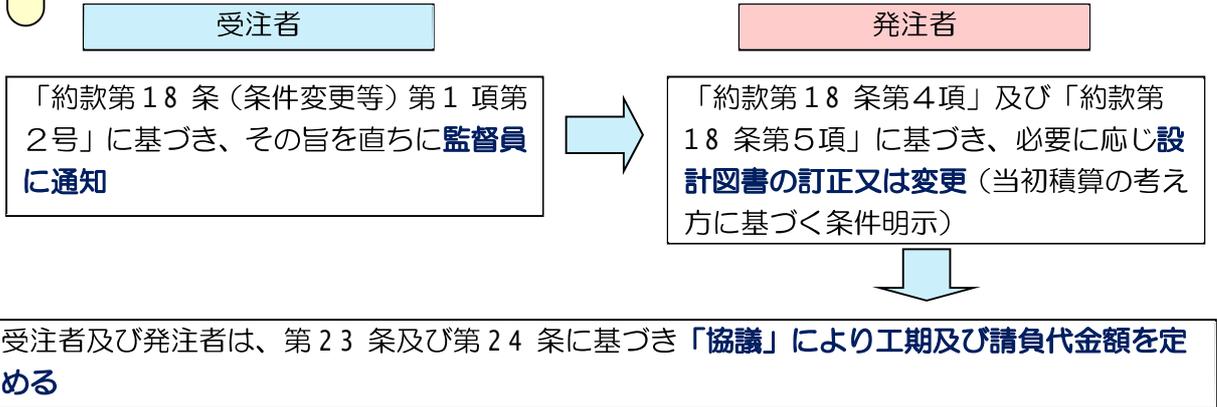
設計変更に当たっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- 1 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
- 2 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条に基づき書面で行う。
- 3 設計変更に伴う契約変更の手続きは、静岡市設計変更事務取扱要領により行う。
- 4 指示書へ概算金額、延長日数の記載を行う。（延長日数は必要に応じて記載。）
 - ① 記載する概算金額、延長日数は「参考値」であり、契約変更額及び変更契約の工期を拘束するものではない。
 - ② 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第18条第1項第2号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に通知し確認を請求して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



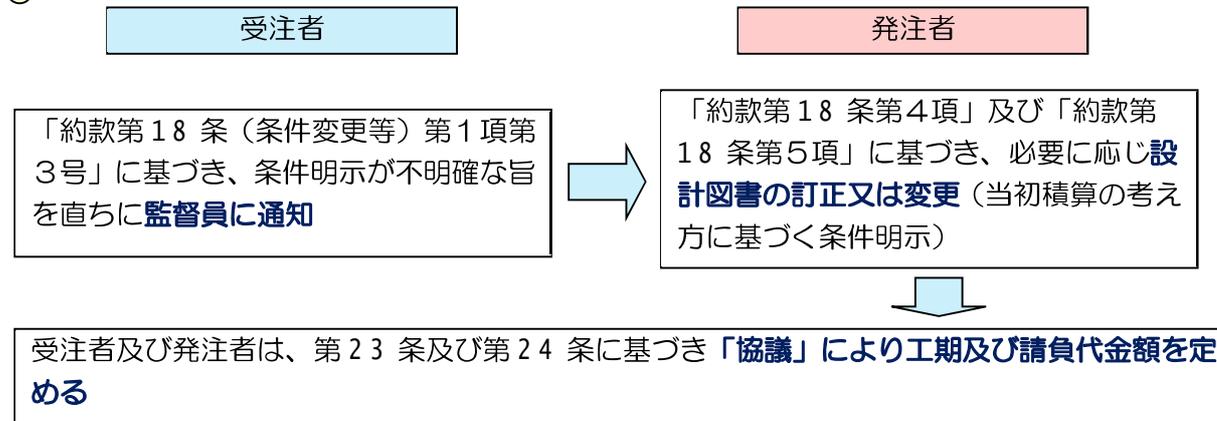
例)

- ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- エ 図面に記載された寸法が間違っている場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第18条第1項第3号) <設計変更可能なケース>

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



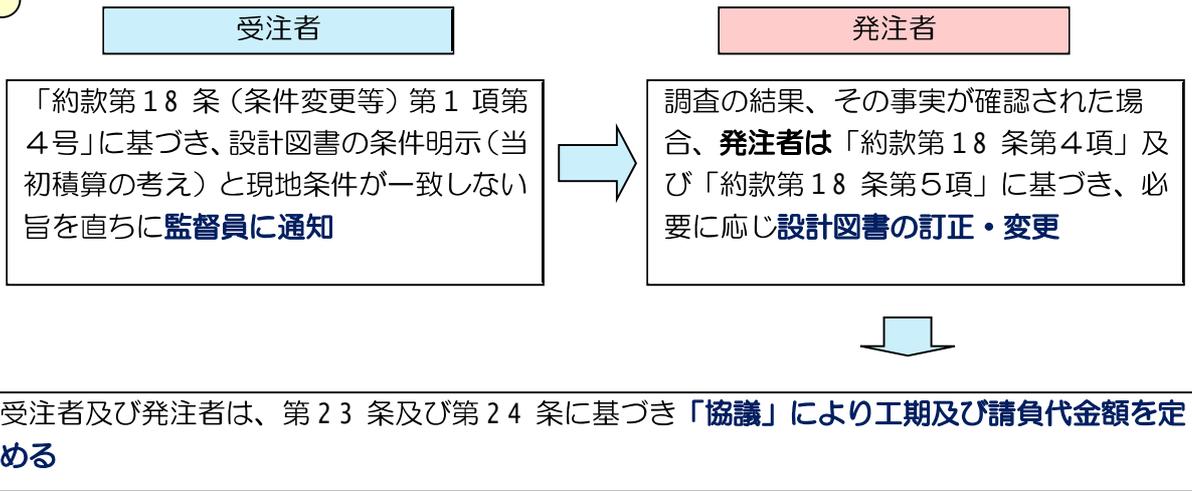
例)

- ア 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(約款第18条第1項第4号) <設計変更可能なケース>

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。



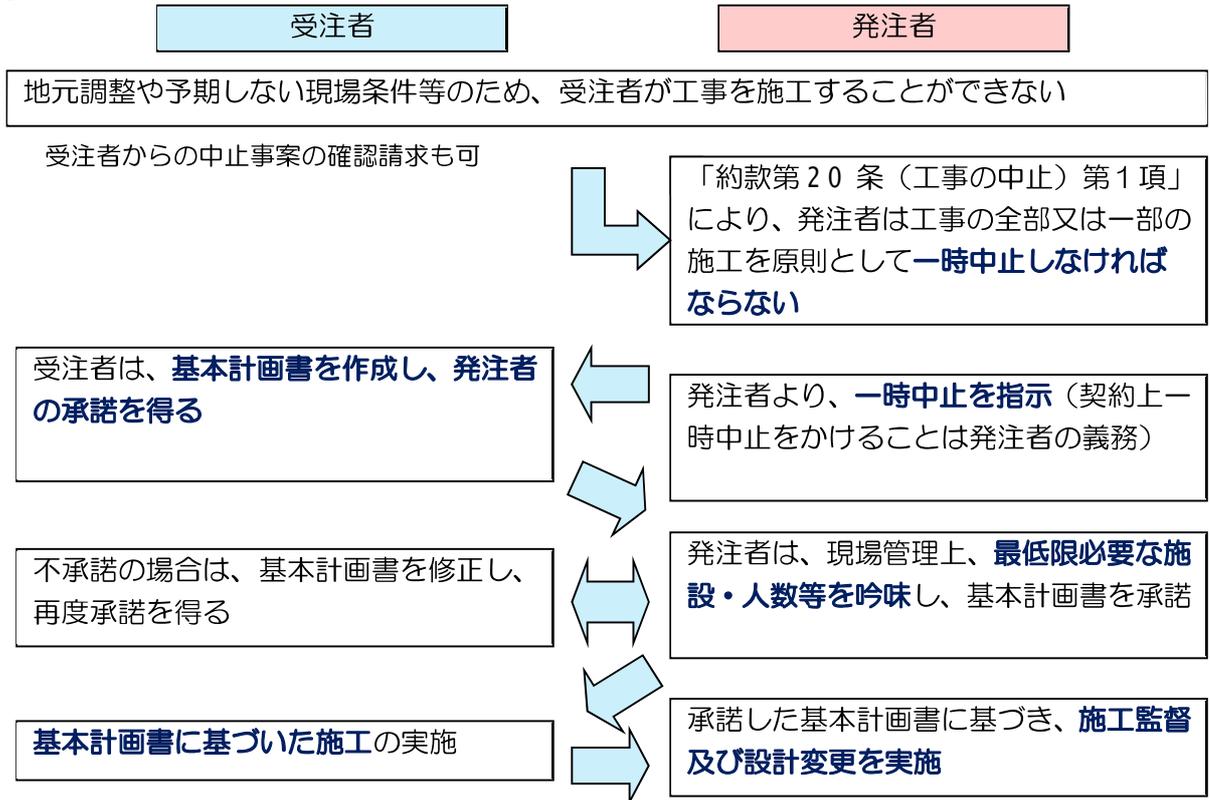
例)

- ア 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- オ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(約款第20条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（工事一時中止に係るガイドライン参照）

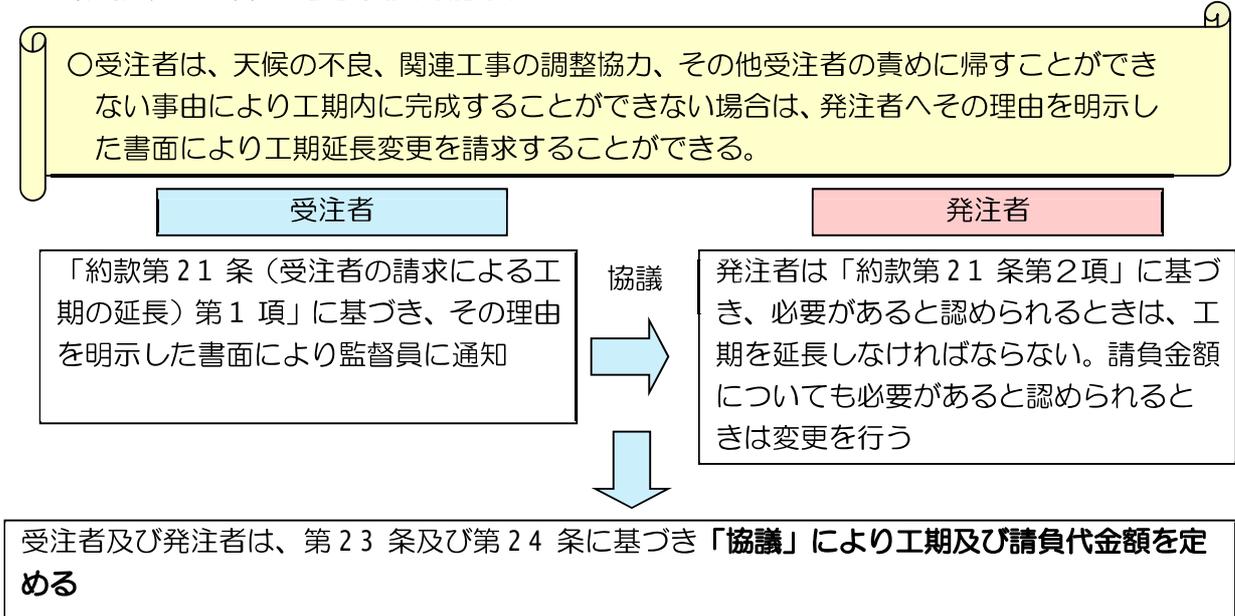


例)

- ア 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- イ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- オ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- カ 工事用地の確保が出来ない等のため、工事を施工できない場合
- キ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ク 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 受注者からの請求による工期の延長

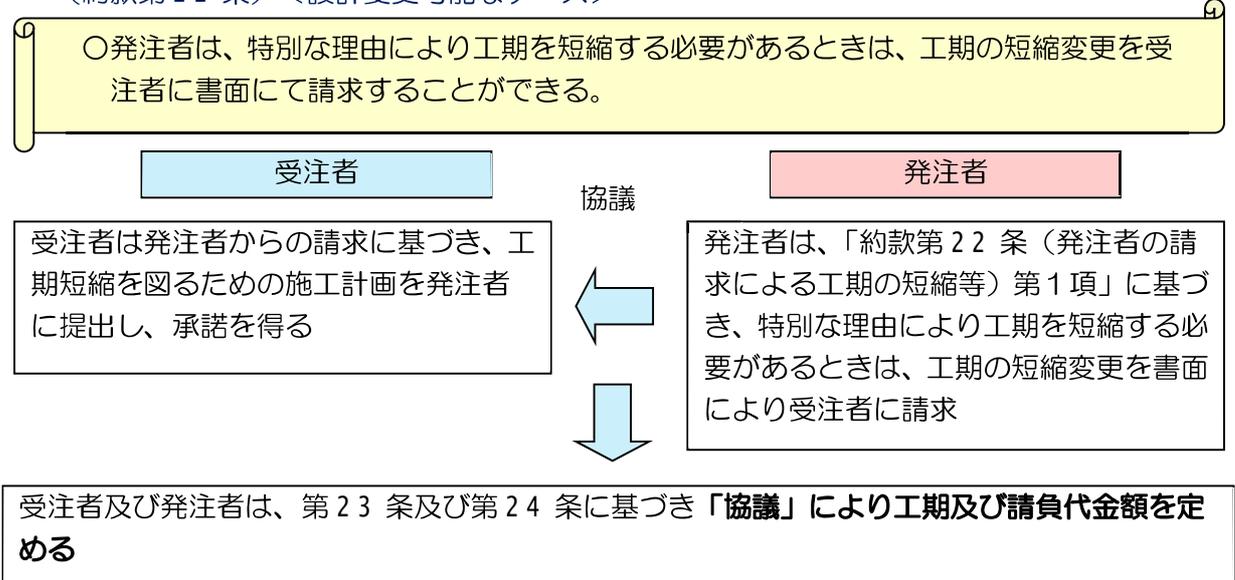
(約款第 21 条) <設計変更可能なケース>



- 例) ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 イ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(6) 発注者の請求による工期の短縮

(約款第 22 条) <設計変更可能なケース>



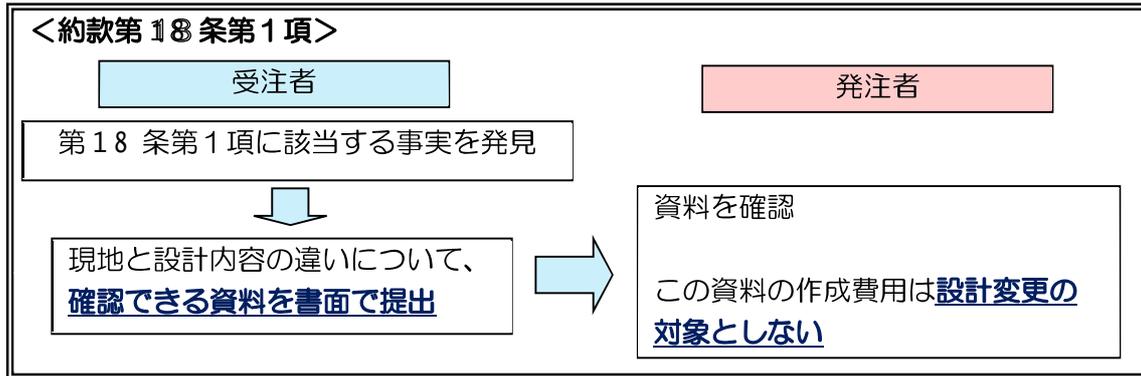
- 例) ア 工事一時中止に加え、工種が追加されるなど、本来であれば工期延長が必要なところ、工期を当初契約の工期のままとする場合
 イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

8 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

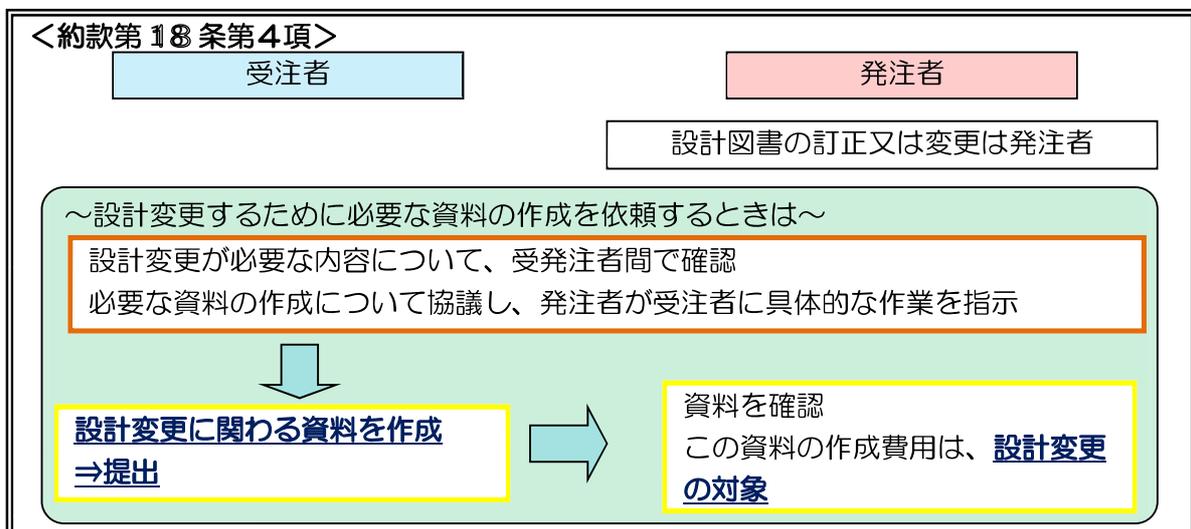
受注者は、当初設計に「約款第18条第1項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第18条第1項に基づき**設計変更するために必要な資料の作成は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものである**が、積算基準に規定される「技術管理上必要な資料の作成」を行うものとして、受注者に資料の作成を依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。なお、**出来形管理のための図面作成は受注者が行うもの**であり、この場合の図面作成に要する費用は、共通仮設費率計上分に含まれている。

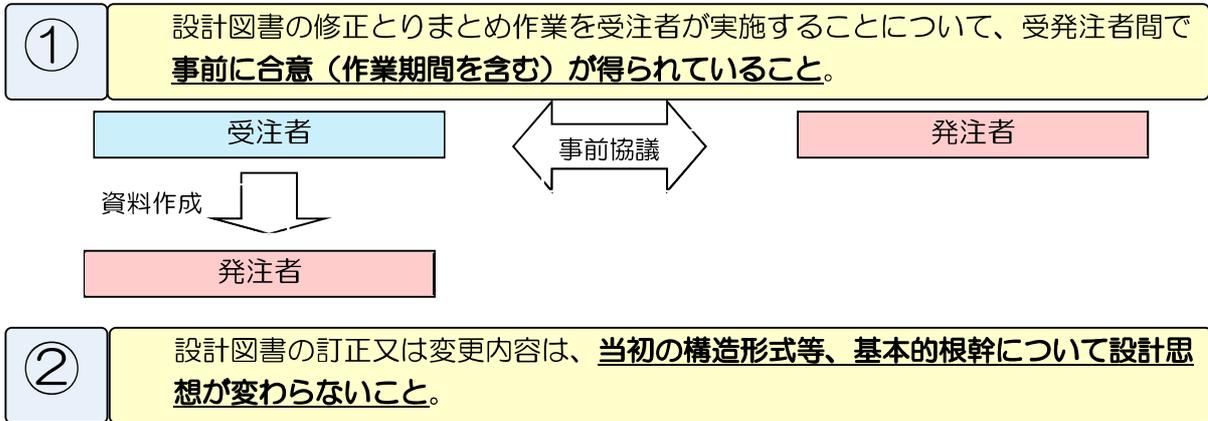
- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- ⑤ 設計変更に関わる資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積りによる。



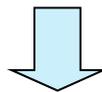
<「設計変更に必要な資料の作成」に関する留意事項>

前頁8.(2)の規定は、設計変更の一層の円滑を図る観点から、以下の2つの条件を付して**やむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係る資料の作成を指示**できるとしたものであることに留意する必要がある。

○ 適用条件



※「当初の設計思想が変わらないこと」とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼しても良いが、修正する方法が複数存在する場合のように発注者が何らか判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。



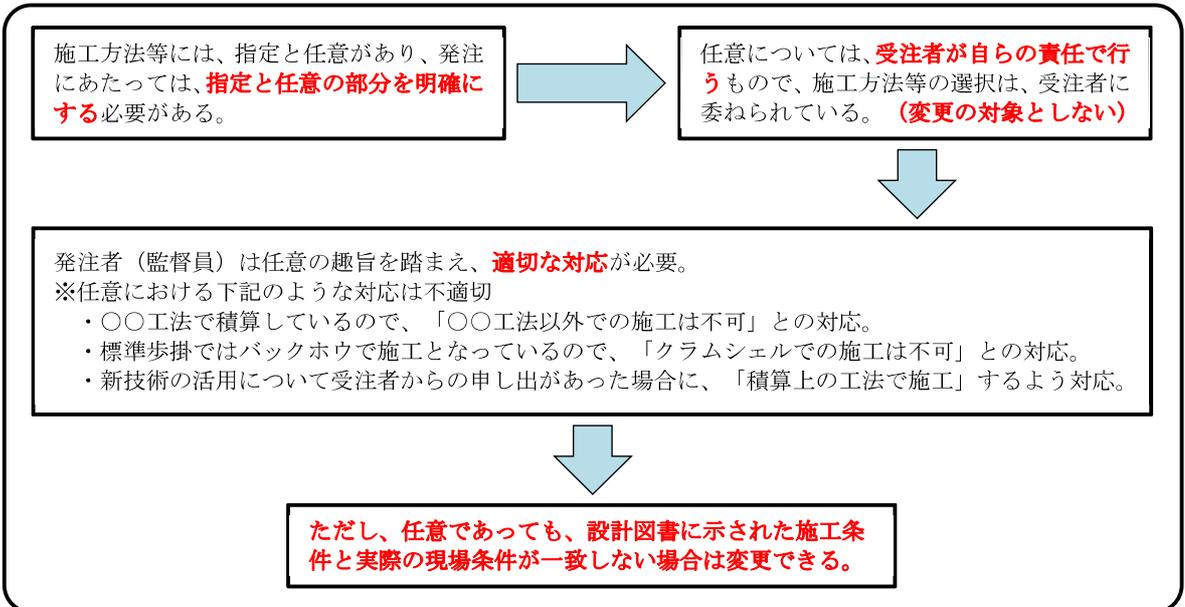
① ②の条件を全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

9 指定・任意の正しい運用

(1) 基本事項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意の施工方法等については、**その施工方法等の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があっても**原則として設計変更の対象とならない。**
- 指定・任意とも**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。**



◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(2) 指定・任意の考え方

- 「**指定**」とは、工事目的物を完成させるにあたり、発注者が条件として設計図書に明示したもので、明示された内容のとおり施工を行わなければならないもの。
「指定」した内容については、原則として、発注者が内容に責任を負うことになる。
- 「**任意**」とは、工事目的物を完成させるにあたり、「自主施工の原則」に従って、その仮設・施工方法等について、受注者の責任において自由に施工を行うことができるもの。

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> • 仮設構造物を一般交通に供する場合 • 関係官公署との協議により制約条件のある場合 • その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 • 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

(3) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- 契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。

【入札前】

- 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令、静岡市契約規則、静岡市建設工事執行規則その他関係法令並びに設計書、仕様書及び図面その他契約締結に**必要な条件を承諾**のうえ、入札してください。
(静岡市建設工事入札心得 第2条(入札の基本的事項))

【契約後】

- 受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

10 施工条件明示について

(1) 基本事項

工事施工の円滑化を図るためには、当該工事に関して制約を受ける施工条件を、設計図書によって明らかにしておくことが極めて重要である。このため、発注者においては、施工条件を事前に調査し、必要なものを設計図書の中で明らかにする。

(2) 明示方法

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書（図面、設計書及び特記仕様書等）の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(3) 留意事項

- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、約款の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- 施工条件の明示は、工事内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、受注者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。
- 個人情報の取扱いに際しては、個人情報に関する法令を遵守すること。

(4) 明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
A. 工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期
B. 用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
C. 環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
D. 安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

工事請負契約における設計変更ガイドライン

明示項目	明示事項
E. 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
F. 仮設関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
G. 建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
H. 工事支障物件等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
I. 排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
J. 薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
k. その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

11 参考資料

【(抜粋) 静岡県建設工事請負契約約款】

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする建設工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に記載の建設工事を契約書に記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 受注者は、この契約を履行するに当たり、別紙の個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
 - 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うものとし、受注者が発注者に提出する書面の書式は、発注者の定めるところによる。

【以下、略】

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、また同様とする。
- 2 第1条第6項の規定にかかわらず、1件 500万円未満の建設工事についての同項の通知は、口頭により行うことができる。
 - 3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく建設工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。第13条において同じ。）
 - 4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。
 - 5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
 - 6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、第12条第4項に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 7 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、建設工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
- (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(建設工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認めるときは、発注者は、建設工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、建設工事の中止内容を受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により建設工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が建設工事の続行に備え建設工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連建設工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に建設工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があり、これを適当と認めるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、当該延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

土木工事検査技術基準

第1 趣旨

この基準は、静岡市工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づく、土木工事の工事検査の適切な実施を図るため、必要な技術的基準を定めるものとする。

第2 適用

この基準は、静岡市の所掌する土木工事の検査に適用する。

第3 検査内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について別表第1に掲げる検査の方法により適否の判定を行うものとする。

第4 工事实施状況の検査

工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他実施状況に関する記録（写真による記録を含む）と設計図書とを対比し、別表第2に掲げる事項について、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

第5 工事の出来形及び品質の検査

工事の出来形及び品質の検査は、実地において行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、別表第3及び別表第4に基づき設計図書と対比して行うものとする。

第6 材料の検査

材料の検査は、「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に基づき行うものとする。

第7 中間検査

中間検査は、監督員の依頼に基づいて行うものとする。また、検査基準等は完成検査に準ずるものとする。

第8 中間技術検査

中間技術検査は、「土木工事中間技術検査実施要領」に規定された工事において完成検査に準じて行うものとする。

【特記事項】

農林水産関連の工事で「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に定め
ない工種等については、静岡県建設部監修「農林土木工事共通仕様書」及び「農林土木
工事施工管理基準」によるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 検査の方法 (※1)

区 分	内 容
1 検査の方法	<p>検査の実施に当っては、原則として次に示す方法により、当該工事の出来形の測定、品質、出来ばえ等の確認を行い、合否を判定する。</p>
	<p>(1)検査時に明視できる部分については、検査員が実測検査し出来形を確認する。</p>
	<p>(2)検査時に不可視部分又は、可視部分でも検査員による測定又は確認が困難と認められる部分の出来形及び品質については、監督員の確認した資料（記録写真を含む）その他の記録、写真、資料により検査を行うものとする。又、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。</p>
2 測定方法	<p>(1)検査項目は、出来形寸法、品質、出来ばえ、位置構造等とし、出来ばえ、位置、構造機能等の検査は検査員の技術的判定による。</p>
	<p>(2)延長又は構造物の全長を検測する。設計図書で明示されている測点区間長で出来形管理されている場合には、測点間距離を抜き取り測定することにより、全延長の測定を省略することできる。</p>
	<p>(3)出来形検査の検査頻度及び品質検査の検査方法は、別表第3、別表第4によることを原則とするが、現地状況、工事規模等を勘案し検査員の指示により適宜増減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度を示している項目については、抜取検査により判定するものとする。 ・検査頻度を示していない項目については、類似工種を適用する。 ・類似工種がない場合は、共通仕様書、施工管理基準頻度の概ね20～40%を検査頻度として実施する。 ・抜取検査における測定箇所は、原則として設計図書に寸法の明示された測点とする。
3 合否の判定	<p>(1)規格値による合否を判定する場合には、いずれの出来形、品質も規格値を満足していれば合格とする。</p>
	<p>(2)規格値を満足していない場合には、追加検測又は、施工管理データの審査等により判定する。</p>

(※1) 検査の方法については、工事検査実施手順書を参照すること。

別表第2 工事実施状況の検査

工事実施状況の検査の留意事項

1) 工事実施状況の検査

施工計画書に記載されている事項が適正に処理されているか。

検査事項	検査留意事項	検査方法	備考
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画工程と実施工程との整合 変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し 工程回復努力 	実施工程表	
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全協議会の活動状況 安全訓練の実施状況 過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真 指導記録写真 写真	
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> 適正な試験機関での実施 試験成績表が規格を満足 2次製品のカタログ、パンフレットの添付 	使用材料と試験成績表等の照合	
施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書どおりの施工方法 	写真	
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 適正な試験立会頻度 社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応努力 	写真、関係資料	
環境対応	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、塵埃、水質汚染等の適切な処置 苦情に対する適切な処理 建設廃棄物の適切な処理 再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真、関連資料	
現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施 地域周辺行事への積極的な参加 	写真、臨場 写真	
書類管理	<ul style="list-style-type: none"> 指示、承諾、協議等の適切な処置 (区分、時期、内容) 管理手法、整理手法の的確性・創意工夫 		

別表第3 出来形検査

出来形検査の留意事項

1. 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、共通仕様書、施工管理基準頻度の20～40%程度の範囲及び下表により設定し、これに基づき現地状況、工事規模等を勘案し検査を実施することを原則とする。

2. 検査方法について

- 1) 実地検査：検査実施時、可視部分については、出来形管理図表及び、写真等により資料検査のうえ、上記1. 検査頻度についてにて実地検査を行うことを原則とする。
 - 2) 資料検査：検査実施時、不可視部分については、段階確認対象工種においては監督員の段階確認資料による検査を実施のうえ、出来形管理図表、写真等により検査を行うものとする。
- なお、出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

工 種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
加熱アスファルト 安定処理路盤工	共通仕様書、 施工管理基準 の測定項目と 同じ	共通仕様書、 施工管理基準 の規格値と同 じ	1. 舗装厚の測定は以下による 検査コアの抜取について（※1） ①通常の舗装 ・ 300 m ² 未満 …… 0個 ・ 300～600 m ² 未満 …… 1個 ・ 600 m ² 以上 …… 2個 ・ 6,000 m ² 以上 …… 3個 ②排水性舗装(遮水シートあり)及び橋面舗装 ・ 検査コア不要 ③排水性舗装(遮水シートなし) ・ 通常の舗装と同様とする	
基 層 工				
表 層 工				
厚層基材吹付工	"	"	1. 吹付工の厚さ（穿孔）について ・ 100 m ² 未満 …… 0箇所 ・ 100～500 m ² 未満 …… 1箇所 ・ 500～1,000 m ² 未満 …… 2箇所 ・ 以降 1,000 m ² ごとに 1箇所追加	
吹 付 工 (コンクリート・ モルタル)				

（※1）検査コアの取扱いについては、別紙を参照すること。

別表第4 品質検査

品質検査の留意事項

1. 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、共通仕様書、施工管理基準頻度 20～40%程度の範囲または下表により設定し、これに基づき現地状況、工事規模等を勘案し検査を実施することを原則とする。

2. 検査方法について

1) 実地検査：検査実施時、可視部分については、品質管理資料及び写真等により資料検査のうえ、下表に示す検査頻度で実地検査を行うことを原則とする。

2) 資料検査：検査実施時、不可視部分については、段階確認対象工種においては監督員の段階確認資料による検査を実施のうえ、品質管理資料及び写真等により資料検査を行うものとする。

なお、品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

工種	検査項目	試験方法	規格値	検査頻度
1 ート・セメント・コンクリートダム・吹付けコンクリート	共通仕様書、施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書、施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書、施工管理基準の規格値と同じ	1. 圧縮強度試験は、資料検査及び実地検査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 2. 注水検査は、必要に応じて次のとおり実施する。 ①石積工・ブロック積工・石張工・ブロック張工 任意の位置で注水検査を行う。(H=1.5m程度) ・100㎡未満・・・0箇所 ・100～500㎡未満・・・1箇所 ・以降500㎡ごとに1箇所追加 3. 上記以外は、資料検査
	〃	〃	〃	1. ひび割れ調査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 2. テストハンマーによる強度推定調査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による 3. 上記以外は、資料検査
2 アスファルト舗装	〃	〃	〃	1. 密度の測定は、以下による。 検査コアの抜取について(※1) ①通常の舗装 ・300㎡未満・・・0個 ・300～600㎡未満・・・1個 ・600㎡以上・・・2個 ・6,000㎡以上・・・3個 ②排水性舗装(遮水シートあり)及び橋面舗装 ・検査コア不要 ③排水性舗装(遮水シートなし) ・通常の舗装と同様とする 2. 現場透水試験の測定は、以下による。 ①排(透)水性舗装による現場透水試験箇所 ・300㎡未満・・・0個 ・300～600㎡未満・・・1個 ・600～2,000㎡未満・・・2個 ・以降2,000㎡毎1箇所追加 3. 上記以外は、資料検査

(※1) 検査コアの取扱いについては、別紙を参照すること。

検査用舗装コアの取扱いについて

将来的に維持管理していく舗装の品質確保と事務効率化を目的とし、検査用舗装コア（以下、検査コア）の取扱いについて、下記のとおり試行運用開始します。

また、舗装コア採取箇所は即日復旧を基本とし、検査時に復旧箇所の状態を確認します。

なお、制度を適用した場合であっても検査員の判断により出来形確認または品質確認のため、追加で舗装コア採取が必要となった場合は、検査員の指示に従ってください。

1. 検査コアの事前採取について（検査コアの事前採取制度）

① 対象にできる条件（下記いずれかの場合）

- ・舗装材料が特殊（カラー舗装等）で、施工から時間が経過したのちに検査コアを採取し復旧しようとする際、同品質の復旧が著しく困難となる場合。
- ・交通管理者との協議内容（交通規制条件）により、工事完了後では検査コアの採取が極めて困難となる場合。
- ・その他事情により監督員が有効と判断し、検査員が認める場合。

② 手続き事項（下記すべて）

- ・監督員は、舗装工の施工規模と施工箇所がわかる図面等（工事平面図程度）に受注者の自主管理測点箇所を把握し明示したうえで、検査員に検査コアの採取箇所を聴取し、指示を受けてください。
- ・監督員は、決定した内容を検査指示として受注者に連絡してください。

2. 監督員による舗装コアの段階確認について（検査コアの省略制度）

① 対象にできる条件（下記いずれかの場合）

- ・占有者が占有条件として舗装復旧する場合。
- ・道路改良工事以外の工事で付帯工として舗装復旧する場合。
- ・受注者の自主管理用舗装コアを保存し、検査時に確認できる場合。
- ・その他事情により監督員が有効と判断し、検査員が認める場合。

② 手続き事項（下記すべて）

- ・監督員は、受注者の自主管理用舗装コアを段階確認にて確認してください。
段階確認にあたっては、厚さ、骨材のばらつき、空隙の具合、路盤材の付着を確認し、確認内容が困難な場合は、検査員に相談してください。
- ・受注者は、監督員の段階確認を受け、自主管理用舗装コアの出来形を写真管理し、完成図書の出来形管理と併せて書面提出してください。
- ・監督員は、段階確認の際、必ず舗装コアの実物を確認してください。ただし、現場に臨場できない場合は机上にて舗装コアの確認を行ってください。

静岡市
工事等事故報告マニュアル

【 平成 31 年 4 月 】

技術政策課

契約課

目次

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 2 報告の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ【技】
- 3 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ【技】
- 4 事故等報告フロー・・・・・・・・・・・・ 4ページ【技】【契】
【別紙1】工事等事故速報
【様式第1号】事故等発生報告書
【別紙】事故等の状況
- 5 入札参加停止措置等判断フロー及び・・・・・・・・ 8ページ【契】
被災状況の判断基準
- 6 コンプライアンス推進課への報告について・・・・・・・・ 11ページ
【資料】事務事業事故・ミス対応フロー図
- 7 建設工事事務データベースシステムについて・・・・・・・・ 13ページ【技】
【資料】SAS データ作成時の作業の流れ

【技】：技術政策課

【契】：契約課

1 目的

このマニュアルは、静岡市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び建設工事に類する委託（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、工事等を所管する課長（以下「所管課長」という。）並びに受注者の、事故の報告等に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

※建設工事に類する委託：樹木剪定業務委託、道路構造物復旧業務委託、舗装復旧業務委託、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託、修繕業務 等

2 報告の対象

事故発生時の報告は、工事等の施行施工に関連する作業において発生した事故のうち、次に掲げるものを対象とする。

(1) 労働災害

工事等の作業が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するものをいう。以下同じ。）した事故

(2) もらい事故

工事等関係者以外の第三者（以下「第三者」という。）の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故

(3) 負傷公衆災害

工事等の作業が原因で、第三者を死亡又は負傷させた事故

(4) 物損公衆災害

工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故

3 事故の報告

【受注者がすべきこと】

受注者は、工事等において事故が発生したときは、救護等の対応を行うと共に、事故の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置を行った後、当該工事等の監督員又は担当者（以下「監督員等」という。）に対し、下記のとおり事故の報告を行うものとする。

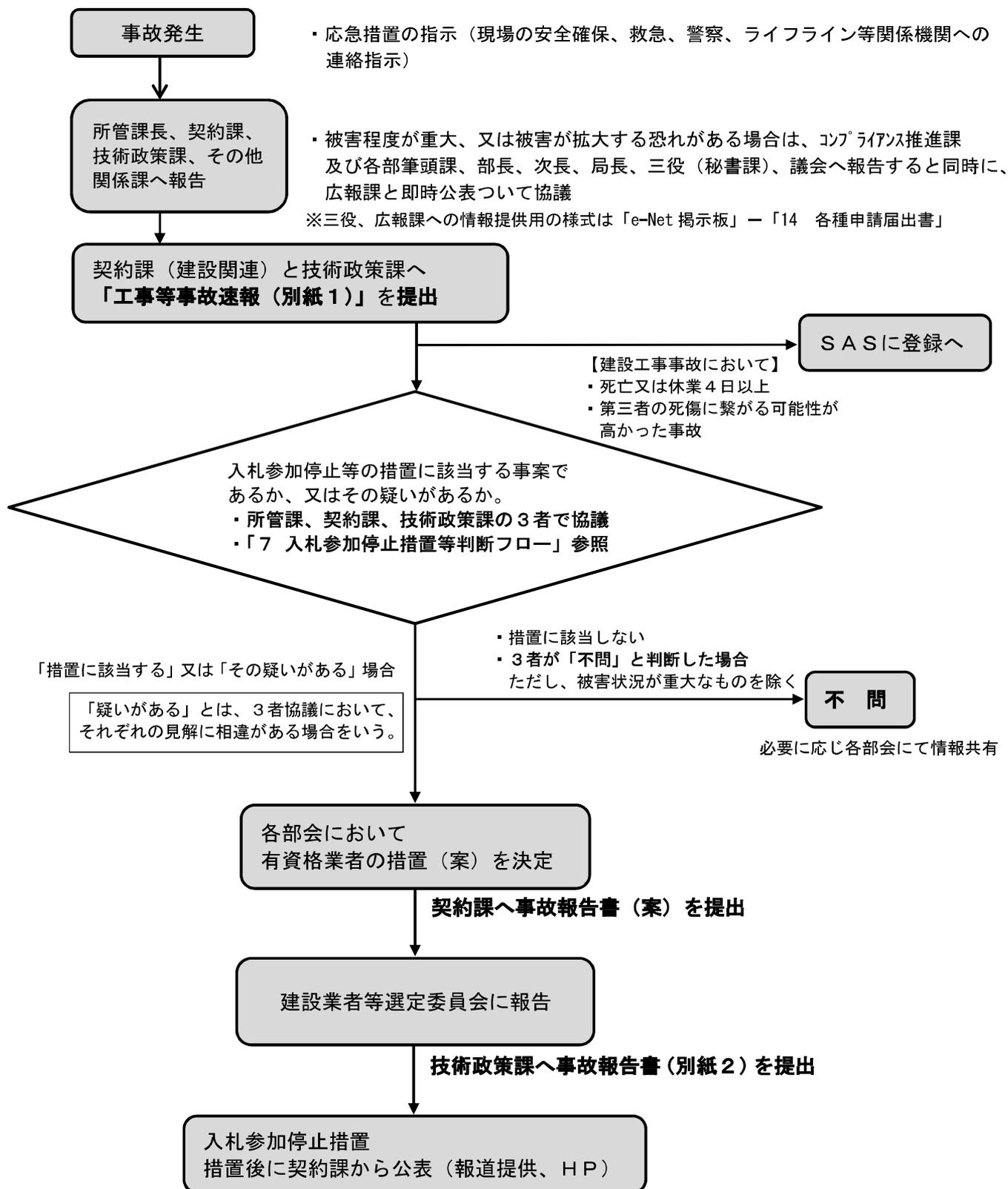
- (1) **受注者は**、事故の状況を的確に把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡するとともに、当該工事等の監督員等に口頭または文書により事故の発生を報告する。
- (2) **受注者は**、第一報の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、内容及び当該工事等の概要を工事等事故速報（別紙1）により速やかに監督員等に提出する。

【発注者がすべきこと】

監督員等は受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに下記のとおり報告を行うものとする。

- (1) **監督員等は**、受注者から事故の報告を受けた場合は、所管課長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。また、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合は、広報課と即時公表について協議すること。
- (2) **監督員等は**、受注者から工事等事故速報による事故の報告があった場合は、契約課、技術政策課と協議し、事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件であるか又はその疑いがあるかを3者で判断する。

4 事故報告フロー（所管課が行う手続き）



・ 停止措置に至らない口頭注意、文書注意は契約課で行い、非公表

工事等事故速報

報告者	会社名						
	職氏名		電話番号				
工事名(業務名)							
工期(委託期間)							
受注者(受託者)							
事故発生日時							
事故発生場所							
事故の種類別		<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> もらい事故	<input type="checkbox"/> 負傷公衆災害	<input type="checkbox"/> 物損公衆災害		
事故の概要							
被災状況							
被災者	氏名		性別		年齢		
	勤務先		請負区分		(工事関係者のみ記入)		
事故後の対応							
事故原因							
関係機関への連絡		警察	労基署	消防	中部電力	NTT	静岡ガス
担当者	所属						
	職氏名		電話番号				

- 添付資料
- ・ 事故現場写真
 - ・ 事故状況図
 - ・ 案内図
 - ・ その他参考となる資料

様式は、「建文録」-「01技術の花園」-「09各種ガイドライン等」-「08工事事故関係」にあります。
(工事事故速報、事故等発生報告書、別紙「事故等の状況」は同一エクセルにシートごと保存してあります。)

別紙2

様式第1号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

静岡市 選定委員会委員長 様

課長

事 故 等 発 生 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事（ ー ）第号
営業所所在地	
関係工事(業務)名	平成 年度 第 号 工事
工事箇所(施工箇所)	静岡市 区 地内
発生年月日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
発生場所	静岡市 区
内 容	別紙 事故等の状況のとおり

(注) 許可番号の欄には、事故等を発生させた業務に関し法律等による許可等を受けている場合は、その番号を記載すること。

(別紙)

事故等の状況

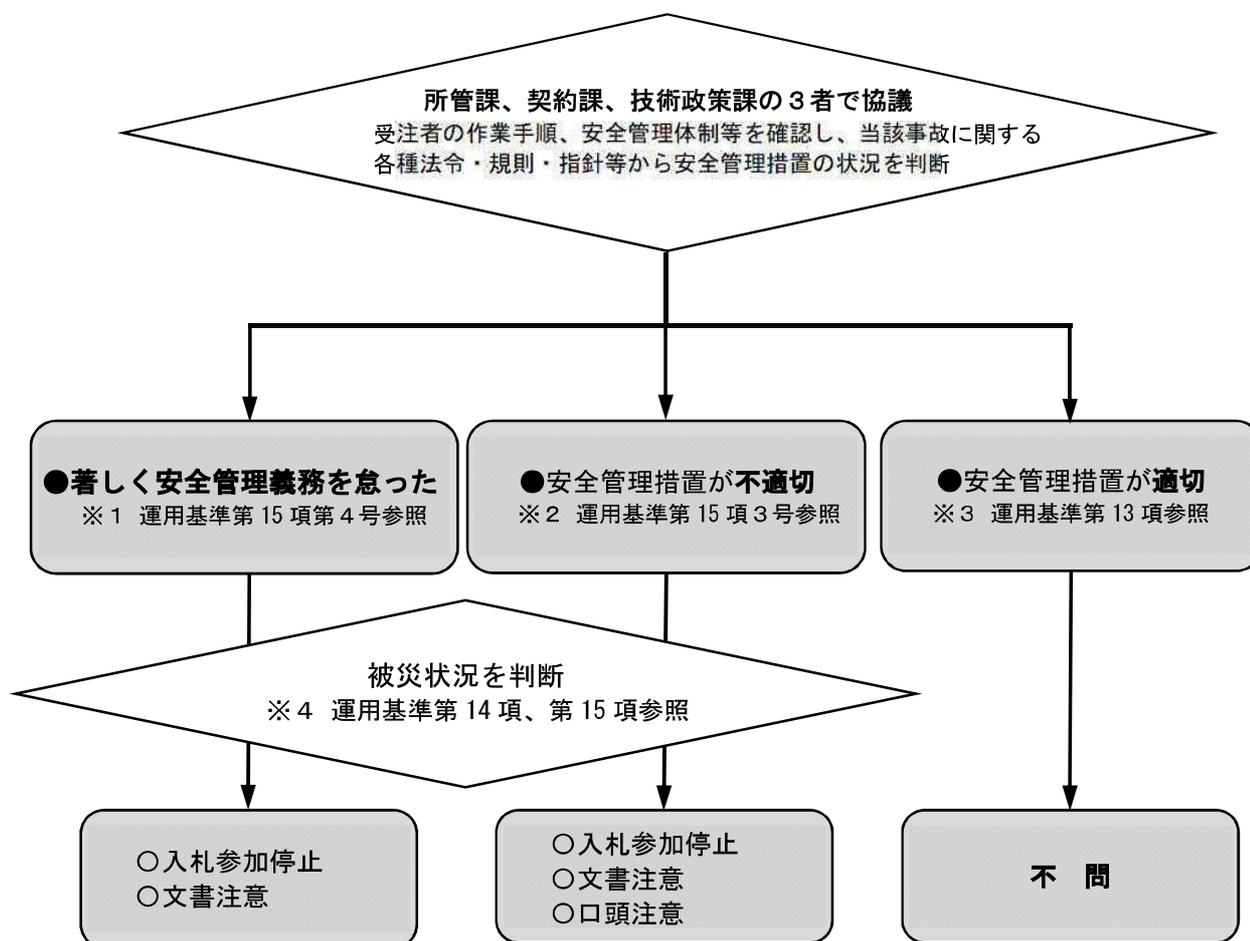
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	静岡市 区
工事名	平成 年度 第 号 工事
契約年月日	平成 年 月 日
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
契約金額	円
工事概要	
受注者	
現場代理人	
主任(監理)技術者	
被災者(年齢)	
事故の概要	(簡潔に記載してください)
被災状況	(被害者、被害の状況を記載してください)
事故原因	(報告時点で考えられる原因を簡潔に記載してください)
今後の対応	
部会の見解	

添付資料

- ・施工体系図
- ・事故現場写真
- ・事故状況説明図(平面、断面図)
- ・診断書
- ・その他参考となる資料

5 入札参加停止措置等判断フロー

市発注請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故



※1 「著しく安全管理義務を怠った」と認められる場合

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第15項第4号

- ア 同一工事において再度事故が発生した場合。
(不問、口頭注意及び文書注意となった事故を含む。)
- イ 監督員が指示した事故防止措置を講じていなかった場合。
- ウ 設計図書等により危険性を事前に把握可能であった場合。

※2 「安全管理の措置が不適切」と認められる場合

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第15項第3号

- ア 法令等の遵守がされていない。法令等とは本市が契約図書により具体的に示した事故防止の措置を含む。
- イ 本市の調査結果等により、当該事故についての契約相手方の責任が明白となったとき。
- ウ 請負工事にあつては、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき。

※3 「安全管理措置が適切」と認められる場合

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第13項参照

- ア 作業員個人の責めに帰すべき理由により生じたものであると認められる事故
- イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故
- ウ 把握不可能であると認められる埋設物等の損害事故

例：次に掲げる全てが適切に行われていた場合の事故等

- 1 安全教育
- 2 事前調査
 - ①台帳、既設設計書の確認、②施設管理者への確認、③試掘、金属探査等
- 3 事故後の対応
- 4 その他、安全施工技術指針等に基づく安全管理措置

※4 被災状況の判断基準

静岡市入札参加停止措置要綱運用基準第14項、第15項参照

14 事故に基づく措置に係る被災状況の判断基準

(1) 人身の被害状況を判断するための基準

被害		判断要素
人身	軽傷	14日以下の傷害、又は休業4日未満を目安
	中傷	15日～2箇月未満の傷害、又は休業4日以上を目安
	重傷	全治2箇月以上を目安

※休業は、事故当日から数え土日・祝日を含む。

(2) 損害の被害状況を判断するための基準

被害		判断要素
損害	軽微	公共機関や民家等へ軽微な損失又は影響を与えた
	中程度	公共機関や民家等へ損失又は影響を与えた
	重大	公共機関や民家等へ多大な損失又は影響を与えた

例1：高圧電線及び特別高圧電線、上水道の導水管及び送水管、ガス管の場合

中程度：影響が100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：影響が101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

例2：ライフライン等（例1以外。通信等で不特定多数の市民が利用するケーブルを含む）の場合

軽微：影響が10世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

中程度：影響が11世帯以上100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：影響が101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

※ 復旧とは、機能を回復した仮復旧を含む。

例3：公共機関の場合

- 軽 微：一般交通に影響が小さい（交通安全施設や道路付属物の破損）
- 中程度：一般交通に影響が大きい（幹線道路の不通、交通安全施設の機能不能、ケーブル切断による機能不能）
- 重 大：公共交通機関（JR・私鉄・バス）が不通
- ※ 公共機関とは、国、地方自治体や公益法人及び公共性の高い企業とし、公共機関の業務や事業への影響を含む。

例4：民家（事業所）等の場合

- 軽 微：建物以外（外構、車両等）の損傷
事業用ケーブルの切断等において、発生から6時間以内に復旧した場合
- 中程度：建物の損傷（重大な場合以外）
事業用ケーブルの切断等において、発生から12時間以内に復旧した場合
- 重 大：建物の損傷で、主体構造、屋根、基礎に影響がある場合
事業用ケーブルの切断等において、発生から12時間以内に復旧できなかった場合
- ※ 事業用ケーブルとは、特定の事業者のみが使用するケーブルをいう。

15 市発注請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故の措置基準

(1) 市発注請負等における公衆損害事故の措置基準は、次のとおりとする。

程 度 被害状況	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
損害が軽微	口頭注意	文書注意
損害が中程度	1箇月	2箇月
損害が重大	2箇月	3箇月
軽傷	1箇月	2箇月
中傷	1箇月	2箇月
重傷	2箇月	3箇月
死亡1名	3箇月	4箇月
死亡2名以上	4箇月	6箇月

(2) 市発注請負等における履行関係者の事故の措置基準は、次のとおりとする。

区 分	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
軽傷	文書注意	2週間
中傷	2週間	1箇月
重傷	2週間	1箇月
死亡1名	1箇月	2箇月
死亡2名以上	3箇月	4箇月

- 注意事項 1 上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。
2 特に社会的に重大な影響を及ぼす場合にはこの限りではない。

6 コンプライアンス推進課への報告

次に掲げる事故の場合はコンプライアンス推進課へ報告する。(危機管理課への報告は不要)。

事故の原因者が有資格業者で、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合。(下記参照)

※被害程度の判断基準については、P9の「4 被害状況の判断基準」による。

※「被害が拡大する恐れ」の判断し難い場合は、コンプライアンス推進課との相談による。

例：火災が発生した場合

ガス漏れが発生し、そのまま放置した場合

施設等の機能を意図せず停止させてしまい、12 時間以内に復旧ができない場合 等

※詳細については通知文及び e-Net 掲示板を確認してください。

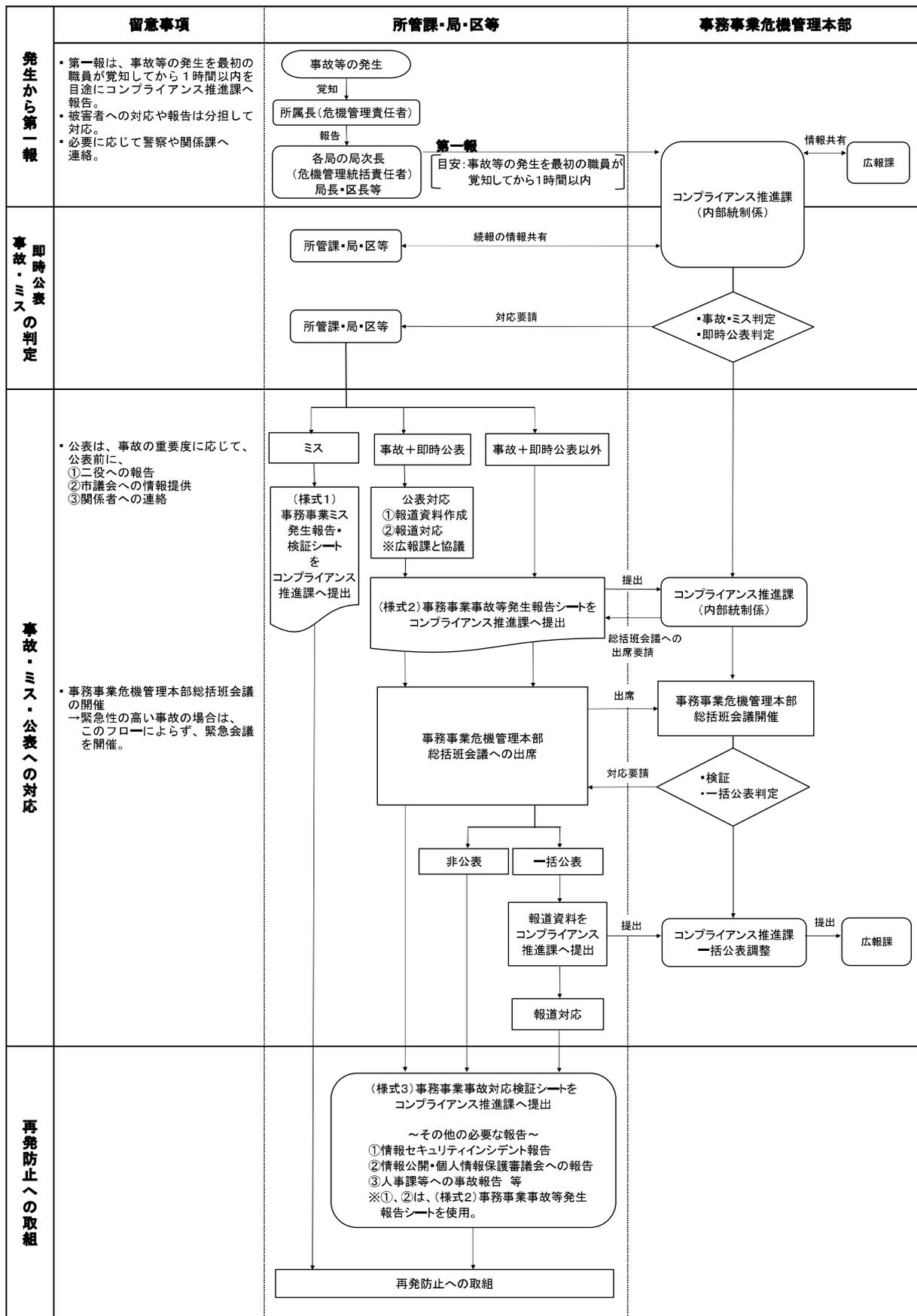
- 平成 29 年 12 月 27 日付 29 静財財契第 2971 号
- 平成 30 年 4 月 11 日付 30 総コ第 37 号

「e-Net 掲示板」-「4 危機管理、内部統制、リスクチェック」-<危機管理>
-「静岡市事務事業危機管理マニュアル」
「事務事業事故・ミス対応フロー図」(12 ページ参照)

【コンプライアンス推進課に報告する場合】

事務事業事故・ミス対応フロー図

・様式はe-Net掲示板にあります。



【事務事業危機管理マニュアルより抜粋】

7 建設工事事故データベースシステム（SAS）について

所管課長並びに受注者は、工事の施工に関連し、国土交通省が所管するSASへの登録が必要な事故が発生した場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

SASへの登録の対象となる事故

建設工事事故において、

- ・死亡又は休業4日以上を負傷（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害）
- ・第三者の死傷に繋がる可能性が高かった事故（物損公衆災害）

※SASへの登録の詳細についてはSASサイト内「建設工事事故データベースシステムのガイドライン」を参照すること。（建文録に保存済）

【建文録 - 01 技術の花園 - 09 各種ガイドライン等 - 08 工事事故関係】
ログインのためのID・パスワードについては技術政策課より登録の際に通知する。

※登録作業の流れについて13ページ参照

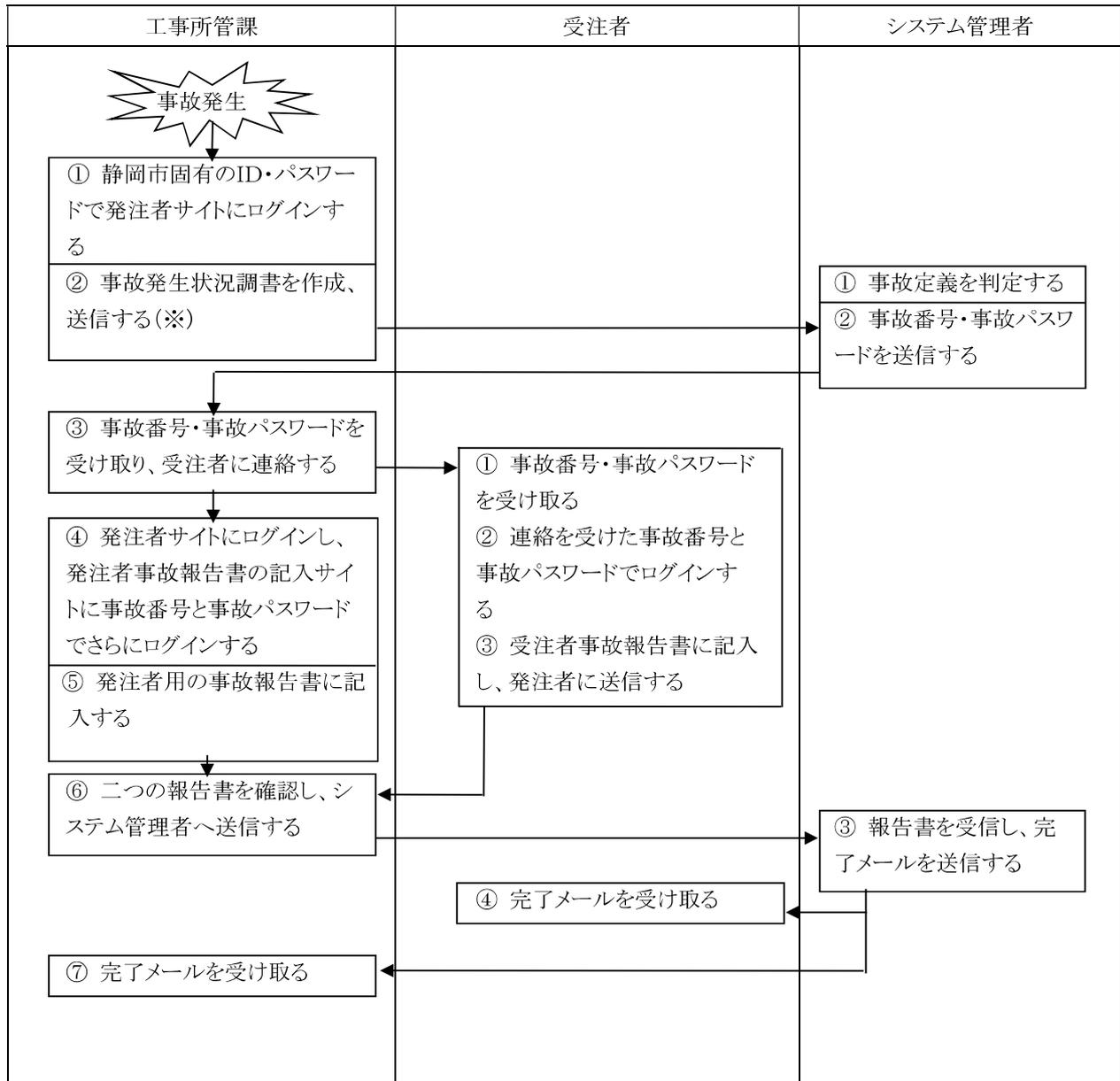
WEBサイト：<http://SAS.hrr.mlit.go.jp/>

SASの定義及び目的

国土交通省では平成4年度に策定した「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を踏まえ、平成5年度に「事故データベース」の構築を行い、各機関への通知に基づき公共事業における一定規模以上の事故のデータを集積している。このデータベースを「建設工事事故データベース」、そのシステムを「SAS(Safety Analysis System)」という。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しており、国・県・政令指定都市及び公団等は一定規模以上の事故の登録を義務付けられている。

資料

SASデータ作成時の作業の流れ



(建設工事事故データベースシステムのガイドラインより抜粋)

※事故発生より2週間以内を目途に入力すること。

承 諾 書

下記の工事について、

①. 『規制内容』

することを承諾いたします。

記

1. 路線名 市道■■●号線
2. 区 間 静岡市葵区■■●●番地の●から
静岡市葵区■■●●番地の●までの間
3. 工事名 令和●年度 ■■第●号
■■●号線■■工事
4. 発注者 静岡市長 名
(■■局 ■■部 ■■課)
5. 受注者 ■■建設株式会社
(連絡先) 054-●●●-●●●●
6. 規制期間 自 令和 ●年 ●月 ●日 (●) から
至 令和 ●年 ●月 ●日 (●) までの間
7. 時間帯 午前●時●●分から午後●時●●分までの間

令和 ● 年 ● 月 ● 日

自治会・町内会名

会長名

㊞

建設業退職金共済組合証紙購入報告

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

受注者 住所 印
名称
氏名

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名			
契約年月日		請負代金額	
共済証紙購入金額	¥		
<div style="border: 1px dashed black; min-height: 300px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">掛金収納書（契約者が発注者用へ）を貼る</p> </div>			
建退共証紙を購入しない場合その理由	<p style="color: red; margin: 0;">【記載例】 他の退職制度を有しており、かつ下請予定者も他の退職制度に加入し建退共制度対象労働者を雇用していないため。</p>		

対象労働者数及び就労日数の把握が困難な場合は、下記を参考に証紙を購入してください。

(1) 土木工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の2.1に相当する額

(2) 建築工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の1.5に相当する額

品質証明実施基準

この品質証明実施基準は、土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-8品質証明に規定する品質証明の実施手順を定めたものである。

1. 目的

この基準は、土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明する事により、施工管理技術及び品質の信頼性確保を目的とする。

2. 適用

この基準は、当初の予定価格（税込）が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。

3. 品質証明員に関する手続き等

受注者は、土木工事共通仕様書の規定により品質証明員を定め、監督員に品質証明員通知書(様式2)を、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書と合わせて提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

提出は「主任技術者等通知書」と同時とする。

4. 実施方法

品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。

(1) 「施工計画書」

- ① 施工計画書の提出前に、全ての記載事項が「契約図書及び関係図書」と整合し、「現場条件」を反映していることを確認する。
- ② 変更施工計画書も同様とする。

(2) 「材料仕様」、「施工方法」、「品質等管理方法」

- ① 契約工事のうち、主たる工種(指定仮設を含む)の工程について、「施工計画書」に記載した材料仕様、施工方法及び管理方法と整合していることを確認する。
- ② 臨場により確認する工程及び時期は以下とする。

臨場は、代表箇所1回程度とする。

(事例)

- ・コンクリート工：打設・養生施工時
- ・表層工：敷均・転圧施工時
- ・盛土工：敷均・転圧施工時
- ・組立工：鋼製部材現場組立施工時

(3) 「データ確認及び実測」

- ① 検査(完成・既済部分・中間技術)前に、出来形、品質に係る管理データ(写真を含む)の精査、実測により施工精度、能力を確認し、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
 - ② 管理データの確認頻度は「**土木工事検査技術基準**」に準ずるものとする。
- (4) 「管理書類の確認」
- ① 検査(完成・既済部分・中間技術)前に、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスの「**契約図書及び関係図書**」に基づく適性を確認する。

5. 品質証明書の内容及び実施時期

受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編1-1-6施工計画書1.(15)その他に記載しなければならない。

6. 実施結果の提出等

- (1) 品質証明員は、実施結果を品質証明書により提示又は提出しなければならない。
- (2) 提示時期は、既済部分検査・中間技術検査時とする。
- (3) 提出時期は、完成検査時とする。

7. 品質証明員の立会

品質証明員は原則として当該検査に立会わなければならない。

土木工事共通仕様書第 3 編 1 - 1 - 8

年 月 日

総括監督員

様

受 注 者

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

⑩

品質証明員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、土木工事共通仕様書第 3 編 1 - 1 - 8 に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。

平成 年度

工 事 名

工事

記

品質証明員 ○ ○ ○ ○



番号

(例)

1級技術検定合格証明書

本籍 静岡県

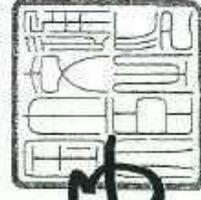
氏名

昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づき平成 年度土木
施工管理に関する1級の技術検定に合格し
たことを証し、1級土木施工管理技士と称す
ることを認める。

平成 年 月 日

国土交通大臣



林 寛子

(例)

氏名	生年月日	昭和	年	月	日			
住所	静岡県	本籍	静岡県	交付年月日	平成	年	月	日
	交付番号	第						
監理技術者資格者証								
平成 年 月 日 まで有効								
指定資格者証交付機関								
財団法人 建設業技術者センター理事長								
静岡県 西土交通大区第 号								
所属建設業種								
有する資格								
建築業の種類	土建大左	と	石屋電管夕網部制浄板が壁防機内絶通開井具水閉消					
有・無	100	100	0	0	100	0	0	0

備考	

様式 2

土木工事共通仕様書第3編 1-1-8

経 歴 書

- 1 氏名及び生年月日
年 月 日 生
- 2 現 住 所
- 3 最 終 学 歴
年 月 日 卒業
- 4 取 得 資 格 等
年 月 日 取得
(以下列記)
- 5 職 歴
年 月 日
(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

- (注) 1 取得資格等を証明する書類を添付してください。
2 職歴については、担当した業務職歴を記入してください。

様式 2

土木工事共通仕様書第3編 1-1-8

氏名 ○ ○ ○ ○					
職 歴	平成 平成	年 年	月から 月まで	(主任技術者、管理技術者)	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事
	平成 平成	年 年	月から 月まで	()	工 事

様式 3

土木工事共通仕様書第3編 1-1-8

品質証明書(チェックリスト)

1. 工 事 名

2. 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 受 注 者 名

証明項目	確認項目	確認内容	確認時期					記 事
			着手前	施工中			完成時	
契約	設計図書の照査	・ 共仕第1編共通編第1章総則1-1-3の2に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/) □					
		・ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) □					
施工体制	施工体制台帳 施工体系図	・ 共仕第1編共通編第1章総則1-1-12に基づき作成され、体系図は提示されている。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
施工計画	施工計画書	・ 施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		記載内容が、設計図書・共仕・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 出来形・品質・安全の確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されている。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
工程管理	工程進捗の確認	計画工程と実施工程を対比し、進捗状況を把握している。(施工時適宜)	(/) □					
	見直しの実施	工程の遅れ、現場条件の変化などに対応して臨機応変に施工体制を整え、工程管理している。(施工時適宜)	(/) □					
施工管理	計画と実施状況	・ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。(着手時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		

品質証明実施基準

証明項目	確認項目	確認内容	確認時期				記事
			着手前	施工中		完成時	
施工管理	材料仕様確認	・工事材料の資料の整理及び品質確認がなされ、管理している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	測定・試験	・設計図書、仕様書等で定められた測定・試験を実施している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	指定建設機械の確認	・指定建設機械(排ガス対策型・低騒音型・低振動型)を使用している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	出来形管理	・施工計画書の出来形管理計画に基づき、実施している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		・出来形管理表による出来形の確認(施工時適宜、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>			
	品質管理	・施工計画書の品質管理言簡に基づき、実施している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		・品質管理図表による品質の確認(施工時適宜、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>			
	写真管理	・施工計画書の写真管理計画に基づき、実施している。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
・写真は分類・整理されている。(施工中適宜、完成時)			(/) <input type="checkbox"/>				
安全管理	記録・写真	・施工計画書および社内安全管理規程に基づき実施し、記録が整備されている。(施工中適宜、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>			
	安全訓練の実施	・訓練の内容は現場の作業状況に即したもので、月毎に実施し、記録が整備されている。(施工中適宜、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>			
	過積載防止指導	・過積載防止に取り組んだ記録がある。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	重機操作の安全	・誘導員の配置、重機作業範囲への作業員立入り禁止措置など実施した記録がある。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	保安施設等の設置	施工計画書に基づき、的確に設置し、維持し、かつ記録がある。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	安全パトロール	・各種パトロールが実施され、指摘事項に対する是正がなされている記録がある。(施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	

証明項目	確認項目	確認内容	確認時期				記事	
			着手前	施工中				完成時
環境対策	騒音・振動・塵埃・水質汚染等の適切な処置	施工内容に即した適切な処置がなされ、記録されている。 (施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		
	苦情に対する適切な処理	苦情がない、または適切に処理され、その記録がある。 (施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		
	建設廃棄物の適切な処理	工事で発生する廃棄物を正確に把握し、適切に処理し、マニフェスト等の記録が整備されている。 (施工時、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>				
	再生資源の適切な処理	「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」が作成されている。 (着手時、完成時)	(/) <input type="checkbox"/>				(/) <input type="checkbox"/>	
現場作業環境	イメージアップ実施	実施した記録、写真がある。 (施工時適宜)		(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		
書類管理	指示・承諾・協議等の適切な処理	共仕に基づき適切な時期に処理され、欠落がない。 (施工時適宜、完成時)		(/) <input type="checkbox"/>				

上記の通り社内検査した結果、工事請負契約書・図面・仕様書・その他関係図書に示された品質を確保している事を確認したので、証明します。

品質証明員

Ⓔ

静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、静岡市が発注する建設工事において、舗装工の施工、品質管理等を適正に行い、舗装工作物の品質確保を図るため、舗装に関する資格等を有する技術者（以下「舗装技術者」という。）の配置を求める際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(舗装技術者の役割)

第2条 舗装技術者は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を補佐し、自己が有する舗装に関する知識・技術をもって舗装工作物の品質確保に寄与するほか、舗装工の施工時において、当該工事の現場に従事し、舗装工の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たるものとする。

(対象となる工事)

第3条 舗装技術者の配置を求める工事は、静岡市が発注する舗装工事及び土木一式工事で舗装工（路盤工、表層工等に関する工種全般をいう。）を含むものとする。ただし、その他の工事において舗装技術者の配置を必要とする場合は、工事担当課の判断により適用できるものとする。

(舗装技術者の資格等)

第4条 舗装技術者は、当該建設工事の受注者（以下「元請負人」という。）と契約日から起算して前3か月以上の恒常的な雇用関係にあり、かつ、次に掲げる資格等を有する者であることを要する。

(1) 舗装施工管理技術者

社団法人日本道路建設業協会（以下「日本道路建設業協会」という。）が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、日本道路建設業協会会長から資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者

なお、平成22年度まで本資格を所管していた財団法人道路保全技術センター（以下「道路保全技術センター」という。）にて交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者も期限内は有効とする。

(2) 舗装工事実務経験者

主任技術者等として、舗装工に係る施工管理業務（一施工当たり300平方メートル以上の舗装工に関するもの）について、契約日の5年前の日の属する年度の初日から契約日までの間に、年1件以上の実務経験を通算して3年以上有する者

(配置の基準)

第5条 舗装技術者の配置を求める工事の基準は、次のとおりとする。

なお、下記別表中舗装面積については、当初契約時の対象工事に含まれる舗装工に関する工種のうち施工面積が最大のものを基準とし、変更契約による施工面積の増減は考慮しない。

- (1) 舗装工事においては、別表1の基準に従い元請負人が配置するものとする。
- (2) 土木一式工事で舗装工を含むものにおいては、別表2の基準に従い元請負人が配置するものとする。ただし、舗装工を下請負により施工する場合において、当該下請負人（第一次下請に限る。）が配置する技術者が同表に定める資格等を有するときは、その者をもって充てることができるものとし、第4条中「元請負人」とあるのは「下請負人」と、「契約日」とあるのは「下請負契約日」と読み替えるものとする。
- (3) その他の工事においては、前号の基準を準用する。
- (4) 新技術、新工法又は排水性舗装等の高度な技術力を必要とする場合は、別表の基準によらず工事担当課において適当な舗装技術者の配置を求めることができるものとする。

2 対象となる工事で配置される主任技術者等が舗装技術者の資格等を有している場合は、兼任できるものとする。

(舗装技術者の資格等の確認)

第6条 舗装技術者の配置を求める工事の元請負人に対し、本要領に基づき適切に舗装技術者を配置させるとともに、資格等を証明する書類を添付した舗装技術者通知書（別記様式1）を市長又は公営企業管理者に提出させ、確認する。この場合において、第5条第1項第2号ただし書の規定により舗装技術者を配置するとき（同項第3号により準用する場合を含む。）は、下請負人通知書（静岡市建設工事執行規則様式第10号）と整合しなければならない。

なお、元請負人から配置舗装技術者を変更の要望があった場合は、変更舗装技術者通知書（別記様式2）を提出させ、確認することにより変更できるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

別表 1

工 種	舗装面積	資 格 等
舗装工事	6,000平方メートル以上	1級舗装施工管理技術者
	2,000平方メートル以上 6,000平方メートル未満	1級又は2級舗装施工管理技術者
	2,000平方メートル未満	1級若しくは2級舗装施工管理技術者又は舗装工事实務経験者

別表 2

工 種	舗装面積	資 格 等
土木一式工事 (舗装工を含むもの)	6,000平方メートル以上	1級舗装施工管理技術者
	2,000平方メートル以上 6,000平方メートル未満	1級又は2級舗装施工管理技術者
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1級若しくは2級舗装施工管理技術者又は舗装工事实務経験者

別記様式1

舗装技術者通知書

1 工事名 年度 第 号
 _____ 工事
 (年 月 日契約締結)

2 舗装技術者の氏名等

勤務先の 商号又は名称	氏 名	資 格	入社年月日
		I 1級舗装施工管理技術者 II 2級舗装施工管理技術者 III 舗装工事实務経験者	昭和・平成 年 月 日

※ 該当する資格を証するものの写し又は経歴書を添付してください。

3 主任技術者等との兼任の有無 有 ・ 無

先に請負契約を締結した工事の舗装技術者の氏名等を上記のとおり通知します。

年 月 日

(あて先) 静岡市長

静岡市公営企業管理者

住 所

受注者 名 称

氏 名





静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン
(土木工事編)

平成 28 年 11 月

静岡市

1. 設置の目的

建設工事の発注に際し、発注者は事前に施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件について設計図書に明示することとされている。

しかし、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しないなど、事前調査では予見が不可能な状況が発生することがある。

さらに、複雑・高度化する工事の内容に発注者・受注者のみで協議をするだけでは、円滑な事業執行をする上で不十分な場合がある。そこで工事着手時および困難事象の発現時など必要に応じ、発注者・受注者に詳細設計を担当したコンサルタント等(以下「コンサルタント等」という。)が参画することにより、施工段階で発生する様々な課題及び設計内容等について協議・調整を行い、対処していくために「静岡市建設工事監理調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2. 工事監理調整会議に諮る工事

原則として、構造計算を伴う重要構造物の存在する建設工事を対象とする。ただし、その他の建設工事についても、発注者が必要と認めた場合においては工事監理調整会議に諮ることができるものとする。

※重要構造物とは、橋梁下部工（基礎杭を含む）・上部工、トンネル工、グラウトアウター工、補強土壁工、地滑り対策工、軟弱地盤対策工、堰堤工及びその他構造計算を要するものをいう。

工事発注時に特記仕様書を添付し、会議が開催された場合は変更にてその費用を負担する。ただし、静岡市土木工事共通仕様書に準じて施工する工事については、「静岡市土木工事共通仕様書」に記載しているため、添付の必要はない。

3. 調整会議の構成及び出席者

①受注者は、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)の2名が出席するものとする。

②コンサルタント等は、対象業務を担当した管理技術者及び担当した技術者の2名が出席するものとする。

※必要に応じ測量及び地質調査業者の主任技術者も構成員とすることができる。

③発注者は、担当監督員の他に主任監督員または総括監督員及び総括監督員が必要と認められた職員が出席するものとする。主任監督員及び総括監督員の都合がつかない場合は、主

任監督員または総括監督員と同等の立場の職員が出席する。

なお、コンサルタント等の出席者へ支給する費用は、別紙－１のとおりとする。

4. 調整会議の開催要請

・受注者は、設計図書の照査により、約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実を発見し、コンサルタント等に設計意図等を確認する必要がある場合には、発注者へ調整会議の開催を要請することができる。

5. 調整会議の協議の対象とする事項

- ①詳細設計の設計内容等に関する事項
- ②静岡市建設工事請負契約約款第 18 条(条件変更等)に関する事項
- ③静岡市土木工事共通仕様書 1-1-3 (設計図書の照査等)に関する事項
- ④静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款第 38 条(瑕疵担保)に関する事項
- ⑤静岡市クイックレスポンス(即日回答)ガイドラインに関する事項

6. 実施要領

①調整会議の開催要請

- ・設計図書の照査ガイドラインによる場合

受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により設計照査等を実施し、監督員に確認できる資料及び質問書を提出し、書面により発注者に調整会議の開催を要請する。

- ・静岡市クイックレスポンス(即日回答)ガイドラインによる場合

受注者は、施工段階で発生した様々な課題及び設計内容等について協議・調整を行うために「静岡市クイックレスポンスガイドライン」に従い、必要事項を記載したクイックレスポンス請求書を提出し、書面により発注者に調整会議の要請をする。

※調整会議設置における「設計図書の照査ガイドライン」及び「静岡市クイックレスポンス(即日回答)ガイドライン」との関連は、ガイドライン相関図(12 ページ)を参照されたい。

②調整会議の開催

- ・発注者は、受注者から提出された資料及び質問書等の書面により要請された調整会議の開催時期を検討し、調整を行う。コンサルタント等に対しては、当該事業課より(様式－１)により通知する。

- ・発注者は、問題点の共通認識や意思疎通を図る観点から、必要に応じ、調整会議を工事現場で開催することも検討する。

③調整会議の運営

- ・詳細設計を実施したコンサルタント等は、当該工事等に係る詳細設計成果と詳細設計照査報告書により設計内容等を説明し、受注者が作成・提出した質問書等に回答する。
- ・調整会議の各参加者は、当該工事の契約図書である設計図書等と現場の整合性、設計内容等を確認したうえで、当該工事に関し設計変更が必要な場合等は、内容を確定するとともに、その設計図書等の修正を実施する者(以下「修正者」という。)及び費用を負担する者(以下「負担者」という。)を決定するものとする。なお、修正者及び負担者の判断は、本ガイドラインによるものとする。
- ・協議結果については、受注者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。

7. 設計変更の対応

(1)設計変更内容等の確定について

- ・調整会議により整理された事項について必要な設計変更の内容を確定し、その修正者・負担者を明確にし、①コンサルタント等の責によるもの、②受注者が実施すべきもの、③発注者が実施すべきものを報告書に記載するものとする。

(2)コンサルタント等の責による場合の対応

①設計業務委託契約の瑕疵担保期間である場合

<設計図面の修正が軽微なもの>

- ・発注者がコンサルタント等に（様式－2）により修正を要請するものとする。

<設計図書の修正が軽微でないもの>

- ・静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款第 38 条第 2 項に基づき修補の請求を行うものとする。
- ・瑕疵担保期間は原則 3 年とするが、その瑕疵が故意又は重大な過失の場合については 10 年とする。

なお、重大な過失とは、過失の結果として、目的物に重大な瑕疵があったものとする。重大な瑕疵とは、「構造面、用途面から契約の目的に影響を与えるか否か」により判断する。

②瑕疵担保期限を過ぎている場合

- ・発注者の負担により図面を修正するものとする。

- ・修正にあたっては発注者による修正、又は別途に修正設計業務の発注を原則とし、その費用を計上するものとする。

8. 実施すべき事項の調整が紛糾した場合の対応

- ・技術政策課長に報告し、調整するものとする。

9. 工事発注時の特記仕様書記載例

- ・（別紙－2）による。

10. 報告書の提出

- ・協議結果については、受注者が報告書（様式－3）にまとめ発注者に提出するものとする。
- ・発注者は、受注者から提出された報告書の写し1部を技術政策課へ提出するものとする。

11. その他

- ・調査設計段階、工事施工段階における課題を共有することで、今後の工事目的物の品質向上に貢献することが期待できるため、工事完成後に、発注者、受注者、コンサルタント等の三者で現場の確認を行うことが望ましい。

12. 改正経過

- ・平成19年4月改正。
- ・平成21年4月改正
- ・平成24年4月改正
- ・平成28年11月改正

別紙一 1

「工事監理調整会議」に出席するコンサルタント等への費用負担について

1. 負担方法

受注者は、発注者が指示するコンサルタント等に対し打合せに要する費用として業務委託料に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。

2. 積算方法

①打合せに要する費用の積算

- ・ 1回あたり主任技師0.5人と技師(A)0.5人を計上するものとする。

②旅費交通費の積算

- ・ 「静岡県職員等の旅費に関する条例」によるものとする。
- ・ 往復の交通費のみを計上する。

③直接経費

- ・ 会議で使用する資料を設計者に作成させる場合は実費(見積もり)を計上する。

④計上箇所

- ・ 「工事監理調整会議」打合せ費は、請負工事費の中の業務委託料で計上する。

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量
直接工事費						
	共通仮設費				式	1
純工事費						
	現場管理費				式	1
工事原価						
	一般管理費等				式	1
業務委託料						
	「工事監理調整会議」打合せ費				式	1
工事価格						
消費税相当額					式	1
請負工事費						

内訳表については次頁「打ち合わせ費例」を参照

④「工事監理調整会議」打合せ費(例)

・金入り設計書

「工事監理調整会議」打合せ費					
一金	〇〇,〇〇〇円	1式	打合せ回数 1回		
規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.5	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
技師(A)	人	0.5	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
交通費	式	1.0	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	1往復×2人 〇〇～静岡市葵区追手町等
計				〇〇,〇〇〇	

・金抜き設計書

「工事監理調整会議」打合せ費					
一金	円	1式	打合せ回数 1回		
規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
交通費	式	1.0			1往復× 人 〇〇～静岡市葵区追手町等
計					

特記仕様書

第1条 「工事監理調整会議」の設置及び目的

本工事においては、受注者の求めに応じて、工事着手前等に当該工事の受注者とその設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計内容等の伝達等を行う「工事監理調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。調整会議で設計の変更等が必要となった場合は、設計変更の内容を確定し、その修正者、負担者を明確にするものとする。

第2条 開催

調整会議は、受注者が発注者へ施工計画書を提出する前に実施するものとし、設計図書の照査完了後、必要に応じて速やかに発注者に調整会議の開催を要請する。また、工事施工中に問題等が発生した場合にもクイックレスポンス等において発注者に開催を要請することができる。

第3条 出席者

受注者は、調整会議に現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の2名が出席するものとする。

第4条 協議内容

1 調整会議では、契約図書である設計図書等と現場の整合性、設計内容等を確認したうえで、当該工事に関し設計変更が必要な場合等は、内容を確定するとともに、その設計図書等の修正を実施する者(以下「修正者」という。)及び費用を負担する者(以下「負担者」という。)を決定する。

2 受注者は、設計照査及びクイックレスポンス等を実施し、監督員に質問書と内容の確認できる資料を書面により提出し、協議を求めることができる。

なお、照査については「設計図書の照査ガイドライン」、クイックレスポンスについては「静岡市クイックレスポンス(即日回答)ガイドライン」を基に実施するものとする。

3 受注者は、発注者及びコンサルタント等に施工計画について説明を行う。

第5条 報告書

協議結果については、受注者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。

第6条 コンサルタント等への費用

受注者は、発注者が指示するコンサルタント等に対し、打合せに要する費用として、業務委託料に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。

様式-1

文 書 番 号

平成〇〇年〇月〇日

(コンサルタント名)

氏名 様

静岡市長

(〇〇〇〇〇課)

「平成〇〇年度〇〇〇〇工事」の施工に関する「工事監理調整会議」の開催について

平素は本市建設行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記工事(受注者：〇〇〇〇)」の施工に際し、貴社が担当された「平成〇〇年度〇〇〇〇業務委託(契約日 平成〇〇年〇月〇日)」の内容確認及び設計意図について、受注者への周知等を目的とし、下記により「工事監理調整会議」を開催することとなりました。

業務ご多忙のところ恐縮ではありますが、当該業務を担当されました貴社職員(対象業務を担当した管理技術者及び担当技術者の 2 名)の「工事監理調整会議」への参加にご協力をお願いいたします。

「工事監理調整会議」の参加者へは本市の規定に基づき、打合せに要する費用及び旅費交通費が受注者から支給されますので、参加者の氏名及び担当時の職務区分(管理技術者等)について連絡願います。

なお、打合せに要する費用等の支払いの対象は 2 名までとします。

記

1. 開催日時 平成〇〇年〇月〇日 〇時～
2. 場 所 静岡市役所〇〇〇〇会議室
3. 連絡先 〇〇課 氏名
電 話 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
4. その他 「工事監理調整会議」開催時には、当該工事の設計業務を受注した際の関係書類を持参し、当該業務における設計意図の説明及び下記の設計内容の問い合せに対して速やかに回答ができるように準備をお願い致します。

様式-2

文 書 番 号

平成〇〇年〇月〇日

(コンサルタント名)

氏名 様

静岡市長

(〇〇〇〇〇課)

「平成〇〇年度〇〇〇〇業務」の修正について

この度、平成〇〇年〇月〇日開催の「工事監理調整会議」において、「平成〇〇年度〇〇〇〇業務委託(契約日 平成〇〇年〇月〇日)」の成果物の誤謬について確認したところであるが、その修正にあたっては下記によらねたい。

記

1. 修正の内容 (具体的に記載)

2. 修正の期限 平成〇〇年〇月〇日まで
3. 修正に係る費用 無償とする。

報告書

No.

工事名	平成 年度 第 号		
協議年月日	平成 年 月 日() :	場 所	
上記の工事について、下記のとおり協議を実施したので報告します。			
現場代理人名			印
協議内容			
協議結果・監督員の指示事項			
出席者	発注者		
	受注者		
	コンサルタント等		
上記について、受理する。			
平成 年 月 日			監督員名 印

29 静建土技第 1540 号
平成 29 年 9 月 5 日

関係各課かい長 様

技術政策課長

休日・夜間作業届及び工事成績評定における『休日の確保』について（通知）

このことについて、下記の項目における運用を定めたので通知します。詳細については別表を参照願います。

記

1. 静岡市土木工事共通仕様書 共通編 1-1-39 『休日・夜間作業届』について
2. 土木工事成績評定における『休日の確保』について
別表参照

以上

担当

技術政策課

技術・検査グループ

長島、岩井 内線 81-3654

平成 29 年 9 月 5 日

『休日・夜間作業届』及び工事成績評定における『休日の確保』について

本件は、静岡市土木工事共通仕様書 共通編 1-1-39 2. 休日又は夜間の作業連絡についての運用方針を定めるものである。

また、あわせて土木工事成績評定における『休日の確保』について工事成績採点時の確認内容を変更するが、評定項目を変更するものではない。

1. 休日・夜間作業届の取扱いについて

- ① 静岡市土木工事共通仕様書 共通編 1-1-39 2. 休日又は夜間の作業の連絡 における提出書類一覧 No. 15『休日・夜間作業届』の届出及び監督員への連絡にあたっては、代休日を記載する必要はない。
- ② 受注者はあらかじめ事前に休日・夜間作業を監督員に連絡し、監督員は『休日・夜間作業届』を保管する。監督員は検査依頼時に関係書類と合わせこれを提出。受注者は完成時に再度提出（完成図書への添付）の必要はない。

2. 土木工事成績評定における『休日の確保』について

- ① 受注者は休日の確保についての記録を工事記録簿にて整理する。土日祝日に作業等を行った場合で、その日が会社営業日の場合はその旨を摘要欄に記載し、代休を取得した場合はその日を代休日として記載する。

(工事記録簿記載例)

年 月 日	天候	記 録	摘 要
●月 1 日	土	晴	舗装工
2 日	日	曇	休 工
3 日	月(祝)	曇後雨	付帯工、安全訓練
4 日	火	雨	休 工
			4 日に代休取得
			会社営業日
			1 日の代休日

- ② 監督員は施工プロセスチェックリストにおける『休日の確保を行った記録が整理されている』については工事記録簿にて確認し、受注者の会社営業日がわかるカレンダー等にて確認する。受注者はあらかじめ会社営業日がわかるよう、施工計画書等に記載するか、監督員に提示する。
- ③ 代休日の取得にあたっては、工期内に取得していればよいものとし、工事成績評定の加点要件とする。

ただし、『休日の確保』が土木工事成績評定項目であることの主旨に鑑み、工期末に複数日の代休日をまとめて取得することは適切といえないので、『静岡市建設工事の完全週休 2 日制の実現に向けた取り組み』を参考とされたい。

【問合せ先】 静岡市技術政策課 技術・検査グループ

担当：長島、岩井

電話：(直通) 221-1078、(内線) 81-3654

【完成図書チェックリスト ver. 2020.04】

項目	細目	摘要	チェック
出来形管理	数量総括表		
	出来形管理表	検査員による検測(赤)、監督員による段階確認(青)、品質証明員による確認(緑等)	
段階確認・立会願			
工事記録簿	着手から完成日まで 日曜・祝日を明示	段階確認、立会、検査等の実施及び確認者を記入 安全訓練実施、休日作業、代休確保等記載	
休日・夜間作業届		※事前に提出しているので再提出不要	再提出不要
安全・訓練等の実施報告書		※工事月報と併せて提出しているため再提出不要	再提出不要
材料検査簿	※監督員の検印	監督員による検査を実施した場合に作成する 主要な材料(鋼材、セメント、杭等)で検査時に明視できないものを記載	
産廃、リサイクル関係	マニフェスト集計表	個票は整理して保存・検査時に提示 ※電子マニフェストを使用し、排出総量が確認できる場合 集計表の作成は不要	
	再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書		
	産廃処理委託契約書 収集運搬業許可証	※事前・事後とも提出不要 監督員、検査員による確認請求があった場合に提示	提示
	搬出調書	建設発生土等のマニフェスト管理されないものが記載対象	
発生土処分	受入承諾書、受入証明書		
安全関係書類		完成時に監督員が確認、受注者は検査時に再度提示	提示
建設業退職金共済証紙受払簿		完成時に監督員が確認、受注者は検査時に再度提示	提示
下請検査		完成時に監督員が確認、受注者は検査時に再度提示	提示
品質管理 (現場試験) ※当該工事に必要な品質管理を記載(右記載のうち不要なものはチェック欄を斜線とし、記載のない場合は追記する)	盛土(路体・路床)	現場密度試験、プルフローリング	
	路盤(下層・上層路盤)	現場密度試験、プルフローリング	
	舗装(アスファルト合材)	密度試験結果、温度管理(温度測定)	
	舗装	平坦性試験、外観検査	
	コンクリート	塩化物総量、スランプ、圧縮強度、空気量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定	
	コンクリート二次製品	現場受け入れ試験	
	アンカー、ロックボルト	モルタル圧縮強度、フロー値、適性試験(引抜き)	
	溶接	各種試験	
	上水道	継手部接合、管路水圧試験、継手部水圧試験	
品質証明 (材料試験結果)	使用材料品質証明書	事前に提出されたものも添付、材料承諾(使用承諾協議)以外の品質証明書類はすべて完成図書に綴る	
出荷証明書	出荷証明書、ミルシート		

※監督員は、このチェックリストを完成図書の目次として添付し、受注者の書類整理を確認する。

※書類不備がある場合はチェック欄に×を記載、項目にない書類等は空欄等に書類名を記載。

※契約関係書類として提出した書類が再度提出され、重複することがないようにする。

【工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況 加点時チェックリスト】

項目	以下の基準にもとづき工事特性、社会性等は主任監督員が確認し、創意工夫は担当監督員が確認し、確認欄に「レ点」を記載する。	監督員 確認欄	備考
共通	様式第3号『工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況』が所定の様式にて提出されている。		すべて 確認対象
	『項目（工事特性・創意工夫・社会性等）』と選択した提案内容が一致している。		
	『評価内容』と提案内容が一致している。		
	説明欄の文章がわかりやすく記載されており、監督員以外が読んでも理解できるものになっている。		
創意工夫	事前に提出された施工計画書に提案内容の記載がされている。 もしくは、事前に資料が提出されている。		すべてに チェックが 入らない 場合は 加点し ない
	実施による効果や結果が明確にされ、記載がある。		
	実施による効果があり、監督員が評価できる。		
	設計変更の対象とならないものである。 (本来、設計変更で対応すべき内容は対象としない。)		
	受注者判断により実施できるもの。 (管理者との協議が必要なものは対象としない。)		
	現場条件等を加味し、当該現場ならではの工夫である。 (工事特性を理解した上での工夫となっている。)		
	他の工事にも共用できる工夫ではない。 (市販の汎用品を利用しただけのものは対象としない。)		
	採点表の技術力キーワード一覧表の番号に該当がある。 (該当がない場合、その他として加点しない。)		
	軽微な工夫を対象とし、高額な費用を投じた工夫ではない。		
社会性等 (地域貢献)	道路清掃等を加点の場合、工事期間中に月1回以上実施したことが確認できる。		
	インターンシップは当該現場に1日以上を受け入れを実施した場合に対象とし、他工事と重複して評価していない。 (担い手育成につながる取組は評価対象項目7番とする。)		
	地域が主催するイベントへの積極的参加は、当該工事現場周辺の工事影響がある範囲での参加となっている。		

加点する場合は、完成図書と併せ当該チェックリストを検査員に提出してください。加点の判断が難しい場合や工事特性を加点する場合は、技術政策課検査員に事前相談してください。

静岡市農林土木工事に関する特記仕様書

※静岡市農林土木工事に関する特記仕様書は、農林土木工事にて使用されているものであり、その他の工事については必要に応じて使用してください。

静岡市農林土木工事特記仕様書

静岡市土木工事共通仕様書に定めのない事項については、静岡県交通基盤部監修『農林土木工事共通仕様書(平成30年10月)』、『農林土木工事施工管理基準(平成30年10月)』及び『静岡県農林土木工事監督技術基準、農林土木共通仕様書に基づく監督業務、農林土木工事現場実務の手引き』によるものとする。

コンクリート路面工特記仕様書

第1条 目的及び適用

- 1 この特記仕様書は林道工事におけるコンクリート路面工の施工に関し必要な事項を定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、農林土木工事共通仕様書（平成27年静岡県告示第855号）（以下「仕様書」という。）によらなければならない。

第2条 一般事項

- 1 受注者はコンクリート路面工の施工に先立ち、路体面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
- 2 受注者はコンクリート路面工の施工において、路体面に湧水等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

第3条 施工

- 1 受注者は、コンクリート路面工の型枠の設置、コンクリートの運搬にあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、コンクリート路面工の正確な仕上がり厚さ、正しい計画高さを確保するため、型枠を打設の際に移動しないよう所定の位置に据え付けなければならない。また、コンクリートの打設後20時間以上経過後、或いはコンクリートがその自重及び施工に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達した後に型枠を取り外さなければならない。
 - (2) 運搬については、仕様書第1編3-6-3運搬の規定によるものとする。
- 2 受注者は、コンクリート路面工のコンクリートの打設、締固めにあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 打設については、仕様書第1編3-6-4打設の規定によるものとする。
 - (2) 締固めについては、仕様書第1編3-6-5締固めの規定によるものとする。
- 3 受注者は、コンクリート路面工の鉄網の設置にあたって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 鉄網の位置は、設計図書に示されていない場合には、コンクリートの厚さの1/2の位置とする。
 - (2) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。特に曲線部については、外側部の鉄網が不足しないよう留意しなければならない。
 - (3) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。
 - (4) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷き均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。
 - (5) スペーサを用いて鉄網を布設する場合、本体コンクリートと同等以上の品質を有するコンクリート製またはモルタル製のスペーサを用いて、打ち込み中に動かないようにしなければならない。

- 4 受注者は、コンクリート路面工の表面仕上げにあたって、次の各号に従わなければならない。
- (1) 受注者は、コンクリート路面工の表面は荒仕上げ、平坦仕上げ、粗面仕上げの順で施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、コンクリート路面工の表面を粗面仕上げとし、かつ仕上げ面は平坦で緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。
 - (3) 粗面仕上げは、タインブラシ等を用いて摩擦抵抗を増すように仕上げなければならない。
- 5 受注者は、コンクリート路面工の目地を施工する場合に、次の各号に従わなければならない。
- (1) 目地材について設計図書に示されていない場合には、スギ板等を 4.5mに1カ所設けるものとする。ただし、鉄網を設置する場合は8mに1カ所とする。
 - (2) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。また、目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。
 - (3) 目地は路面に垂直になるように施工しなければならない。
- 6 受注者は、コンクリート路面工のコンクリートの養生を次の各号に従って行わなければならない。
- (1) 養生については、仕様書第1編3-6-9養生の規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、コンクリート路面工の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。

第4条 品質管理

農林土木工事施工管理基準（平成27年静岡県告示第855号）によるものとする。

第5条 出来形管理

農林土木工事施工管理基準（平成27年静岡県告示第855号）によるものとする。

法面保護工の植生工に関する特記仕様書

1 目的及び適用

本特記仕様書は、本工事の法面保護工における植生工について、施工後の生育判定に関し必要な事項を定めるものであり、本特記仕様書に定めがない事項については、農林土木共通仕様書（平成 30 年 10 月 静岡県交通基盤部監修）によるほか、関係法規、指針等に基づくものとする。

2 生育判定の実施

本工事は、法面保護工等の植生工施工後に、別添要領に基づく成育判定を実施する。

3 その他

本特記仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

植生工生育判定実施要領

制定 平成 20 年 1 月 22 日

1 目的及び適用

本要領は、林道工事の法面保護工における植生工（再施工を含む）について、施工後の生育判定に関し必要な事項を定めるものである。

2 生育判定

(1) 生育判定の目安

施工後の生育判定は、下表を目安として行うものとする。

評 価	判 定 時 の 植 生 状 態
A	植被率が 70%以上である。
B	植被率が 70%以下である。
判定保留	植被率は 70%程度以下であるが、生育が遅く、今後、吹付材料による植被率の向上が見込める。

※ 施工後に異常気象があった場合等はこの限りではない。

出典根拠：「道路土工のり面工・斜面安定工指針」（財）日本道路協会）の一部

(2) 生育判定の時期

生育判定の時期は下表を目安として行うものとする。

施 工 時 期		判 定 時 期
春 期	3～5 月	施工後 90 日
夏 期	6～8 月	10 月～11 月中旬
秋 期	9～10 月	翌年 6 月初旬
冬 期	11～2 月	翌年 7 月初旬

(3) 事務処理手順

ア 請負者調査

請負者は、植生工を施工した全箇所について、2に定める生育判定を実施し、別記調査表を作成し状況写真とあわせて発注者に提出する。

イ 発注者調査

発注者は、請負者から調査表が提出されたら直ちに調査を実施することとし、調査は、請負者の立会いのもと、原則として林道事業担当課長が行うものとする。

林道事業担当課長以外が調査を実施した場合は、林道事業担当課長が確認を行うものとする。

現地調査は必須とし、箇所を選定にあたっては、請負者調査の結果から植被率を考慮して調査箇所を決定する。

調査結果は別記調査表に記入し、評価「判定保留」の箇所がある場合は、「A」または「B」と評価されるまで継続して調査を実施する。

継続調査期間は最長で施工後1年を目途とする。

ウ 調査結果の保存

調査表は、工事関係書類とともに保存する。

別記

植 生 工 の 成 育 状 況 調 査 表

植 生 工 の 成 育 状 況 調 査 表										確認者 職氏名	印
工事名	請負者		特 記 事 項								
調 査 日	①請負者調査	平成 年 月 日	請負者調査者 氏名	印							
	②発注者調査(第1回)	平成 年 月 日	発注者調査者 職氏名	印							
			請負者調査者 氏名	印							
	③発注者調査(第2回)	平成 年 月 日	発注者調査者 職氏名	印							
請負者調査者 氏名			印								
④発注者調査(第3回)	平成 年 月 日	発注者調査者 職氏名	印								
		請負者調査者 氏名	印								
法面 No.	工 種	施 工 日	①		②		③		④		備 考
			植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									
		平成 年 月 日									

※留意事項 1 調査は施工した法面単位(工法、種類、法面の形状等によって適宜判断する。)に行う。
 2 工種欄には、種子吹付工、客土吹付工(厚さ)、厚層吹付工(厚さ)等を記入する。
 3 植被率は目視により10%単位に判断する。(植被率:地山または盛土における土砂面が、緑化によって覆われている率)
 4 判定は表第2に基づき行う。
 5 特記事項には、必要に応じて異常気象の有無や獣害の有無のほか、判定につながる事項を記入する。
 6 請負者調査は、当該工事の現場代理人または主任技術者等が行う。

補強土壁工（ジオテキスタイル工）特記仕様書

第1章 総則

第1条 目的及び適用

- 1 本特記仕様書は、本工事におけるジオテキスタイル工の施工に関し必要な事項について定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、設計図書及び農林土木工事共通仕様書（平成27年静岡県告示第855号。以下「共通仕様書」という。）によらなければならない。
- 2 本特記仕様書及び共通仕様書に記載されない事項については、設計図書並びに次の基準によるものとする。
 - (1) 日本工業規格 … 日本工業会
 - (2) 道路土工－施工指針 … (社)日本道路協会
 - (3) 道路土工－擁壁工指針 … (社)日本道路協会
 - (4) 道路土工のり面工・斜面安定工指針 … (社)日本道路協会
 - (5) ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル(第二回改訂版)
… (財)土木研究センター
 - (6) 林道技術指針 … 林野庁

第2章 一般事項

第1条 施工

ジオテキスタイル工の施工においては、壁面材及び補強材(ジオテキスタイル)をはじめとする各部材を設計図書に示された位置に正しく配置するとともに、主材料である盛土材料が所定の土質、締固め度を満足することにより補強土壁としての形状と安定が確保されることから、盛土の締固めは慎重に施工するとともに、整然とした壁面を確保するよう努めなければならない。

第2条 部材

ジオテキスタイル工に使用する部材は、所定の品質、形状を有し、使用上有害なキズ、ひび割れ、曲がり、ねじれ等の欠陥があってはならない。

第3章 材質及び仕様

第1条 補強材(ジオテキスタイル)

- 1 補強材(ジオテキスタイル)は、高分子製有孔シートで縦、横方向の目ずれがなく一体成型されたもので、盛土材料との摩擦抵抗を十分発揮することができるものとし、各種材料試験の結果により設計条件を満足する引張力などが確保されたものとする。
- 2 地盤及び盛土材のPH等に影響されず、長期耐久性に優れたものであること。
- 3 (財)土木研究センターの土木系材料技術・技術審査証明を取得した製品であること。

第2条 壁面材

- 1 壁面材はエキスパンドメタル鋼製ユニットで植生シートと一体化したものを標準とし、背面に作用する土圧に対して安全であることが照査された製品であること。また、補強材(ジオテキスタイル)との連結が可能で、計画法勾配を確保するものでなければならない。
- 2 表面処理は、長期間の風化に耐える処理を施したものとする。

第3条 形状及び寸法

- 1 各部材の形状及び寸法は設計図書によるものとし、主要部材における寸法許容差は以下に示すとおりとする。
 - (1) 補強材(ジオテキスタイル) … 幅及び長さ： -0 mm
 - (2) 壁面材 … 幅： $\pm 20\text{ mm}$ 、斜長及び底板長： $\pm 30\text{ mm}$

第4章 盛土材料

第1条 使用する盛土材料は、現場発生材を流用することを原則とし、軟弱土、尖った礫、粒径の大きい岩及び不純物(枝条、抜根等)を混入しないようにすること。

第2条 酸、アルカリ性が強く栄養分が少ない盛土材料を使用する場合には、壁面材背面を植生に適したものとすること。

第3条 切土及び盛土の施工中において予期しない不良土が発生した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、その指示を受けるものとする。

第5章 施工

第1条 準備工

- 1 工事に必要な測量を行い、結果については監督員に報告するものとし、工事の円滑な遂行に資するため工程を十分検討しなければならない。
- 2 施工開始の後、現地土質が当初推定したものと著しく相違する場合には、直ちに監督員に報告するとともに、その指示を受けるものとする。(設計変更となる場合があるため、工程を考慮し迅速に対応すること。)

第2条 床堀及び基礎工

- 1 ジオテキスタイル工の基底面掘削時において、下記に示された状況が生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (1) 現地土質が当初推定したものより不良であった場合。
 - (2) 掘削面より予期しない湧水や地下水が見受けられたとき、また埋設物が確認された場合。
 - (3) 掘削斜面崩壊が生じた場合。
 - (4) その他、これらに類する状況で、補強土壁やその周辺の安定性を損なうおそれのある兆候が確認された場合。
- (5)参考：基礎工は、原地盤の地形、用途、構造、施工方法にかかわらず、常に水平となるように施工しなければならない。施工の仕上がりの良否は補強土壁の全体の安定性や仕上がりの精度に影響を及ぼすことによる。補強土壁の縦方向に原地盤が傾斜する場合には、階段式の基礎工を施工する。
(この場合、下段の掘削の段階で、上段の支持地盤が乱されることがあり、これが不等沈下の原因にもなり得ることから、連続でコンクリートを打設するなどの対処が必要。)

- 2 ジオテキスタイル工の基底面掘削時において、過掘を生じたときは、事前にその処理方法を監督員に報告し、工作物同等以上のものをもって埋め戻さなければならない。
- 3 ジオテキスタイル工の背面に過掘を生じたときは、必要に応じて再度安定計算を実施し、処置を施すものとする。

第3条 壁面材の組立及び設置

- 1 壁面材の組立においては、壁面としての平坦性を確保するよう注意をはらうだけでなく、鉛直度、水平度、壁面方向の直線性及び隣接する壁面材相互の位置を常に確認し、設計図書と相違が生じた場合には、直ちに監督員に報告するとともに、その原因について究明し、監督員の指示により修正を加えるものとする。
- 2 各部材は、設計図書に基づき配置するとともに、その組立には所定の工具資材を適切に使用し、正しく設置しなければならない。

第4条 壁面材と補強材(ジオテキスタイル)の連結

- 1 補強材(ジオテキスタイル)は、同一敷設面において規格及び寸法が異なる場合があるため、常に設計図書と照合するとともに、盛土面との不陸が生じないように丁寧に設置しなければならない。
- 2 補強材(ジオテキスタイル)の敷設時には、適度な緊張を加えて緩みのないように施工するとともに、転圧時には、必要に応じて杭等により補強材(ジオテキスタイル)を固定するなど必要な措置を講じなければならない。
- 3 補強材(ジオテキスタイル)は、原則として水平かつ壁面に直角に取付けなければならない。ただし、施工中の降雨に対する排水対策として、盛土面に横断勾配を設けた場合には、この勾配により埋設するものとする。
- 4 壁面材と補強材(ジオテキスタイル)を連結する場合には、補強材(ジオテキスタイル)にたるみがなく、緊張された状態で適切に連結し敷設しなければならない。
- 5 曲線区間等で、隣り合った補強材(ジオテキスタイル)間に10cm程度以上のすき間が生じた場合は、同質・同等の補強材を敷設してすき間を埋めなければならない。

第5条 墜落防止工

- 1 施工中において、基礎地盤からの施工高さが2m以上となる時は、墜落防止のための手すりを補強土壁の壁面沿いに設置しなければならない。
- 2 手すりの構造は労働安全衛生規則第563条の3、及び別図を参考とする。

第6条 その他の材料

- 1 盛土内の排水対策については、監督員と協議し必要に応じ板状排水材等を施工すること。

第7条 盛土

- 1 盛土材料のまきだし敷均しは、バックハウ(クローラ型山積 0.5m³(平積 0.4m³))を標準とするが、材料及び施工位置に応じた工法を設定するものとする。
- 2 盛土材料の締固めについては、下記事項を標準とする。
 - (1) 壁面材から1m以内：人力又は振動コンパクタ等による機械投入
 - (2) 壁面材から1m以上：振動ローラ(2.5~1.8 t 級)
- 3 施工機械の走行においては、下記の項目を厳守すること。
 - (1) 壁面に平行に走行すること。
 - (2) 壁面から1m程度離れて走行すること。

- (3) 作業手順は壁面側より道路センター方向に進めていくこと。
 - (4) 補強材(ジオテキスタイル)埋設区間での急激な方向転換は絶対に避けること。
 - (5) 盛土材料がまきだされていない補強材(ジオテキスタイル)の上を走行しないこと。
- 4 盛土一層あたりの仕上がり厚は、20cm を標準とする（試験施工により締固め度確認した場合、最大 25cm）。特に、壁面付近では十分な締固め度が得られるように丁寧に仕上げること。また、締固め面は補強材(ジオテキスタイル)の埋設に支障を生じないように平坦に仕上げなければならない。
 - 5 盛土の締固め度は JIS A1210 に定められた室内の突固め試験の A、B 法によって得られる最大乾燥密度の 95%以上、C、D、E 法で 90%以上を確保すること。
 - 6 盛土の施工含水比は上記 5 の試験により得られた締固め曲線において、所定の締固め度を得ることができる含水比の範囲とする。
 - 7 施工位置へのまきだし終了した盛土材料は必ず締固めておくものとし、ルーズな状態で放置したままその日の作業を終了してはならない。
 - 8 縦断勾配の変化点又は敷設した水平排水材等において、施工途中で十分な排水機能が発揮できない場合には水切りを行うこと。

第 8 条 施工管理

- 1 各資材については、搬入時監督員が検収の立会を行う。万一、日程調整が不可能な場合には、事前に監督員の指示を受けるものとする。
- 2 施工途中においても出来形を適切に管理し、盛土管理は段数と基準高によって実施するものとする。
- 3 出来形及び品質における管理基準は次表によるものとするが、現場条件等により検討の必要があるときは、監督員と協議すること。

第 9 条 その他

- 1 その他施工にあたっては、各メーカーが発行する施工要領書を参考にするとともに、記載のない事項については、その都度監督員と協議するものとする。

補強土壁工（ジオテキスタイル工）写真管理基準

農林土木工事施工管理基準によるほか、以下の基準によるものとする。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
使用材料	形状寸法・規格	検収時	全て	
盛土	巻出し厚	巻出し時	1 施工 1 箇所 (1 断面各層)	
	締固め状況	締固め時	1 施工 1 箇所 (1 断面各層)	
壁面材	組立て状況	施工中	1 施工箇所に 1 回	
補強材・補助材	敷設状況・規格	施工中	1 施工箇所に 1 回	
	敷設長 (横断方向)	施工後	全て	複数の補強材を 1 枚の写真に収めてよい

補強土壁工（ジオテキスタイル工）施工管理基準

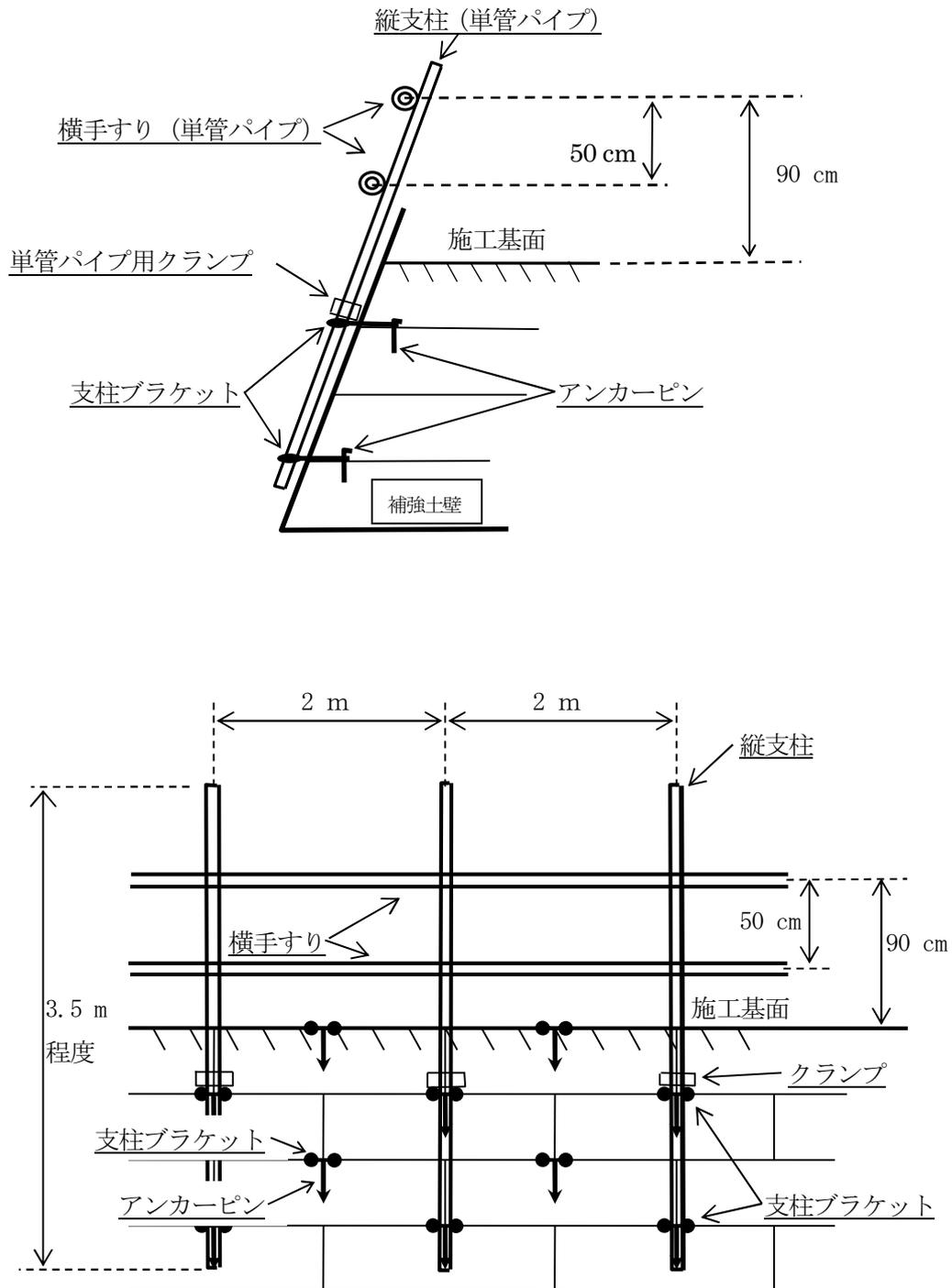
項 目		規 格 値	測 定 基 準	管 理 方 法	摘 要
基準高 V		±50 (mm)	測点毎の天端	農林土木工事施工管理基準による。 [様式 2-1・2-2・3]	農林土木工事共通仕様書 1-1-30 に規定する出来形管理基準及び規格値の 1-15-3 補強土壁工にかえる。
高さ H < 3 m		-50 (mm)	測点毎		
高さ H ≥ 3 m		-100 (mm)			
鉛直度 Δ		±0.03h かつ ±300 (mm) 以内			
延長 L < 10m		-20 (mm)	1 施工箇所毎		
延長 10m ≤ L < 100m		-50 (mm)			
延長 L ≥ 100m		-100 (mm)			
ジオテキスタイル敷設長 W		-0 (mm)	敷設材毎の各敷設長		
土の突固め試験 (JIS A1210)			当初及び土質の変化時		
盛土材 の 締固め 度	現場密度の測定 ρ (JIS A 1214)	最大乾燥密度の 95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) もしくは 90%以上 (C・D・E 法)。	盛土 500m ³ につき 1 回 (1 回の試験につき 3 孔 で測定し、3 孔の最低値で 判定を行う。)	農林土木工事施工 管理基準による。 [様式 7-1・10-1]	<ul style="list-style-type: none"> 農林土木工事共通仕様書 1-1-30 に規定する品質管理基準及び規格値の 15 補強土壁工による。 細粒分含有量が多い場合は又は、岩石質盛土材の場合は別途監督員と協議すること。

注 1) 「農林土木工事施工管理基準」及び「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル(第二回改訂版)」を準用する。

2) 上記によらない場合は、監督員と協議するものとする。

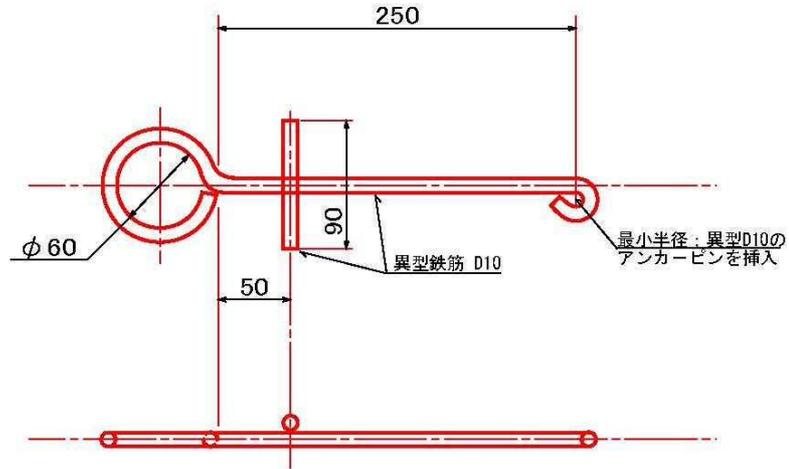
補強土壁墜落防止工 標準図 (一例)

補強土壁工施工時には、補強土壁壁面に沿って下図のような「墜落防止柵」を設置すること。

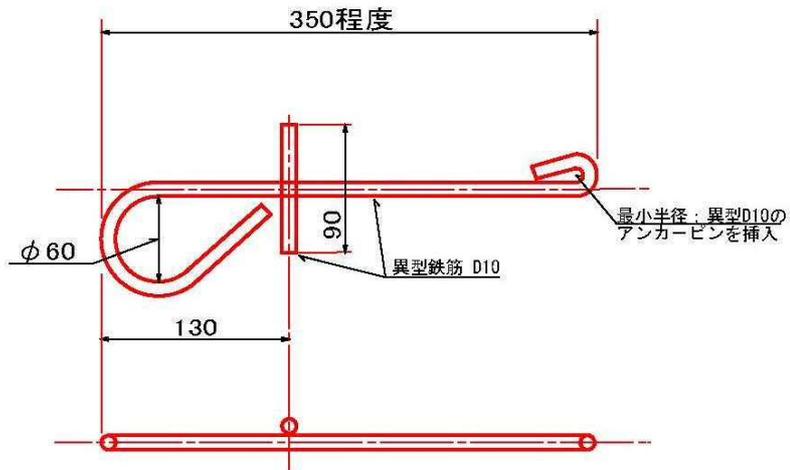


補強土壁墜落防止柵 (一例)

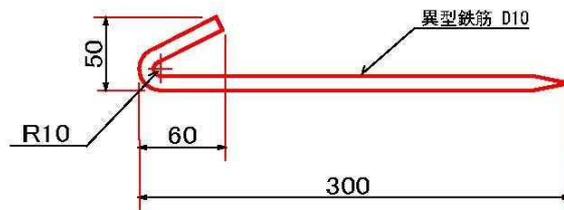
支柱ブラケット標準図 (単位: mm)



支柱ブラケット標準図2 (単位: mm)



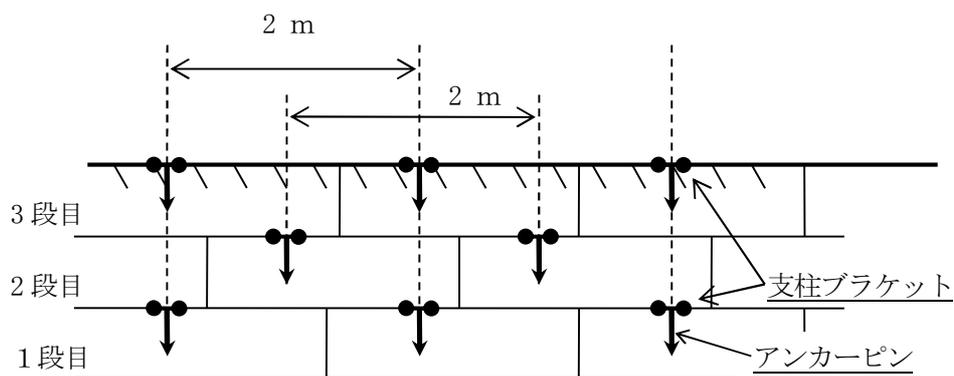
アンカーピン標準図 (単位: mm)



補強土壁墜落防止柵 組立順序図 (一例)

手順①

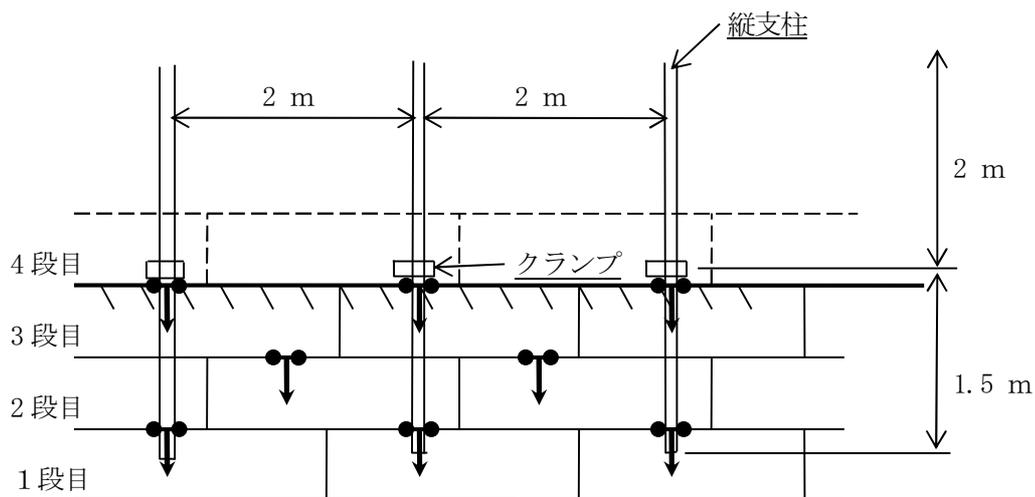
- 1 段目の盛土完了後、2m間隔で支柱ブラケットを取り付け、アンカーピンで固定する。
- 2～3段目にかけて、高さ方向に千鳥配置となるよう同様にブラケットを取り付ける。
- 取り付け位置は壁面材の端部か、端から10目合の位置など決めておき、鉛直方向の通りを修正していく。



手順②

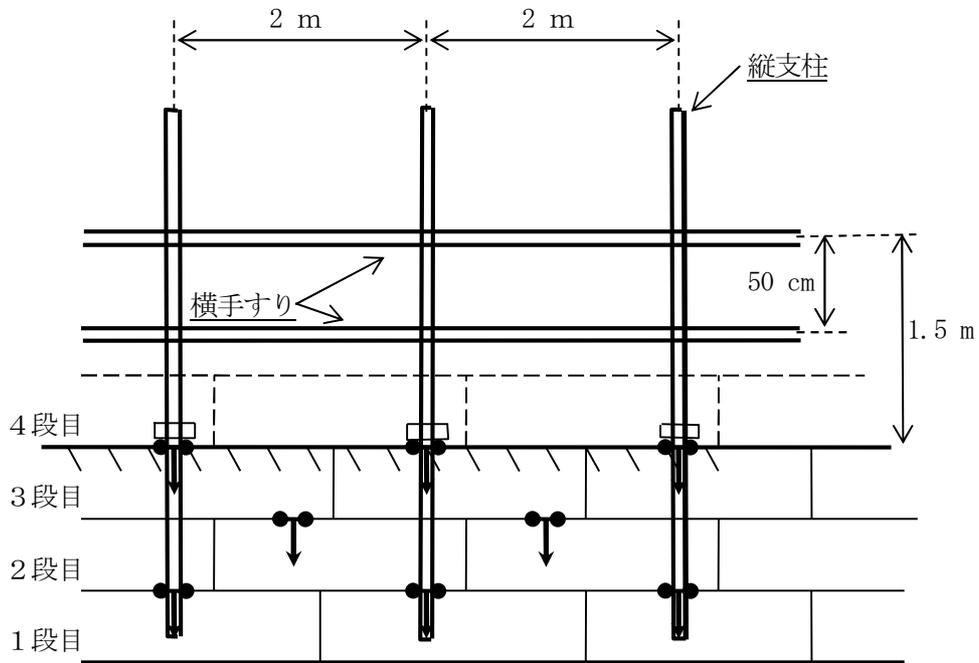
- 4段目の壁面材を配置した後、1及び3段目の支柱ブラケットに長さ3.5m程度の縦支柱を差し込む。

支柱には、下端から1.5mの位置にクランプを取り付けておき、上端のブラケットで支持させる。



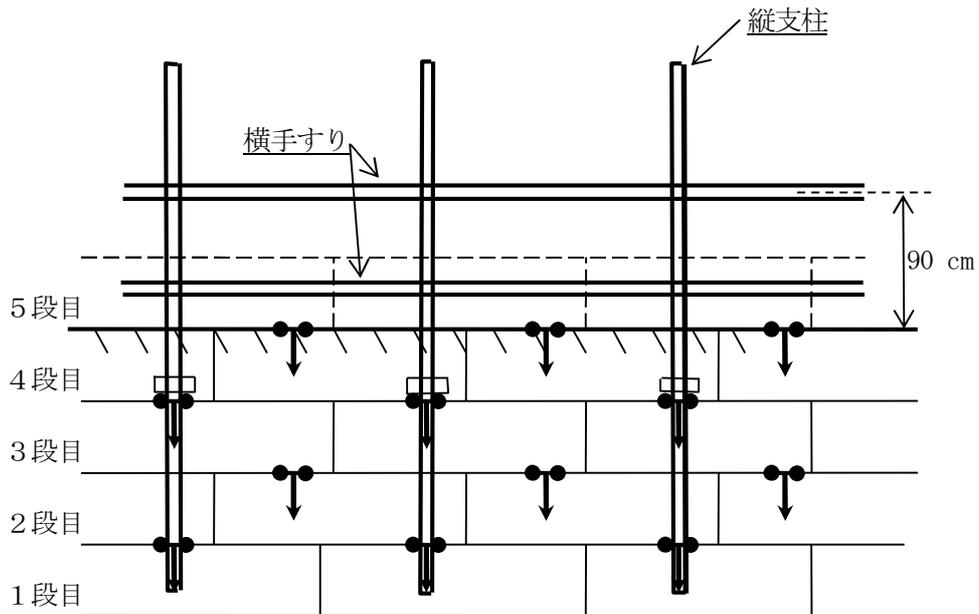
手順③

縦支柱の外側にクランプ等により、横てすりを2本取り付ける。
上段の横てすりは3段目上端部から1.5mの高さに設置する。
横てすりの上下の間隔は50cm程度とする。



手順④

4段目の盛土を施工し、支柱ブラケットを取り付ける。
この時、横てすりの高さが90cmとなる。
ブラケット設置後、5段目の壁面材を配置する。

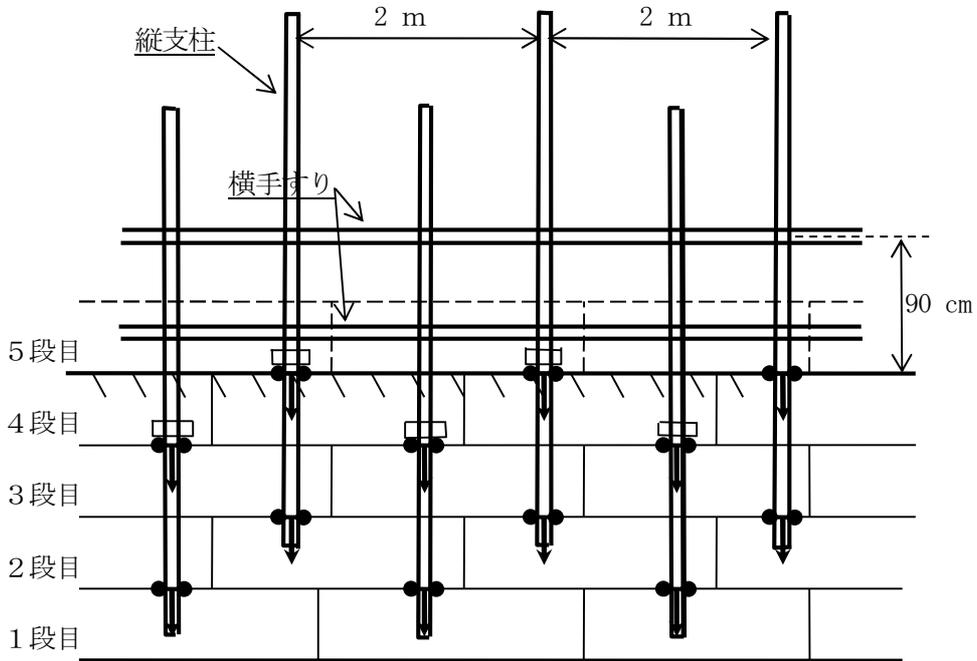


手順⑤

2及び4段目の支柱ブラケットに、新たに縦支柱を立て込む。

既設の横手すりと壁面材の間に差し込む形となる。

この時、縦支柱にはあらかじめ横てすり固定用のクランプも取り付けしておく。

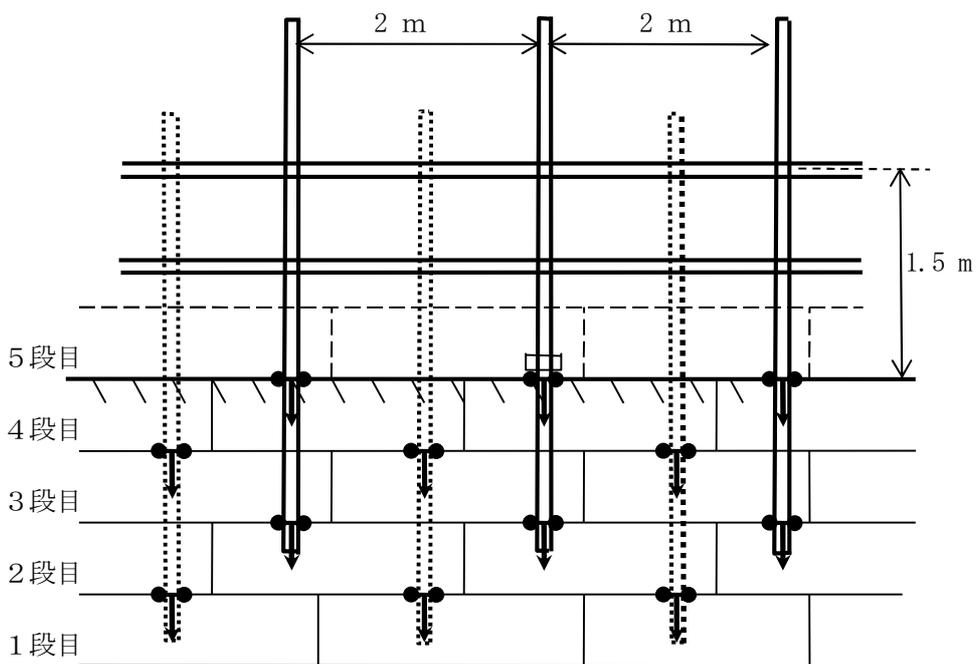


手順⑥

横てすりを⑤で設置した縦支柱に付け替える。

この後、1及び3段目に設置した縦支柱は撤去し、5段目の盛土を施工する。

以後④～⑥を繰り返す。



鋼製L型擁壁工 特記仕様書

第1章 総則

第1条 目的および適用

- 1 この特記仕様書は本工事における鋼製L型擁壁工の施工に関し必要な事項について定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、農林土木工事共通仕様書（平成27年静岡県告示第855号。以下「共通仕様書」という。）によらなければならない。
- 2 本特記仕様書および共通仕様書に記載されない事項については設計図書並びに次の基準によるものとする。
 - (1) 日本工業規格 … 日本工業規格
 - (2) 道路土工-施工指針 … 日本道路協会
 - (3) 道路土工-擁壁工指針 … 日本道路協会
 - (4) 道路土工-法面・斜面安定工指針 … 日本道路協会
 - (5) 林道技術指針 … 林野庁

第2章 一般事項

第1条 施工

鋼製L型擁壁工の施工においては、壁面材および支柱材をはじめとする各部材を設計図書に示された位置に正しく配置するとともに、盛土の締め固めを慎重におこない、整然とした壁面を確保するよう努めなければならない。

第2条 部材

使用する部材は所定の品質、形状を有し、使用上有害なキズ、ひび割れ、曲がり、ねじれ等の欠陥があってはならない。

第3章 材質および使用

第1条 鋼材

鋼材は、溶融亜鉛メッキ（JIS H8641）仕上げ相当とするが、無処理とした場合は、腐食代を見込むものとする。

また、土圧による圧縮変形に絶える強度を有し、計画法勾配を確保するものでなければならない。

第2条 形状および寸法

各部材の形状および寸法は設計図書によるものとし、主用部材における寸法許容差は以下に示すとおりである。

鋼材 … 幅・高さ・長さ ±20mm

第4章 施工

第1条 準備工

工事に必要な測量をおこない、結果については監督員に報告するものとし、現地地形が当初推定したものと著しく相違する場合は監督員と協議しなければならない。

第2条 床掘工

床掘りは所定の位置および勾配で掘削を行う。その際下記に示された状況が生じた場合には、直ちに監督員と報告・協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 現地土質が当初推定したものより不良であった場合。
- (2) 掘削面より予期しない湧水や地下水が見受けられたとき、また埋設物が確認された場合。
- (3) 掘削法面崩壊が生じた場合。
- (4) その他、これに類する状況で鋼製L型擁壁工や周辺の安定性を損なう恐れのある兆候が確認された場合。

第4条 各部材の組立および設置

各部材の組立においては、壁面としての平坦性を確保するよう注意を払うだけでなく、鉛直度、水平度、壁面方向の直線性および隣接する壁面材相互の位置を常に確認し、設計図書と相違が生じた場合には、直ちに監督員に報告するとともに、その原因について究明し、監督員の指示により修正を加えるものとする。

各部材は設計図書に基づき配置するとともにその組立には所定の工具資材を適切に使用し、正しく設置しなければならない。

第5条 施工管理

各資材については、搬入時監督員が検収の立会を行なう。万一、日程調整が不可能な場合には、事前に監督員の指示を受けるものとする。

施工途中においても出来形を適切に管理することとする。

出来形および品質における管理基準は共通仕様書のプレキャスト擁壁工に準ずるものとする。

支障木の伐採に関する特記仕様書

第1章 総則

第1条 目的及び適用

- 1 この特記仕様書は本工事における支障木の伐採に関し必要な事項について定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、農林土木工事共通仕様書（平成30年10月 静岡県交通基盤部監修。以下「共通仕様書」という。）によらなければならない。
- 2 本特記仕様書および共通仕様書に記載されない事項については設計図書によるものとする。

第2章 一般事項

第1条 着手前協議

受注者は、支障木伐採の着手にあたり、あらかじめ、伐採の範囲等について、監督員に確認すること。

第2条 施工

- 1 受注者は、伐採にあたっては、伐採対象木以外の立木を損傷しないように注意しなければならない。
- 2 受注者は、伐採木の伐採高を概ね地上より30cm以内としなければならない。
- 3 受注者は、伐採木を「かかり木」のまま放置することなく、地面に引き落とさなければならない。
- 4 受注者は、伐採木を後続作業の支障とならない場所に集積すること。

第3条 施工管理

写真管理を、以下のとおり行うこと。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
支障木伐採	伐採状況	着手前 施工中 完了後	伐採対象範囲全体が概ね確認できる程度	

【 特 記 仕 様 書 】

- 1 本工事において使用する木材は、原則として「静岡県産材」とし、それに依りがたい場合は監督員と協議する。
「静岡県産材」とは、静岡県内で伐採された原木を県内で加工した、スギ、ヒノキ、マツ等の丸太及び製材品等の木材をいう。
静岡県産材であることを証明する書類として、「県産材販売管理表」（副）を監督員に提出する。
- 2 「県産材販売管理表」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載し、「県産材取扱業者」として認定された者又は、知事が「県産材販売管理表」の交付を行った者より木材を購入し発行を受ける。
- 3 支障木等現地発生材を使用する場合は、現地において監督員の確認を受ける。
- 4 施工計画書の主要資材の項目に木材の購入業者名を明記する。
- 5 工事材料使用承認願には、木材購入先が「県産材取扱業者」の場合は「県産材取扱業者認定書」の写しを添付する。また、知事が「県産材販売管理表」の交付を行った者の場合は、発行番号が記載された内容未記入の「県産材販売管理表」の写しを添付する。

総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書

1 技術提案内容の履行に関すること

- (1) 受注者は、提出した技術提案で発注者が承認した内容について、契約後速やかに監督職員と評価内容の確認を行い、結果を「施工計画書」として提出する。
なお、上記の技術提案の内容が、受注者の責により履行されなかった場合は、入札時に付与した加算点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額を算定し、入札価格との差額（以下「ペナルティ額」という。）を違約金として受注者に求める。
- (2) 受注者は、発注者から前項の規定による支払の請求があったときは、これに応じなければならない。
- (3) 技術提案の内容が、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、請負工事成績評定における法令遵守等の項目の点数から5点を減ずる。

2 市内企業の施工割合履行に関すること

- (1) 加點評価された場合、受注者は、当初の下請負企業が確定した時点において、市内企業施工割合計算表にて発注者の確認を受けなければならない。
- (2) 加點評価された場合、発注者が設定した市内企業の施工割合が、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、請負工事成績評定における法令遵守等の項目の点数から3点を減ずる。

3 登録基幹技能者活用の履行に関すること

- (1) 受注者は入札参加申請時に、登録基幹技能者を配置するとした場合、配置可能な登録基幹技能者を申告しなければならない。
- (2) 受注者は、登録基幹技能者の現場配置状況の確認を受けなければならない。確認時期は、指定した工種の施工時点とし、施工体制点検の際に、登録基幹技能者講習修了証により監督員の立会いにて確認を受けること。
- (3) 受注者は、完成届出書提出時までに登録基幹技能者配置表を提出し、入札参加申請時に申告した登録基幹技能者配置の確認を受けなければならない。この場合、登録基幹技能者の配置が、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、請負工事成績評定における法令遵守等の項目の点数から3点を減ずる。

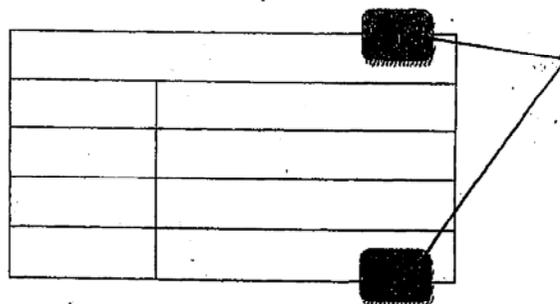
4 若手技術者の配置の履行に関すること

- (1) 受注者は入札参加申請時に、若手技術者を配置するとした場合、配置可能な若手技術者を申告しなければならない。
- (2) 入札時に加点評価された場合、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、請負工事成績評定における法令遵守等の項目の点数から3点を減ずる。
- (3) 受注者は、完成届出書提出時に、土木工事成績評定基準及び建築・設備工事成績評定基準の様式第3号「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」を提出すること。ただし、請負工事成績評定における加点の対象とはならない。

発注者又は請負業者 様

建設リサイクル法届出・通知済シール配布について

静岡市では、平成24年4月2日より建設リサイクル法対象建設工事（建築物の解体・新築等、土木工事等すべて）について届出（通知）書の受付を行ったとき、届出者に対して「建設リサイクル法届出・通知済シール」を交付します。



看板の上下どちらかに、貼付してください。

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	静・清
静岡市	

【お願い】

- ①建設業許可又は解体工事登録の標識看板（元請業者の看板）に貼付してください。
- ②標識看板は、道路から見える位置に設置をお願いします。
- ③工事完了後は、速やかにシールをはがしてください。